

日野市地域防災計画

(令和7年度修正)

【資料編】



日野市防災会議

— 目次 —

第1節 組織・制度	1
第1 日野市防災会議条例	1
第2 日野市防災会議施行規則	3
第3 日野市災害対策本部条例	7
第4 日野市災害対策本部条例施行規則	8
第5 災害対策本部組織と所掌事務	11
第6 日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則	19
第7 日野市災害医療コーディネーター設置要綱	20
第8 日野市消防団条例	22
第9 日野市消防団規則	26
第10 消防事務の委託に関する規約	32
第11 消防事務の委託に関する付属協定書	34
第12 日野市災害初動緊急地区担当員設置に関する訓令	36
第13 日野市防災行政無線局管理運用規程	38
第14 自主防災組織	42
第15 地域自主防災会	46
第16 日野市消火器交付及び設置要綱	48
第17 日野市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱	50
第18 日野市自主防災組織に対する自主防災組織育成交付金交付要綱	52
第2節 情報受伝達	55
第1 関係機関連絡先	55
第2 情報伝達手段	60
第3節 消防関係	65
第1 日野消防署庁舎所在地	65
第2 日野消防署車両配置別内訳	65
第3 消防団器具置場所在地	66
第4 消防団主要資機材	67
第5 消防水利設置数	68
第6 街頭消火器設置状況	68
第4節 医療救護関係	69
第1 市内医療機関等一覧	69
第2 市内調剤薬局一覧	72
第3 医療トリアージについて	75
第5節 地震対策関係	76
第1 震度計の設置場所	76
第2 気象庁震度階級関連解説表	76

第3	日野市耐震改修促進計画の概要.....	81
第4	日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和3年度）（概要）.....	83
第5	日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱.....	85
第6節	水防対策関係.....	92
第1	重要水防箇所.....	92
第2	多摩川重要水防区域図（令和7年度）.....	94
第3	重要水防箇所一覧（多摩川）（日野市関連分抜粋）.....	97
第4	重要水防区域図（浅川）（令和7年度）.....	99
第5	重要水防箇所一覧（浅川）（日野市関連分抜粋）.....	100
第6	水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設.....	104
第7	土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設.....	110
第8	洪水予報及び水防警報伝達系統図（多摩川、浅川）.....	111
第9	水防警報の種類.....	114
第10	大雨警報・大雨注意報等基準等.....	115
第11	土砂災害警戒情報作成システム障害時の雨量監視基準.....	116
第12	警報・注意報等の定義.....	117
第13	防災気象情報.....	118
第14	気象注意報・警報等の種類・発表基準.....	119
第7節	避難対策関係.....	123
第1	震災時指定避難所等.....	123
第2	風水害時指定避難所等.....	131
第3	公園等設置トイレ状況.....	140
第4	市内小中学校トイレ設置状況.....	142
第8節	帰宅困難者対策関係.....	143
第1	東京都の帰宅支援対象道路.....	143
第2	一時滞在施設一覧表.....	144
第3	駅周辺公共施設及び避難所.....	145
第4	災害時帰宅支援ステーション等.....	148
第5	「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（抜粋）.....	150
第6	「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営（抜粋）.....	152
第7	「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について（抜粋）.....	155
第9節	保健衛生・防疫対策関係.....	156
第1	遺体取扱施設（予定施設）.....	156
第2	遺体収容所における標準的な配置区分図.....	156
第3	検視・検索性物品保管場所一覧.....	157
第4	多摩地区火葬場一覧.....	157

第5	感染症患者対策	158
第6	ごみ・し尿対策	158
第10節	救援物資関係	160
第1	給食施設	160
第2	災害時給水ステーション（給水拠点）	160
第3	応急給水セット配置場所	161
第4	物資輸送拠点予定地	161
第5	市の主な防災備蓄倉庫等	162
第6	市の主な防災備蓄物資等	163
第11節	教育・保育対策関係	164
第1	保育施設	164
第2	小学校	167
第3	中学校	167
第4	高等学校	167
第5	大学	168
第6	その他	168
第12節	緊急輸送対策関係	169
第1	大震災時における交通規制図（第1次）	169
第2	大震災時における交通規制図（第2次）	170
第3	日野市特定緊急輸送経路	171
第4	日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱	172
第5	災害時臨時離着陸場候補地	182
第6	車両用燃料補給所一覧	182
第7	タクシー業者一覧	182
第8	日野市災害対策協力会社一覧	183
第13節	災害救助法関係	185
第1	「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知）災害の被害認定統一基準（抜粋）	185
第2	災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月）（抜粋）	186
第3	災害弔慰金等の支給	189
第4	災害救援物資等の支給（日本赤十字社東京都支部）	189
第5	災害援護資金の貸付	190
第6	生活福祉資金の貸付	191
第7	被災者生活再建支援金の支給	192
第8	中小企業への融資	194
第9	農林漁業関係者への融資	195
第10	日野市災害弔慰金の支給等に関する条例	197

第11 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	203
第14節 協定・災害協定等一覧	209
第1 市町村相互応援協定等	209
第2 情報受伝達関係	210
第3 医療救護関係	210
第4 避難対策関係	211
第5 駅周辺混雑緩和対策関係	213
第6 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係	213
第7 災害復旧対策関係	215
第8 緊急輸送対策関係	215
第9 ボランティア関係	216
第10 災害廃棄物関係	216
第11 その他の協定等	216

第1節 組織・制度

第1 日野市防災会議条例

○日野市防災会議条例

昭和38年7月25日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき日野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平成12条例23・平成25条例15・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に依じて日野市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成25条例15・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 東京都の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 日野市の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 日野市の教育委員会の教育長
- (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 消防団長
- (8) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 日野市内防災協力団体の役員のうちから市長が委嘱する者
- (11) 自主防災組織(法第5条第2項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のう

第1節 組織・制度
第1 日野市防災会議条例

ちから市長が任命するもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 前項の委員の総数は、27人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭和58条例9・平成24条例30・平成25条例15・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、日野市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付 則

この条例は、昭和38年7月25日から施行する。

付 則(昭和58年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第30号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の日野市防災会議条例第3条第5項第11号の規定により平成26年3月31日までの間に新たに任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

第2 日野市防災会議施行規則

○日野市防災会議条例施行規則

昭和39年11月17日
規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、日野市防災会議の組織及び運営の円滑を図ることを目的とする。

(委員)

第2条 日野市防災会議条例(昭和38年条例第3号。以下「条例」という。)第3条第5項の委員は、次のとおりとする。

- (1) 東京都南多摩西部建設事務所長
- (2) 東京都南多摩保健所長
- (3) 東京都水道局八王子給水事務所長
- (4) 警視庁日野警察署長
- (5) 日野市副市長
- (6) 日野市総務部長
- (7) 日野市まちづくり部長
- (8) 日野市健康福祉部長
- (9) 日野市立病院長
- (10) 日野市教育委員会教育長
- (11) 東京消防庁日野消防署長
- (12) 日野市消防団長
- (13) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (14) 東日本旅客鉄道株式会社豊田駅長
- (15) 東日本電信電話株式会社東京西支店長
- (16) 東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社長
- (17) 東京ガス株式会社東京西支店長
- (18) 京王電鉄株式会社京王西管区長
- (19) 日野市医師会長
- (20) 日野市内防災協力団体の役員のうちから市長が委嘱する者
- (21) 自主防災組織を構成する者のうちから市長が委嘱するもの
- (22) 防災に関する学識経験のある者のうちから市長が委嘱するもの
- (23) 日野市内又は近隣市にある大学の教員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(事業)

第3条 日野市地域防災計画を樹立するため、各委員は、各々その機関の専門部門についての計画を策

第1節 組織・制度

第2 日野市防災会議施行規則

定し、これを毎年3月末日(緊急を要するものはその都度)までに、会長に提出するものとする。

第4条 各部門ごとに独立して防災のための訓練を実施しようとするときは、会長に届け出るものとする。

第5条 条例第3条第4項により、会長に事故ある場合、その職務を代理する委員は、次の順序による。

第1次 総務部を担当する日野市副市長である委員

第2次 他の日野市副市長である委員

第3次 日野市総務部長である委員

第6条 委員に対しては、会長から委嘱状を発行する。

第7条 事務局は、日野市役所総務部内に置く。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

付 則(昭和45年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、昭和48年3月1日から適用する。

付 則(昭和49年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議施行規則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則(昭和61年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

付 則(平成3年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成3年10月16日から適用する。

付 則(平成4年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成4年5月1日から適用する。

付 則(平成5年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則(平成5年規則第36号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成8年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市庁舎管理規則、日野市電子計算組織の運営管理に関する規則、日野市公有財産規則、日野市土地開発基金条例施行規則、日野市環境保全に関する条例施行規則、日野市あき地の環境保全に関する条例施行規則、日野市地価公示図書閲覧規程、日野市消防団員等被服貸与規程、日野市防災会議条例施行規則、日野市災害対策本部条例施行規則及び専用水道地区の給水装置改造工事資金融資あっせん規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成9年規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年規則第25号)

この規則は、日野市組織条例の一部を改正する条例(平成9年条例第35号)の施行の日から施行する。
(平成10年規則第30号で平成10年5月1日から施行)

付 則(平成12年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付 則(平成15年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第23号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成17年6月4日から適用する。

付 則(平成18年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成18年11月1日から適用する。

付 則(平成19年規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市防災会議条例施行規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

第1節 組織・制度

第2 日野市防災会議施行規則

付 則(平成23年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年規則第14号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第2条中第18号を第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に1号を加える改正規定及び同条に4号を加える改正規定(第23号に係る部分を除く。)による改正後の規定 平成25年2月1日

(2) 第5条の改正規定による改正後の規定 平成25年6月4日

(3) 第2条に4号を加える改正規定(第23号を加える部分に限る。)による改正後の規定 平成25年7月5日

付 則(令和4年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

第3 日野市災害対策本部条例

○日野市災害対策本部条例

昭和38年7月25日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、日野市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(平成12条例24・平成25条例14・一部改正)

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。
2 部に部長を置く。
3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
5 その他の本部の職員は、部長の命を受け部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和38年7月25日から施行する。

付 則(平成12年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

第4 日野市災害対策本部条例施行規則

○日野市災害対策本部条例施行規則

平成 26 年 8 月 20 日

規則第 34 号

日野市災害対策本部条例施行規則(昭和 59 年規則第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野市災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(本部長室の所掌事務)

第 3 条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及びその解除に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用の要請に関すること。
- (5) 政府機関、東京都、他市町村、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- (6) 公用令書による公用負担に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の組織)

第 4 条 本部長室は、次の者をもって組織する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第 5 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第 3 条第 2 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、総務部担当副市長、他の副市長、教育長の順により行うものとする。

の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、総務部担当副市長、他の副市長、教育長の順により行うものとする。

(本部員)

第6条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 議会事務局長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民部長
- (5) 環境共生部長
- (6) 環境共生部クリーンセンター長
- (7) まちづくり部長
- (8) 産業スポーツ部長
- (9) 健康福祉部長
- (10) 子ども部長
- (11) 会計管理者
- (12) 教育部長
- (13) 日野市立病院事務長
- (14) 東京消防庁日野消防署長又はその指名する消防吏員
- (15) 消防団長
- (16) その他市長が必要と認める者

(部及び班)

第7条 条例第2条に規定する部に班を置く。

2 部及び班の名称、組織並びにその所掌する事務は、市長が別に定める。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、日野市災害対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(日野市一般職の職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

2 日野市一般職の職員の特殊勤務手当支給規則(昭和45年規則第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成28年規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第31号)抄

第1節 組織・制度

第4 日野市災害対策本部条例施行規則

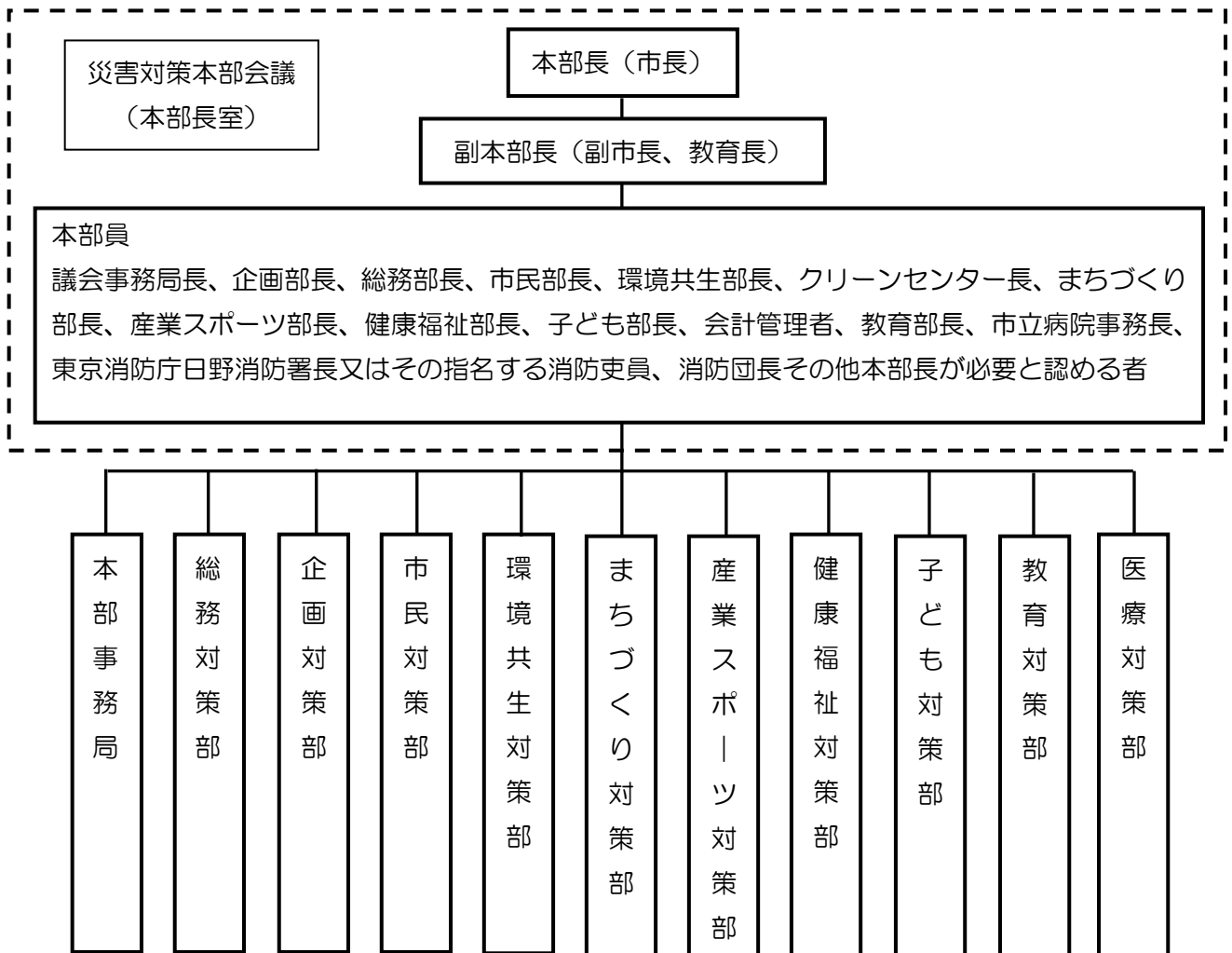
1 この規則は、日野市副市長定数条例の一部を改正する条例(平成30年条例第25号)の施行の日から施行する。

付 則(令和4年規則第15号)

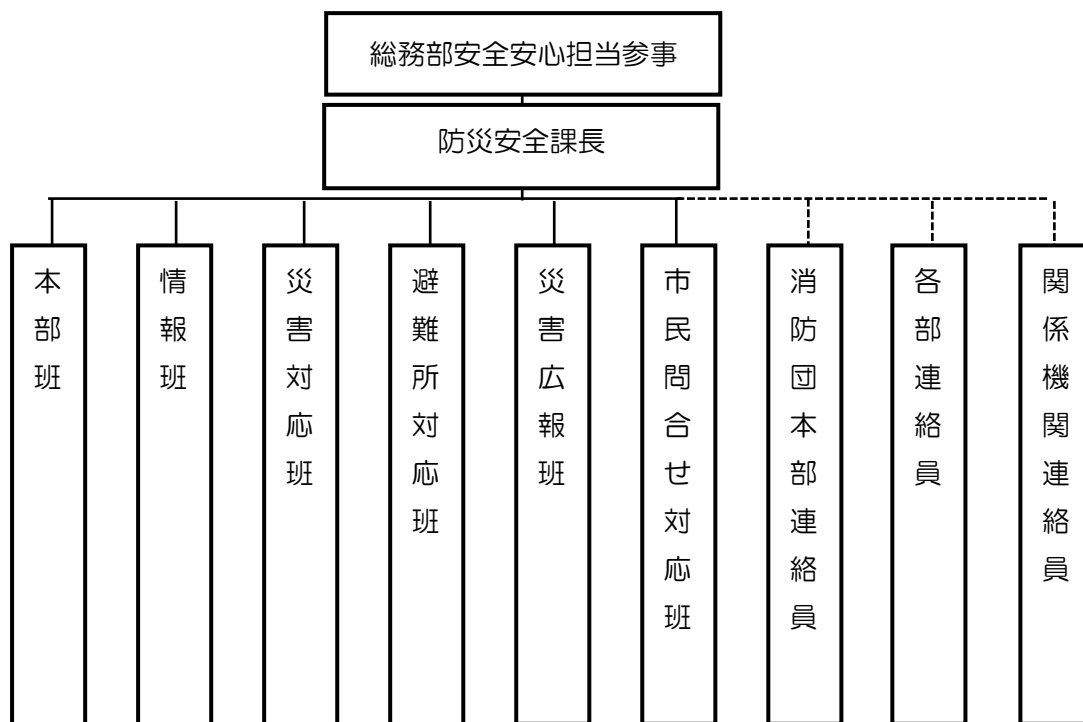
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第5 災害対策本部組織と所掌事務

1 災害対策本部組織



2 本部事務局の編成



3 各対策部等の所掌事務

部		分担事務
全対策部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1. 所掌事務の全般状況の把握、把握結果の報告、進行管理 2. 分掌事務に関わる情報の収集、分析、報告・提供 3. 職員の安否情報の収集と関係班への報告 4. 災害対策本部事務局等に対する要員の差出 5. 所管施設の被害状況の把握と報告 6. 所管施設に関わる指定管理者に対する必要な指示 7. 避難対策実施計画に基づく所管施設の一時滞留者に対する措置 8. 所管施設の応急復旧に関すること 9. 部内の無線機器の統括に関すること 10. 部間及び部内の連絡調整に関すること
災害 対策 本 部 事 務 局	本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の運営に関わる全般統制と本部員会議の運営 2. 対策本部会議資料の取りまとめ 3. 防災行政無線の統制及び活用に関すること 4. 災害対策本部事務局の管理に関する事項
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部事務局における応急対策の検討に必要な収集情報の検討と各部に対する収集指示 2. 各部収集情報の集約、整理、分析と分析結果の報告、掲示、提供 3. 防災気象情報、地震情報、河川関連情報、火山情報など気象台発表情報の収集、整理、分析と分析結果の報告、掲示、提供 4. 防災関係機関からの災害に関する情報の収集、要約、掲示、提供 5. コンピュータ利用による災害情報システムに関すること 6. 災害情報の記録、集計（男女別データ含む）に関すること
	災害対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長決定事項等の指示・伝達 2. 応急対策活動に関わる全般対処方針の策定と実行管理 3. 緊急消防援助隊の派遣要請・自衛隊の災害派遣要請の求めに関わる要否の検討、検討結果の報告、都に対する要請と関係部署への通知、広域応援部隊の運用に関わる総合調整 4. 避難対策実施計画の策定と避難措置の実施 5. 警戒区域の設定に関わる事務 6. 所掌不明事項に関わる総合調整の実施 7. 消防団の運用に関すること
	避難所対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各避難所の避難状況の把握、掲示、報告に関する事項 2. 各避難所からの要請・要望事項の取りまとめ、関係部との調整に関する事項
	災害広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時広報の実施計画の策定と広報対策の実施 2. 各部に対する広報資料の提供指示、記者会見場の設定 3. HP及びSNSの発信、更新に関すること 4. 災害応急活動の記録に関する事項
	市民問合せ対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民からの問合せ対応

第1節 組織・制度

第5 災害対策本部組織と所掌事務

第1節
組織・制度

第5
災害対策本部組織と所掌事務

部	分担事務
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法の適用申請及び報告資料の作成に関する事 2. 激甚災害の指定に係る手続きに関する事 3. 災害対策に必要な物品資材調達の契約に関する事 4. 合同慰霊祭の運営に関する事 5. 職員の招集及び派遣に関する事 6. 職員の労務、災害補償に関する事 7. 他自治体等の人員受援に関する事 8. 協力団体、ボランティア等の宿舍及び飲食料等の手配に関する事 9. 庁内車両運行の調整に関する事 10. 庁外車両の調達に関する事 11. 応急仮設住宅に関する事 12. 市営住宅の被害情報の収集及び復旧に関する事 13. 庁舎及び付帯施設の被害情報の収集及び復旧に関する事 14. 協定を締結している施設の避難所としての使用に関する事 15. 他部の所掌に属さない事項
企画対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広聴に関する事 2. 報道機関との連絡に関する事 3. 相談所の開設に関する事 4. 市議会議員及び市議会災害対策本部との連絡調整に関する事 5. 災害視察及び見舞者等への対応に関する事 6. 災害復興本部に関する事 7. 外国人被災者の対応に関する事 8. 所管施設の災害に応じた用途への利活用に関する事 9. 災害対策関係予算に関する事 10. 災害復興にむけての財政措置に関する事 11. 災害対策に必要な現金の出納及び保管に関する事 12. 所管施設の避難所としての利用に関する事

部	分担事務
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の誘導及び輸送に関すること 2. 帰宅困難者対策に関すること 3. 罹災証明書の発行に関すること 4. 被災者台帳に関すること 5. 被災者の他地区への移送に関すること 6. 避難所運営に関すること 7. 応急給水に関すること 8. 被災者等への税の減免申請等に関すること 9. 災害死亡者の死亡届受理、埋火葬許可に関すること 10. 緊急時対応として火葬許可証に代わる「特例許可証」の発行に関する こと
産業スポーツ対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不足食糧及び物品等の調達、物資の仕分け、管理及び輸送に関すること 2. 支援物資の受け入れ、仕分け、管理に関すること 3. 産業全般の被災情報の収集及び災害復旧に関すること 4. 復旧期の農地等利活用に関すること 5. 産業復興に関すること 6. 所管施設の災害に応じた用途への利活用に関すること 7. 所管施設の避難所としての利用に関すること
子ども対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園、私立幼稚園、児童館及び学童クラブ等の乳幼児と児童の保護・ 避難に関すること 2. 保育園、私立幼稚園、児童館及び学童クラブ等施設の被害情報の収集、 復旧及び利用に関すること 3. 保育園、私立幼稚園、児童館及び学童クラブ等の応急保育に関すること 4. 保護者とはぐれた又は保護者を亡くした子の保護及び緊急保育等に関する こと 5. 乳幼児及び妊産婦への対応に関すること 6. 避難者への応援に関すること 7. 所管施設の避難所としての利用に関すること

第1節 組織・制度

第5 災害対策本部組織と所掌事務

第1節
組織・制度

第5
災害対策本部組織と所掌事務

部	分担事務
環境共生対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の被害情報の収集に関する事 2. 下水道施設の障害物除去、応急復旧に関する事 3. 建設業者等への協力要請に関する事 4. 下水道施設の本復旧に関する事 5. 震災時の悪質汚水流入（水質事故）に関する情報収集、関係機関への連絡等に関する事 6. 公園、緑地および普通河川等の被害情報の収集に関する事 7. 公園、緑地等の利活用に関する事 8. 公園、緑地及び普通河川等の障害物の除去、応急復旧に関する事 9. 水防活動に関する事 10. 災害廃棄物の処理に関する事 11. 被災地のし尿の処理に関する事 12. 災害時のペットの対応に関する事
まちづくり対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建築物応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地危険度判定に関する事 3. 罹災証明の判定協力に関する事 4. 市有施設等の点検の応援に関する事 5. 宅地造成地区内の災害復旧及びその総合計画に関する事 6. 被災現場の復旧改良及びその総合調整に関する事 7. 復興まちづくりに関する事 8. 道路、橋梁等の被害情報の収集に関する事 9. 水防活動に関する事 10. 建設業者等への協力要請に関する事 11. 道路、橋梁及び河川等の障害物の除去、応急復旧に関する事

部	分担事務
健康福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護本部の設置及び運営に関すること 2. 医療機関の情報収集に関すること 3. 市災害医療コーディネーターの補佐に関すること 4. 医師会、歯科医会、薬剤師会等医療関係団体及び医療機関との連絡及び調整に関すること 5. 緊急医療救護所、医療救護所、医療救護活動拠点の開設及び運営に関すること 6. 災害拠点病院等との連絡調整に関すること 7. 災害薬事センター、設置及び運営、医療資器材、医薬品等の管理・調達に関すること 8. 負傷者等の搬送体制への応援要請に関すること 9. 防疫（感染症予防）に関すること 10. 義援金に関すること 11. 災害援護資金の貸付及び災害弔慰金の支給に関すること 12. 被災者生活再建支援金の支給に関すること 13. 応援関係機関との連絡調整に関すること 14. 日野市社会福祉協議会等との協働による市災害時ボランティア支援センターの設置・運営に関すること 15. 警察と連携した遺体収容所の開設に関すること 16. 身元不明者に関すること 17. 看護職による避難所巡回等保健活動の実施に関すること 18. 管理栄養士（栄養士）・歯科衛生士による避難所巡回活動に関すること 19. 避難行動要支援者等の避難及び安否確認に関すること 20. 心身障害者施設の被害情報の収集及び復旧に関すること 21. 高齢者施設・介護保険関連施設の被害情報の収集及び復旧に関すること 22. 指定避難所における福祉避難室及び指定福祉避難所へのトリアージに関すること 23. 指定福祉避難所の開設及び運営支援に関すること 24. 在宅の要配慮者への対応に関すること 25. こころのケアの実施に関すること 26. 発達支援対象者の支援に関すること 27. 所管施設の避難所としての利用に関すること 28. 所管施設の災害に応じた用途への利活用に関すること

第1節 組織・制度

第5 災害対策本部組織と所掌事務

部	分担事務
教育対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒及び公立幼稚園児の避難及び救護,安否確認に関する事 2. 学校、公立幼稚園及び社会教育施設等の被害情報の収集に関する事 3. 学校、文教施設等の応急復旧に関する事 4. 指定避難所の設営及び管理運営に関する事 5. 被災者への炊き出し支援に関する事 6. 衛生班への人的応援に関する事 7. 被災児童及び生徒の学用品等の調達、供給に関する事 8. 文化財等の被害調査及び復旧に関する事 9. 所管施設の災害に応じた用途への利活用に関する事 10. 帰宅困難者対策に関する事
医療対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 患者の避難、救護及び安全確保に関する事 2. 災害拠点病院として重症患者の受け入れに関する事 3. 市災害医療コーディネーターとの連携に関する事 4. 市内救急医療体制の中心的役割に関する事 5. 民間医療機関との連携に関する事 6. 福祉保健対策部と連携した感染症への対応に関する事 7. 病院内の遺体の搬送に関する事 8. 助産救護活動に関する事 9. 他の医療機関との連携に関する事 10. 医療器材、医薬品等の備蓄及び調達に関する事

第6 日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則

○日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則

昭和34年3月1日

規則第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定に基づき、日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者は、総務部長の職にある職員とする。

付 則

この規則は、昭和34年3月1日から施行する。

付 則(昭和44年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市長及び日野市助役ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則の規定は、昭和43年10月15日から適用する。

付 則(昭和45年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市長及び日野市副市長ともに欠けたときの日野市長の職務を行う者についての規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

第7日野市災害医療コーディネーター設置要綱

○日野市災害医療コーディネーター設置要綱

平成27年12月11日

制定

(目的)

第1条 この要綱は、日野市地域防災計画に定める日野市災害医療コーディネーター(以下「市コーディネーター」という。)を設置するに当たり、その任用、勤務条件等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 市コーディネーターは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 市コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合において、日野市内の医療救護活動に係る次に掲げる事項について、統括及び調整並びに医学的助言を行うことを職務とする。

- (1) 日野市災害対策本部福祉保健対策部衛生班の活動に関すること。
- (2) 医療情報の集約に関すること。
- (3) 収容先医療機関の確保に関すること。
- (4) 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日野市地域防災計画に規定される医療救護活動等に関すること。

(委嘱)

第4条 市コーディネーターは、災害時における医療救護活動及び地域における医療の実情に精通し、経験豊富な医師のうちから市長が委嘱する。

(定数)

第5条 市コーディネーターの定数は、1人とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(任期)

第6条 市コーディネーターの任期は、委嘱した日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(訓練への参加)

第7条 市コーディネーターは、第3条に掲げる職務を遂行するため、次に掲げる訓練に参加する。

- (1) 日野市総合防災訓練
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康福祉部長が指定した訓練

(解職)

第8条 市コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 退職を願い出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があるとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。

(服務)

第9条 市コーディネーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市コーディネーターは、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- (2) 市コーディネーターは、職務の遂行に当たっては、法令、日野市地域防災計画及びこの要綱に定めるものを除くほか、市長の命令に忠実に従わなければならない。
- (3) 市コーディネーターは、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 市コーディネーターは、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 市コーディネーターが第3条に規定する職務を行った場合又は第7条の規定により訓練に参加した場合の報酬及び費用弁償は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)に基づいて支給する。

(公務災害の補償)

第11条 市コーディネーターの公務上の災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第37号)に定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市コーディネーターの運用に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

第8 日野市消防団条例

○日野市消防団条例

昭和33年4月29日
条例第17号

(趣旨)

第1条 消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の任免、定員、分限及び懲戒、服務、報酬等については、この条例の定めるところによる。

(平成21条例34・全改)

(設置、名称及び区域)

第2条 日野市に消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 日野市消防団(以下「消防団」という。)
- (2) 区域 日野市全域

(平成21条例34・全改)

(任命)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 日野市に居住する者であつて、年齢満18歳以上45歳未満であること。ただし、団長及び副団長又は特に必要ある者については、この限りでない。
- (2) 志操堅固で身体強健であること。

(平成21条例34・追加)

(定員)

第4条 団員の定数は、490名とする。

(昭和42条例15・全改、昭和46条例2・一部改正、平成21条例34・旧第3条繰下)

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(平成21条例34・旧第4条繰下)

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 第8条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該懲戒処分があつた日から2年を経過しない者
- 2 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職したものとみなす。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 所在不明となつたとき。
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けたとき。
- (平成21条例34・追加、令和元条例26・一部改正)

(罷免)

第7条 団員が心身の故障のため、職の遂行に支障又はこれに堪えない場合は、市長は団長を、団長は
その他団員を罷免することができる。

(平成21条例34・追加)

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分をすることが
できる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠つたとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

(平成12条例8・一部改正、平成21条例34・旧第5条線下)

(懲戒の区分)

第9条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(平成21条例34・旧第6条線下)

(服務規律)

第10条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。招集を受けない場合であつ
ても水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務
に従事しなければならない。

2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

3 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別
の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

4 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行つ
てはならない。

(平成21条例34・全改)

(遵守事項)

第11条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令の下に上下一体ことに当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間互いに相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈及び饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあつてはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義をもつて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となる様な行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務のほかこれを使用してはならない。

(平成21条例34・一部改正)

(報酬等)

第12条 団員には、その職務に応じて日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)に定めるところにより、団員報酬及び出動報酬並びに旅費を支給する。

(平成21条例34・全改、平成29条例21・令和4条例7・一部改正)

(運営費)

第13条 消防団の維持運営を円滑にするために運営費を予算の範囲内で支給する。

(平成21条例34・全改)

(被服の貸与)

第14条 団員には、制服及び制帽等の被服を貸与する。

(平成21条例34・追加)

(災害補償費、退職報償金等)

第15条 職務によつて死亡又は負傷した団員には災害補償費を、退職する団員に対しては退職報償金を東京市町村総合事務組合の定める条例に基づいて支給する。

(平成21条例34・追加)

(雑則)

第16条 この条例施行に必要な事項は、市長が別にこれを定める。

(平成21条例34・追加)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和35年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年条例第15号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則(昭和46年条例第2号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市消防団条例の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則(平成12年条例第8号)

この条例は、平成12年5月1日から施行する。

付 則(平成21年条例第34号)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に置かれている消防団は、この条例による改正後の日野市消防団条例(以下「新条例」という。)の規定により置かれたものとみなし、当該消防団の名称及び区域は、新条例の規定により定められたものとする。

付 則(平成29年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日野市消防団条例第12条の規定は、平成29年7月1日以後に火災その他の事由によって出動したときの費用弁償の支給について適用し、平成29年6月30日以前に火災その他の事由によって出動したときの費用弁償の支給については、なお従前の例による。

付 則(令和元年条例第26号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

付 則(令和4年条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第9日野市消防団規則

○日野市消防団規則

平成24年7月4日

規則第32号

日野市消防団規則(平成21年規則第67号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市消防団(以下「消防団」という。)について、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第2項の規定による組織、法第23条第2項の規定による消防団員(以下「団員」という。)の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項並びに日野市消防団条例(昭和33年条例第17号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分団担当区域)

第2条 消防団に団本部及び分団を置き、分団には部を置く。

2 団本部、分団及び部の名称、詰所器具置場の位置は、別表第1のとおりとする。

3 分団の担当区域は、別表第2のとおりとする。

(階級及び役職)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。この場合において、次項に規定する本部補佐は分団長の階級に、副部長は班長の階級に属するものとする。

2 消防団に団長、副団長、本部補佐、分団長、副分団長、部長、副部長、班長の役職及びその他の団員を置く。ただし、分団長の役職を経験していない者は本部補佐に就任できない。

3 団本部及び分団の役職別配置定数は、別表第3のとおりとする。

(団長等の職務)

第4条 団長は、消防団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行する。

2 副団長及び本部補佐は、団長を補佐するとともに、次の各号に掲げる担当に応じそれぞれ当該各号に掲げる事務を掌理する。

(1) 総務担当

ア 団員の任免及び賞罰に関すること。

イ 消防団の行事の企画及び運営に関すること。

ウ 各種会議に関すること。

(2) 訓練担当

ア 教育訓練に関すること。

イ 歳末その他の警戒に関すること。

(3) 操法・応急救護担当

ア ポンプ車操法、小型ポンプ操法及び応急救護に関すること。

- 3 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を処理し、所属団員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部長は、上司の命を受け、部の事務又は分団の事務を処理する。
- 6 副部長及び班長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 団員は、上司の命を受け、指定された事務を処理する。

(会議)

第5条 消防団の諸行事を審議するため、本部会議及び幹部会議を設置する。

(団長の職務を代理する順序)

第6条 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは団長の定める順序に従い本部補佐、分団長、副分団長又は部長が団長の職務を行う。ただし、団長を除く団員の任命及び罷免については、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いてはこれを行うことができない。

(任期)

第7条 第3条第2項に規定する役職の任期は、2年とする。ただし、留任することを妨げない。

(宣誓)

第8条 団員は、任命されたときは、次の宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(水火災又は地震等の災害出場)

第9条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定める制限速度に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

(消防車乗車時の厳守事項)

第10条 出火出動又は引揚げの場合に、消防車に乗車する団員のうちの最上位の階級及び役職にある者(以下「責任者」という。)は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前及び交通雑踏の場所等を通過するときは、事故を防止するため警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は一列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 消防車が一列縦隊で走行している時、前を走っている消防車が追越信号を出した場合を除き、走行

中前の消防車を追い越してはならない。

(管轄外への出場の禁止)

第11条 消防団は、市長の許可を得ないで管轄区域外の水火災又は地震等の災害現場に出場してはならない。ただし、日野市との間で消防の相互の応援に関する協定を締結した区域については、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第12条 水火災又は地震等の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災等の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(災害現場出動時の遵守事項)

第13条 消防団が水火災又は地震等の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 団長にあっては、市長又は消防署長の所轄の下に行動しなければならない。
- (3) 消防作業は、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (4) 放水口数は、最大限度に使用することにより、消火の効果を収めるとともに火災の損害及び放水したことによる損害を最小限度に止めなければならない。
- (5) 分団は、相互に連絡協調して活動しなければならない。

(報告義務)

第14条 水火災又は地震等の災害現場において遺体や負傷者を発見したときは、その場にいる責任者は、市長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検死員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(措置事項)

第15条 放火の疑いがある場合、その場にいる責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長又は消防署長及び警察官に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、消防署長の判断により慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 出動報告書
- (3) 区域内全図
- (4) 地理水利要覧

- (5) 金銭出納簿
- (6) 雑書綴

(教養及び訓練)

第17条 団長は、団員が技術及び品位を向上させ、水火災又は地震等の災害の際の消防任務に役立つ技能の練磨に努めるよう、定期的に教育訓練を行わなければならない。

(表彰)

第18条 市長は、分団又は団員がその任務遂行に当たって功労が特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については団長が、表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第19条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

(表彰の基準)

第20条 賞詞及び賞状は、団員として功労があると認められる者及び消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

(感謝状の授与)

第21条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し、消防団に対してなした協力

(訓練、礼式及び服制)

第22条 団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)に定めるところによる。

2 団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)に準じ、別に定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年規則第61号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和3年規則第73号)

この規則は、令和3年7月22日から施行する。

付 則(令和6年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	部名	詰所器具置場の位置
団本部		神明 1-11-6
第1分団	第1部	万願寺 3-37-7
	第2部	日野本町 2-14-4
	第3部	日野本町 6-9-26
	第4部	日野 7773-585
第2分団	第1部	栄町 5-20-25
	第2部	日野本町 4-4-12
	第3部	栄町 2-13-4
第3分団	第1部	日野台 4-17
	第2部	日野台 2-33
	第3部	多摩平 6-1-15
	第4部	大坂上 3-11-1
第4分団	第1部	川辺堀之内 108番地(25街区 12-1)
	第2部	東豊田 2-13-5
第5分団	第1部	宮 342-1
	第2部	石田 2-3-1
第6分団	第1部	平山 5-1-19
	第2部	西平山 4-23-10
第7分団	第1部	高幡 69-1
	第2部	南平 4-34-13
	第3部	程久保 8-15-1
第8分団	第1部	三沢 175-1
	第2部	百草 2010
	第3部	百草 857-3

別表第2(第2条関係)

分団名	担当区域(町丁名)
第一分団	大字石田 418~445 番地、大字日野 15~41 番地、大字日野 77~85 番地、 大字日野 262~270 番地、大字日野 298~319 番地、大字日野 473~514 番地、大字日野 537~701 番地、大字日野 721~1622 番地、大字日野 2699 ~2702 番地、大字日野 2845~2851 番地、大字日野 7751~7774 番地、 日野本町一丁目、日野本町二丁目 14~17 番地、日野本町四丁目 1~2 番地、日 野本町六丁目、日野本町七丁目 1~5 番地、日野本町七丁目 7~11 番地、万願 寺一丁目 31~34 番地、万願寺二丁目 35~38 番地、万願寺三丁目 1~4 番地、 万願寺三丁目 6 番地、万願寺三丁目 14~16 番地、万願寺三丁目 20~44 番 地、万願寺三丁目 51~52 番地
第二分団	栄町、新町、日野本町二丁目 11~13、日野本町二丁目 18~20、日野本町三丁 目、日野本町四丁目 3~28、日野本町五丁目、日野本町七丁目 6
第三分団	旭が丘二丁目、旭が丘六丁目、大坂上、さくら町、多摩平、日野台、富士町
第四分団	旭が丘一丁目、旭が丘三丁目、旭が丘四丁目、旭が丘五丁目、川辺堀之内、豊田、 大字豊田、東豊田
第五分団	大字新井、新井、石田、大字上田、神明、大字日野 320~472 番地、大字日野 515~536 番地、大字日野 2861~2880 番地、大字日野 2930~3049 番 地、大字日野 5938~5954 番地、大字日野 5956~5960 番地、大字日野 5963~6022 番地、万願寺一丁目 1~30 番地、万願寺二丁目 1~34 番地、 万願寺三丁目 5 番地、万願寺三丁目 7~13 番地、万願寺三丁目 17~19 番地、 万願寺三丁目 45~50 番地、万願寺四丁目~六丁目、大字宮
第六分団	西平山、東平山、平山
第七分団	高幡、程久保、三沢五丁目、南平
第八分団	落川、三沢一丁目~四丁目、三沢、百草

別表第3(第3条関係)

名称	団長	副団長	本部補佐	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員
団本部	1	4	4			1		2	18
第1分団				1	1	4	4	20	50
第2分団				1	1	3	3	15	37
第3分団				1	1	4	4	20	50
第4分団				1	1	2	2	10	24
第5分団				1	1	2	2	10	24
第6分団				1	1	2	2	10	24
第7分団				1	1	3	3	15	37
第8分団				1	1	3	3	15	37

第10 消防事務の委託に関する規約

○消防事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 日野町(以下「甲」という。)は消防に関する事務(法令により消防本部及び消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。)(以下「委託事務」という。)を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都(以下「乙」という。)に委託するものとする。

(経費の負担の方法)

第2条 委託事務の管理に要する経費は、甲の負担とする。但し、乙は特に必要と認めた場合はその一部を負担することがある。

2 前項の規定により、甲の負担すべき経費については甲は毎年度甲及び乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

(収入の帰属)

第3条 委託事務の管理に伴う使用料、手数料、その他の収入は乙の収入とする。

(経理)

第4条 乙の長は委託事務の管理にかかる収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとする。

第5条 乙の長は各年度終了後すみやかに委託事務の管理にかかる収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 各年度において委託事務の管理に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整するものとする。

(条例等の制定改廃)

第6条 乙の長は委託事務の管理について適用される条例、規則、その他の規程(以下「条例等」という。)を制定または改廃した場合に於ては、直ちに甲の長に通知するものとする。

(水利施設の設置維持及び管理)

第7条 甲は消火の活動に常に有効に使用しうるよう水利施設を設置し、維持し及び管理するものとする。

(委託事務の管理の細目)

第8条 この規約に特別の定めがあるものを除く他、委託事務の管理に関し必要な事項は甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

(事務引継)

2 甲の長は委託事務にかかる書類、帳簿、その他の物件で引継を必要とするものをすみやかに乙の長に引継ぐものとする。

(財産の譲与)

3 甲はこの規約施行の際、現に委託事務の管理の用に供する財産で乙が委託事務の管理の用に供するため、必要とするものを無償で乙に譲与するものとする。

第11 消防事務の委託に関する付属協定書

○消防事務の委託に関する付属協定書

日野町(以下「甲」という。)と東京都(以下「乙」という。)とは消防事務の委託に関する規約(昭和35年4月1日)(以下「規約」という。)第8条の規定に基づいて、この協定を締結する。

第1条 甲の長が消防事務委託の際における消防団の現有勢力に変更を加えようとするときは、あらかじめ乙の長に協議するものとする。

第2条 甲の消防団は災害時における現場活動を行う場合においては、消防長または消防署長の所轄の下に行動するものとする。

2 前項の場合においては、消防組織法第15条の4の規定による損害の補償は、甲がこれを行うものとする。

第3条 甲の長が甲の消防団に関し消防組織法第21条の規定による消防相互応援協定を締結しようとするときは、あらかじめ乙の長と協議するものとする。

第4条 消防法第29条第3項の規定による損失の補償は乙がこれを行うものとする。

2 消防法第36条の2の規定による損害の補償は、甲がこれを行うものとする。

第5条 委託事務に要する経費(以下「委託費」という。)の額は乙が作成する見積書(事業計画案及び財政計画案その他参考となる資料)に基き、毎会計年度開始前3月前までに甲及び乙の長が協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は前項の委託費を4月、7月、10月及び翌年1月に、それぞれ4分の1あて乙に納入するものとする。

第6条 規約附則第2項の規定により、引継を要する書類等の範囲及び引継の方法は、甲及び乙の長が協議して定めるものとする。

第7条 規約附則第3項に規定する財産は、その所有権移転手続を行うまでの間、甲は乙に無償で使用するものとする。

2 前項の場合、無償で使用する財産の維持管理は乙が行うものとする。

3 規約附則第3項の財産に付帯する債務は、甲が負担する。

第8条 規約施行の際、現に甲の消防職員(以下「甲の職員」という。)である者は、選考により乙の条例、規則その他の規程の定めるところに従い乙の消防職員(以下「乙の職員」という。)として採用するものとする。

第9条 乙は条例により、乙の職員となつた者の給料額等の調整その他必要な措置をとるものとする。

第10条 乙の職員となつた者の退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間の計算については、甲の職員としての在職期間を通算するものとする。

2 甲は前項の職員(東京都市町村職員恩給組合及び東京都市町村職員共済組合に加入する者を除く。)にかかる退職年金及び退職一時金の事務に要する資金を東京都町村職員恩給組合の例により計算して、昭和35年6月末日までに乙に納入するものとする。

第11条 乙の職員となつた者の退職手当の基礎となる在職期間の計算については、次の各号に定める期間を、通算するものとする。

(1) 旧警視庁在職消防職員については、旧警視庁及び甲の職員としての在職期間

(2) 甲が採用した消防職員については、甲の職員としての在職期間(その在職期間に通算されることとなつている在職期間を含む。)

2 前項第2号にかかる者については、甲は甲の退職手当に関する条例により計算した退職手当相当額を、昭和35年12月末日までに乙に納入するものとする。

第12条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

付 則

この協定は、規約施行の日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成しおのおの1通を保管するものとする。

昭和35年4月1日

東京都知事 東竜太郎
日野町長 古谷太郎

第12 日野市災害初動緊急地区担当員設置に関する訓令

○日野市災害初動緊急地区担当員設置に関する訓令

平成19年12月18日

訓令第9号

(設置)

第1条 災害発生時から災害対策本部が設置され各対策部の職員が避難所に配置されるまで、避難所における円滑な応急対策を遂行するため、日野市災害初動緊急地区担当員(以下「緊急地区担当員」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害発生時 夜間、休日等の閉庁時に市内において災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある状況をいう。
- (2) 災害対策本部 日野市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)に定める日野市災害対策本部をいう。
- (3) 避難所 日野市地域防災計画に定める震災時の指定避難所をいう。

(職務)

第3条 緊急地区担当員の職務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 自己の勤務時間外における災害発生時に、指定された避難所に出動すること。
- (2) 避難所を開設し、維持すること。
- (3) 備蓄倉庫から必要に応じて避難者に備蓄品を支給すること。
- (4) 避難所において災害対策本部の指示に従い、迅速かつ適正に対応すること。
- (5) 避難所に派遣された災害対策本部教育対策部の職員に事務を引き継ぐこと。
- (6) 市が行う各種の訓練に参加し、災害発生時の対応について修得すること。

(定員)

第4条 避難所を管轄する緊急地区担当員の定員は、一避難所につき4人以内とし、避難所からおおむね2キロメートル以内に在住する市職員とする。

(任命等)

第5条 市長は、避難所に配置する緊急地区担当員を指定し任命する。

2 緊急地区担当員の任期は5年とし、再任を妨げない。

ただし、緊急地区担当員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、緊急地区担当員から申出があったとき又は疾病等により職務に堪えないと認めるときは、解任する。

(庶務)

第6条 緊急地区担当員の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成21年訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の日野市災害初動緊急地区担当員設置に関する訓令及び日野市防災行政無線局管理運用規程は、平成21年4月1日から適用する。

付 則(平成28年訓令第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則(令和7年訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

第13 日野市防災行政無線局管理運用規程

○日野市防災行政無線局管理運用規程

平成6年5月26日

訓令第7号

日野市防災行政無線局管理運用規程(昭和57年訓令第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、日野市防災行政無線局の管理、運用について、電波法等関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する日野市防災行政無線局をいう。
- (2) 制御局 基地局を遠隔操作する装置をいう。
- (3) 固定系親局 特定の二つ以上の受信設備に対し、同時に同一の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 固定系子局 固定系親局の相手方となる送受信設備をいう。
- (5) 一般局 市の関係機関、指定行政機関、指定公共機関、生活関連機関及び消防団に設置する無線局をいう。
- (6) 基地局 一般局を通信の相手方として、日野市防災情報センター内に設置する移動しない無線局をいう。
- (7) 陸上移動中継局 基地局と一般局との間及び一般局相互間の通信を中継するために日野市防災情報センター内に開設する移動しない無線局をいう。
- (8) 無線系 前各号の無線局及び附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (9) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

第3条 削除

(無線局の任務)

第4条 無線局は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、水防法(昭和24年法律第193号)、消防組織法(昭和22年法律第226号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)、気象業務法(昭和27年法律第165号)等の諸法令に基づき、日野市における防災、応急救助及び災害復旧等に関する業務を遂行するために使用することを主たる任務とし、通常は、市が日常行う業務に充てる。

(総括管理者)

第5条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第6条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務部防災安全課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、総務部防災安全課職員のうち、防災事務を担当する職にある者で、無線従事者の資格を有するものを充てる。

(管理者)

第8条 次の各号に掲げる部署に管理者を置く。

- (1) 基地局の通信操作を行う部署
 - (2) 一般局を配備した各機関等の部署
 - (3) 制御局を設置した部署
- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。
 - 3 管理者は、市関係機関にあっては当該部署の課長職、その他の機関にあっては当該機関の長をもって充てる。

(無線従事者の配置及び養成等)

- 第9条 総括管理者は、無線系の適正な運用を図るため、基地局に必要な無線従事者を配置する。
- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な人員を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。
 - 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成しなければならない。

(無線従事者の任務)

- 第10条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌の記載を行う。
- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である一般局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第1節 組織・制度

第13 日野市防災行政無線局管理運用規程

第11条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる各機関の職員とする。

(備付書類の管理、保管)

第12条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理、保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の確認を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線局業務日誌抄録を毎年1月までに作成し、管理責任者に提出しなければならない。

5 無線従事者に変更があったときは、速やかに無線従事者選(解)任届を関東総合通信局長に提出しなければならない。

6 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線局業務日誌抄録の写しを整理保管しておかなければならない。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用に関しては、日野市防災行政無線局(地域防災系及び移動系)運用要綱(平成6年5月26日制定)及び日野市防災行政無線局(固定系)運用要綱(平成6年5月26日制定。以下これらを「要綱」という。)並びに日野市地域防災無線局協議会規約(平成3年10月9日制定。以下「規約」という。)による。

(通信統制)

第14条 災害時又は災害の発生が予想される場合において、緊急重要通信の優先的疎通を確保するため無線従事者は、基地局において通信内容を監視し、必要に応じて割込み又は切替えをし、通信統制を行うものとする。

2 通信統制の範囲は、市長が定める。

(非常災害時における通信体制)

第15条 非常災害時における通信体制は、次のとおりとする。

(1) 指揮命令系統 災害対策本部長(市長)、統括管理者、管理責任者、無線従事者の順とする。

(2) 要員体制 市長が別に定める。

(通信訓練)

第16条 管理責任者は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、迅速かつ的確な災害応急対策の推進を図るため、次のとおり訓練を行うものとする。

(1) 総合訓練 毎年1回以上

(2) 定期訓練 毎年四半期ごとに1回以上

2 訓練は、通信統制訓練、住民への通報等の伝達訓練及び地域防災系と移動系による情報収集を重点として行うものとする。

(研修)

第17条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱責任者、通信取扱者等に対して電波法等関係法令、要綱及び規約並びに無線機の取扱等の研修を行うものとする。

(無線系の保守点検)

第18条 無線系の正常な機能維持を確保するため、次の各号に掲げる保守点検を行うものとする。

- (1) 日常点検
- (2) 毎月点検
- (3) 定期点検(精密点検)

2 保守点検は、次のとおり行うものとする。

- (1) 日常点検は、通信取扱責任者又は管理者が行う。
- (2) 毎月点検及び定期点検(精密点検)は、管理責任者が行う。
- (3) 定期点検(精密点検)は、年1回以上実施するものとし、その業務の全部又は一部を委託することができる。
- (4) 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。管理責任者は、報告を受けた場合、遅滞なく正常な機能を回復するよう必要な措置を講じなければならない。

3 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、機能を確認しておかなければならない。

付 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成8年訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の日野市役所本庁舎消防計画、日野市職員被服貸与規程、日野市車両管理規程及び日野市防災行政無線局管理運用規程の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成10年訓令第2号)

この訓令は、日野市組織条例の一部を改正する条例(平成9年条例第35号)の施行の日から施行する。
(平成10年規則第30号で平成10年5月1日から施行)

付 則(平成12年訓令第3号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成21年訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の日野市災害初動緊急地区担当員設置に関する訓令及び日野市防災行政無線局管理運用規程は、平成21年4月1日から適用する。

第14 自主防災組織

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域住民が自主的な防災活動を行う組織のことである。

地震や風水害等の災害が発生した時、市役所や消防署等の防災関係機関は、救助・救援・復旧活動に全力で取り組むが、建物の倒壊・浸水、道路や橋などの損壊による通行不能、ライフライン（通信・電気・ガス・水道など）の途絶などの災害が市内各地で同時多発した場合には、防災関係機関は救助活動に向かうことができない。そのため、一人ひとりが「自分たちの命は自分たちで守る」という意識を持って協力し合うことが、被害を最小限に食い止めることにつながる（＝「減災」）。

市では、自治会を母体とした自主防災組織の結成を促進しており、「日野市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱」に基づき支援を行っている。

令和7年4月1日現在、結成組織数は152組織となっており、災害時の活動が期待されている。

2 任務について

区分	平常時の活動	災害時の活動
情報連絡	防災・防火意識の普及高揚 防災マップ等の普及・啓発 市・関係防災機関・近隣自治体との連絡体制の確立 情報収集伝達訓練	災害情報の伝達 被害情報の把握 市・関係防災機関への報告・連絡 市の情報の各世帯への周知
防火	安全対策の呼び掛け 初期消火の協力体制づくり 消火訓練	消火体制の確立 消防機関への協力 近隣事業所との連携
救出救護	応急手当の体得・普及啓発 応急医薬品の家庭常備の指導・啓発 救出救護訓練	避難経路の安全確認 避難誘導 避難場所における混乱防止
避難誘導	避難場所・避難経路の周知 高齢者や心身障害者等の災害要援護者の把握 避難誘導訓練 マイタイムラインの作成支援	避難経路の安全確認 避難誘導、避難場所等における混乱防止
給食・給水	応急給水拠点の確認・周知 家庭備蓄の普及指導、炊き出し訓練	非常食等の受領・配分 避難所での炊き出し
避難所運営	避難所施設の確認 避難所運営業務の想定・業務分担の計画 他の自治体等との連絡調整	避難所生活でのルール作り 避難所での他の自治体等との連絡調整

3 市が行う自主防災組織への主な支援等

- ① 自治会会合などへの出張による説明会の開催
- ② 広報ひの・日野市ホームページ・ケーブルテレビなどによる広報啓発
- ③ 設立や運営方法などについての相談
- ④ 市で貸与する防災倉庫の市管理用地等への設置の相談
- ⑤ 防災資機材の貸与
- ⑥ 自主防災組織リーダー研修の実施
- ⑦ 日野市総合防災訓練への参加の呼びかけ
- ⑧ 日野市合同水防訓練への参加の呼びかけ
- ⑨ 防災関係機関(消防署など)への自主訓練参加の要請

4 自主防災組織一覧

中学校区	組織名	中学校区	組織名
一中	ヴィル・クレール自治会自主防災会	七生中	新川辺自治会自主防災会
	下田住宅自治会自主防災会		高幡鹿島台ガーデン54自主防災会
	谷仲山第1防災会		田中九丁目自治会
	中万願自治会自主防災隊		豊田第一自主防災隊
	ニューロシティ自主防災会		南平台自治会自主防災委員会
	日野万上自主防災会		日鉦住宅地防災会
	万願荘自治会防災防犯会		パークスクエア自主防災会
	レクセルヒルズ日野自主防災会		ひばりが丘自主防災会
	上田自治会自主防災会		松ヶ丘自治会自主防災会
	北原防災会		みなみが丘自主防災組織
	下田自治会自主防災会		南川辺自治会防災組織
	下町下河原自治会自主防災会		南平七丁目自治会
	新石自治会自主防災会		南平八丁目自治会自主防災会
	第一日野万下自主防災会		南平松風自治会自主防災会
	第二日野万自主防災会		南平六丁目田中自治会自主防災組織
	日野多摩川自治会防災会		向島自主防災会
	万願寺自治会自主防災会		グランツ高幡不動自主防災会
	一二中		暁自治会2区自主防災会
暁自治会3・7区自主防災会		第二武蔵野台第一自治会防災会	
暁自治会4・5区自主防災会		第二武蔵野台第三自治会自主防災	
暁自治会6区自主防災会		第二武蔵野台第二自治会自主防災会	
泉塚自治会自主防災会		高幡台住宅管理組合	
黒川防災会		高幡台団地自主防災会	
第二豊田荘自主防災会		高幡芙蓉ハイツ自主防災会	
多摩平五丁目自治会		程久保第三自治会自主防災会	
多摩平三丁目南自治会自主防災会		程久保第二自治会自主防災会	
多摩平の森自治会自主防災会		三井台自主防災会	
多摩平マンション自主防災会			
都営多摩平四丁目アパート自治会自主防災会		武蔵野台自治会自主防災会	
豊田北組中央自治会自主防災会		明星前自治会防災会	
豊田北組東自治会自主防災会		百草住宅管理組合防災会	
豊田第三自治会自主防災会		下程久保自治会自主防災会	
豊田第二自治会自主防災組織		日だまり自治会自主防災会	
豊田第四自治会自主防災組織		GSハイム豊田自主防災隊	
日野台自治会自主防災会		旭が丘一丁目第一自治会自主防災会	
七生中	いずみ防災会	四中	旭が丘上の原自治会自主防災会
	鹿島台防災会		いずみハイツ豊田自主防災会
	川辺堀之内自主防災会		大平自治会防災委員会
			大和田自治会自主防災会

中学校区	組織名	中学校区	組織名
四 中	グランドステージ豊田自主防災会	三 沢 中	百草園自治会自主防災会
	グランループ自主防災会		百草園スカイハイツ自主防災会
	シティハイツ日野旭が丘自主防災会		百草園団地自治会自主防災会
	第一富士マンション自主防災会		百草御林山自治会防災部
	第二富士マンション自主防災会		百草自治会自主防災会
	多摩平一丁目自治会自主防災組織		百草堤自主防災会
	豊田団地自主防災会		梅が丘自治会防災委員会
	西宮下自治会		千草苑自治会防災会
	東宮下自治会自主防災会		百草谷戸自治会自主防災部会
	日野平山台住宅自主防災会		暁自治会1区自主防災会
	ピバヒルズ自主防災会		大坂上都営自主防災会
	防災傘松第二自治会		大坂上二丁目自治会自主防災組織
	旭が丘一丁目第二自治会“絆”自主防災会		グリーンコープ日野自治会防災部会
	武蔵台住宅自主防災会（東平山武蔵台自治会）		栄町自主防災会
	三 沢 中		新井自治会災害対策委員会
新井団地自治会防災部		神鋼南自治会自主防災会	
落川上自治会自主防災会		新東光寺自治会自主防災会	
落川下自治会自主防災会		新町一丁目自主防災団	
落川堤自主防災会		高山自治会自主防災会	
川原付市営住宅自主防災組織		七ツ塚防災団	
倉沢地区自主防災会		西ヶ丘自治会自主防災会	
河内自治会自主防災会		東神明自治会	
コーポ高幡自主防災会		日野栄町二丁目アパート自治会自主防災会	
自主防災落川第二（落川団地自治会）		日野新坂下住宅 管理組合	
西武百草園団地自主防災会		富士見台自治会自主防災会	
高幡い組自治会自主防災会		緑ヶ丘自主防災会	
高幡は組自主防災会		横町自治会自主防災会	
高幡不動駅北側自主防災会		京王平山住宅地平山三丁目自主防災会（平山三丁目自治会）	
高幡ほ組自治会防災会		京王平山住宅地平山二丁目自治会防災会	
高幡ろ組自治会自主防災会		沢田自治会自主防災会	
都営万願寺アパート自治会自主防災会		滝合防災会	
ファミリー高幡不動自主防災会		都営平山四丁目自主防災会	
三沢上自治会自主防災会		平 山 中	東川北自治会
三沢下自治会自主防災会			平山一丁目自治会自主防災会
三沢台自治会自主防災会			平山苑自治会自主防災委員会
南新井自治会自主防災会			平山自主防災（中村自治会）
南百草園自治会防災会			平山住宅防災の会

第15 地域自主防災会

1 地域自主防災会とは

日野市では、大地震などの災害が発生した際には市内小・中学校が指定避難所として開設される。

突然起こる大地震などの状況によっては、行政がこれらの避難所の開設や運営を行うことが困難となる場合もあり、避難した地域住民等による避難所運営組織が主体となって、避難所を開設・運営することが考えられる。

上記の事態を想定し、指定避難所となる各小・中学校を拠点として、避難を行う地域の自治会・自主防災会が主体となって避難所運営などについて検討を行うため、「地域自主防災会」を組織が結成されている。現在、多数の小学校を拠点とした区域で結成され、防災訓練や話し合いを通して顔の見える関係づくりが行われている。

2 取り組み状況

地域自主防災会では、避難所ごとに避難所開設・運営マニュアル等を検討・作成している。また、マニュアルに沿った防災訓練を実施し、マニュアルの検証、改定などが進められている。各校ごとに名称も様々ではあるが、避難所で一緒に避難生活を送ることとなる地域住民の顔の見える関係作りが進んでいる。

3 市が行う地域自主防災会への主な支援等

- ① 設立や運営方法などについての相談
- ② 会議への参加と助言
- ③ 防災資機材の給付
- ④ 日野市総合防災訓練等への参加の呼びかけ
- ⑤ 防災関係機関(消防署など)への自主訓練参加の要請

4 地域自主防災会一覧

(令和7年10月末現在)

番号	学校名	防災会有無	設立年度
1	日野第一小学校		
2	豊田小学校	○	H29
3	日野第三小学校	○	H29
4	日野第四小学校	○	H27
5	日野第五小学校	○	H24
6	日野第六小学校	○	H26
7	潤徳小学校	○	R6
8	平山小学校	○	R7
9	日野第八小学校	○	H27
10	滝合小学校	○	H27
11	日野第七小学校	○	H30
12	南平小学校	○	R1
13	旭が丘小学校	○	H24
14	東光寺小学校	○	H28
15	仲田小学校		
16	夢が丘小学校	○	R4
17	七生緑小学校	○	H25

第16 日野市消火器交付及び設置要綱

○ 日野市消火器交付及び設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会に交付する消火器の設置基準及び管理について必要な事項を定めることにより、大地震発生と同時に起こると予想される多発的火災及び平常火災を市民の協力を得て初期に防止し、もつて市民の生命と財産の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「消火器」とは、強化液消火器にあつては、薬液6リットル以上、粉末消火器にあつては、薬剤3キログラム以上の容量のものをいう。

(設置基準)

第3条 消火器の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 市街地に設置する消火器の設置間隔は、120メートルを原則とする。
- (2) 建物構造密集度から延焼拡大のおそれのある地域は、80メートル以上、100メートル以下とする。

(設置区域)

第4条 消火器の設置区域は、市内全域とする。ただし、公園、緑地等家屋が存在しない場合、中高層の耐火建物又は大規模事業所でひとつの街区を占める地域については、消火器の設置を省略する。

(設置方法)

第5条 消火器の設置方法は、次のとおりとする。

- (1) 道路が交差する街角等で、見やすい容易に使用できる場所を定め、通行その他の障害にならないように設置すること。
- (2) 取付位置は、おおむね地盤面から高さ1メートル以上1.5メートル以下とすること。
- (3) 道路幅員が12メートル以上又は車両等の交通量が多く横断することが困難な道路には、第3条の設置基準により道路の両側に設置するものとする。
- (4) 消火器は、格納箱におさめ、損傷及び盗難の防止を図ること。

(設置及び移動の連絡)

第6条 消火器を新たに設置したとき、及び設置場所を移動した場合は、その都度市(総務部防災安全課)に連絡する。

(維持管理)

第7条 消火器の維持管理については、自治会が行う。

2 消火器の薬剤を火災の初期消火及び市の指導による防災訓練等のため消費したときは、自治会からの連絡により市が速やかに補充する。

(定期検査)

第8条 消火器は、常に効果的に使用できるよう計器の点検等定期的に検査を行うものとする。

(取扱いの習熟)

第9条 消火器の取扱い及び消火方法については、市及び消防機関の行う訓練に参加するなど可能なか

ぎりその習熟に努める。

(賠償)

第10条 市は、故意又は過失により消火器(格納箱を含む。)に損害を与えた者に対しては、直ちに原形に回復させ、又はこれに要する費用を賠償させるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和48年2月8日から施行する。

付 則(昭和55年3月1日)

この要綱は、昭和55年3月1日から施行する。

付 則(平成3年12月12日)

この要綱は、平成3年12月12日から施行し、この要綱による改正後の日野市消火器交付及び設置要綱の規定は、平成3年10月16日から適用する。

付 則(平成5年4月9日)

この要綱は、平成5年4月9日から施行し、この要綱による改正後の日野市消火器交付及び設置要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

付 則(平成6年4月22日)

この要綱は、平成6年4月22日から施行し、この要綱による改正後の日野市交通安全推進本部要綱並びに日野市消火器交付及び設置要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成8年4月22日)

この要綱は、平成8年4月22日から施行し、この要綱による改正後の日野市行財政改革推進本部設置要綱、日野市財産価格審議会要綱、日野市美術作品収集等に関する要綱、日野市文化・スポーツ行政推進本部設置要綱、日野市子育て相談ネットワーク事業実施要綱、日野市国土利用計画意見調整委員会要綱、日野市公有地先行取得に関する実施要綱、日野市交通安全推進本部要綱、日野市消火器交付及び設置要綱、日野市防災行政無線局(固定系)運用要綱並びに日野市水道使用量検針業務委託要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成10年4月13日)

この要綱は、日野市組織条例の一部を改正する条例(平成9年条例第35号)の施行の日から施行する。

付 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第17 日野市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱

○ 日野市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱

日野市自主防災組織に対する防災資機材等貸与及び給付事業実施要綱(平成9年4月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市内に結成された自主防災組織の育成と充実を図るため、当該組織が行う防災活動に必要な防災資機材を貸与し、もって市民の防災意識の高揚と地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、次の各号に該当し、市長に届出のあった組織をいう。

- (1) 防災活動を目的とし、地域住民の自発的な意思により自治会等を単位として単独又は共同で結成した組織
- (2) 構成世帯数が、おおむね100世帯以上である組織

(結成届)

第3条 自主防災組織を結成しようとするものは、次の書類を添えて市長に届出なければならない。

- (1) 自主防災組織結成届出書(第1号様式)
- (2) 役員名簿(第2号様式)
- (3) 組織図
- (4) 規約

2 自主防災組織の代表者は、前項の届出後に組織の変更又は解散があったときは、自主防災組織変更等届出書(第3号様式)により速やかに市長に届出なければならない。

(防災資機材の貸与基準)

第4条 自主防災組織に対する防災資機材の貸与については、別に定める自主防災貸与品目表により貸与希望品目を選択し、次の表に定める基準により請求するものとする。この場合において、請求合計点数は、該当点数未満として残り点数がある場合は切り捨てるものとする。

世帯数	50未満	50	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000
点数	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	750

(貸与の申請)

第5条 防災資機材の貸与を受けようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材貸与申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、貸与を決定し防災資機材貸与決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第7条 自主防災組織の代表者は、防災資機材の貸与を受けたときは、品目、数量を確認し、防災資機材受領書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(防災資機材の管理)

第8条 防災資機材の貸与を受けた自主防災組織は、当該防災資機材を適正に管理し、防災活動に有効に利用しなければならない。

(状況調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、自主防災組織の代表者に対し報告を求め、又は調査をすることができる。

(防災資機材の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自主防災組織に対し貸与した防災資機材の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により防災資機材の貸与を受けたとき。
- (2) 組織を解散したとき。
- (3) 貸与した防災資機材を目的以外に使用したとき。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の日野市自主防災組織に対する防災資機材等貸与及び給付事業実施要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき結成の届出がされている自主防災組織は、この要綱の規定に基づき結成の届出がされた自主防災組織とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づきされている防災資機材の貸与は、この要綱の規定に基づきされた防災資機材の貸与とみなす。

付 則(平成13年10月9日)

この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

付 則(平成17年12月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年1月1日)

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付 則(令和3年4月1日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱、第2条の規定による改正前の日野市地域防犯パトロール活動用品貸与要綱及び第3条の規定による改正前の日野市学生消防団活動認証制度実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式 略

第18日野市自主防災組織育成補助金交付要綱

○ 日野市自主防災組織育成補助金交付要綱

日野市自主防災組織に対する自主防災組織育成交付金交付要綱(平成17年12月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における自主防災活動を促進するため、自主防災組織に対し、市が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金(第5条において「自治総合センターの助成金」という。)を活用して行う日野市自主防災組織育成補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、次の各号のいずれにも該当し、市長に届出のあったものをいう。

- (1) 日野市内に結成された組織であること。
- (2) 防災活動を目的とし、地域住民の自発的な意思により自治会等を単位として単独又は共同で結成した組織であること。
- (3) 構成世帯数が、おおむね100世帯以上である組織であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱(次条において「実施要綱」という。)に定める地域防災組織育成助成事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費であって、実施要綱に定める経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額のうち、当該実支出額に係る自治総合センターの助成金の額に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、日野市自主防災組織育成補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査の上交付の可否を決定し、日野市自主防災組織育成補助金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 市長は、前条の補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定以降の各手続を指定した期日までに処理すること。
- (2) 補助対象以外の用途に使用してはならないこと。
- (3) 第14条の規定による検査に協力しなければならないこと。
- (4) 第15条の規定による交付金の返還を命ぜられたときは、速やかに交付金を返還すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事故の報告等)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の実施が困難となった場合には、速やかにその理由、実施の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第10条 被交付決定者は、交付決定を受けた日から30日以内に日野市自主防災組織育成補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第11条 被交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、速やかに日野市自主防災組織育成補助金実績報告書(第4号様式)に次の書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 実施報告書(第5号様式)
- (2) 収支決算書(第6号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び精算)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、当該実績報告に係る補助対象事業の成果が第7条の規定による補助金の交付の決定の内容及び第8条の規定による補助金の交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野市自主防災組織育成補助金確定通知書(第7号様式)により被交付決定者に通知し、必要に応じて精算を行うものとする。

2 前項の補助金の確定額は、第10条第2項により概算払いで交付した額を超えることはできない。

(書類の整備、保管)

第13条 被交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関して報告を求め、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

第1節 組織・制度

第18日野市自主防災組織育成補助金交付要綱

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、日野市自主防災組織育成補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により、被交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に被交付決定者に支払われている補助金があるときは、日野市自主防災組織育成補助金返還命令書(第9号様式)により、被交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年7月8日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この要綱による改正後の日野市自主防災組織育成補助金交付要綱の規定は、令和4年度分として交付する補助金から適用し、令和3年度以前の年度分として交付する補助金については、なお従前の例による。

第2節 情報受伝達

第1 関係機関連絡先

1 東京都

組織名	電話番号	所在地
東京都総務局総合防災部	防災対策課	03-5388-2455
	防災管理課	03-5388-2451
	夜間防災連絡室	03-5388-2459
東京都南多摩保健所	042-371-7661	多摩市永山2-1-5
東京都南多摩西部建設事務所	042-643-2604	八王子市明神町3-19-2
東京都下水道局流域下水道本部	042-527-4827	立川市高松町2-26-12
東京都水道局日野サービスステーション	0570-091-100	日野市多摩平2-7-2
東京都南多摩西部建設事務所日野工区	042-581-0457	日野市万願寺6-27-5
東京都立川地域防災センター	042-529-0035	立川市緑町3233-2

2 警察機関

組織名	電話番号	所在地
警視庁日野警察署	042-586-0110	日野市日野589-1

3 消防機関

組織名	電話番号	所在地
東京消防庁日野消防署	042-581-0119	日野市神明2-14-3

4 指定地方行政機関等

組織名	電話番号	所在地
関東地方整備局京浜河川事務所	045-503-4013	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1
関東地方整備局京浜河川事務所多摩出張所	042-377-7403	稲城市大丸 3 1 1 7-1
関東地方整備局京浜河川事務所多摩川上流出張所	042-552-0667	福生市南田園 3-6 4-2
関東財務局東京財務事務所立川出張所	042-524-2195	立川市錦町 4-2 (立川地方合同庁舎)
関東地方整備局相武国道事務所	042-643-2008	八王子市大和田町 4-3-13

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

組織名	電話番号	所在地	
東日本旅客鉄道株式会社	日野駅	042-581-1859	日野市大坂上 1-9-6
	豊田駅	042-581-9865	日野市豊田 4-4 1
京王電鉄株式会社	本社	042-337-3342	多摩市関戸 1-9-1
	高幡不動駅	042-591-0448	日野市高幡 1 3 9
	百草園駅	042-591-6561	日野市南平 6-9-3 1
	南平駅	042-591-7123	日野市南平 6-9-3 1
	平山城址公園駅	042-591-4880	日野市平山 5-1 8-1 0
	多摩動物公園駅	042-591-6072	日野市程久保 3-3 6-3 9
日本郵政株式会社日野郵便局	042-581-1413	日野市宮 3 4 5	
NTT東日本株式会社東京西支店		立川市曙町 2-24-2	
東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社	042-641-7101	八王子市八日町 8-1	
東京ガス株式会社東京西支店	042-526-6125	立川市曙町 3-6-1 3	
中日本高速道路株式会社八王子支社	042-691-1171	八王子市宇津木町 2 3 1	
日本赤十字社東京都支部日野地区	042-585-1111	日野市神明 1-1 2-1 日野市役所内	
多摩都市モノレール株式会社	本社	042-526-7800	立川市泉町 1078 番 92
	高幡不動駅	042-591-2170	日野市高幡 1 0 3 9-1
	甲州街道駅		日野市日野 1 0 3 0 先
	万願寺駅		日野市万願寺 4-3 4
	程久保駅		日野市程久保 8-1 先
	多摩動物公園駅		日野市程久保 7-1 先
東京都トラック協会多摩支部	042-524-3469	国立市北 3-27-11 三多摩自動車会館内	

6 公共の団体等

組織名	電話番号	所在地
日野市医師会	042-584-0667	日野市多摩平3-1-1 2
日野市歯科医会	042-581-8114	日野市多摩平3-1-1
南多摩薬剤師会	042-372-7040	多摩市中沢2-5-6
日野市薬剤師会	042-589-5701	日野市新町1-19-4-102
日野市社会福祉協議会	042-582-2319	日野市日野本町7-5-2 3
株式会社ジェイコム東京八王子・日野局	03-5759-6745	八王子市明神町4-9-8 京王八王子明神町ビル7階
東京南農業協同組合	042-594-1011	日野市三沢3-5 3-1 5

7 自衛隊

組織名	電話番号	所在地
陸上自衛隊 東部方面総監部	048-460-1711	練馬区大泉学園町
陸上自衛隊 第一師団司令部	03-3933-1161	練馬区北町4-1-1
陸上自衛隊 第一施設大隊	048-460-1711	練馬区大泉学園町

8 協定市町村

組織名	電話番号	所在地
千代田区	03-3264-2111	千代田区九段南1-2-1
中央区	03-3543-0211	中央区築地1-1-1
港区	03-3578-2111	港区芝公園1-5-25
新宿区	03-3209-9999	新宿区歌舞伎町1-4-1
文京区	03-3812-7111	文京区春日1-16-21
台東区	03-5246-1111	台東区東上野4-5-6
墨田区	03-5608-1111	墨田区吾妻橋1-23-20
江東区	03-3647-9111	江東区東陽4-11-28
品川区	03-3777-1111	品川区広町2-1-36
目黒区	03-3715-1111	目黒区上目黒2-19-15
大田区	03-5744-1111	大田区蒲田5-13-14
世田谷区	03-5432-1111	世田谷区世田谷4-21-27
渋谷区	03-3463-1211	渋谷区宇田川町1-1
中野区	03-3389-1111	中野区中野4-11-19
杉並区	03-3312-2111	杉並区阿佐谷南1-15-1
豊島区	03-3981-1111	豊島区南池袋2-45-1
北区	03-3908-1111	北区王子本町1-15-22
荒川区	03-3802-3111	荒川区荒川2-2-3

第2節 情報受伝達
第1 関係機関連絡先

組織名	電話番号	所在地
板橋区	03-3964-1111	板橋区板橋 2-66-1
練馬区	03-3993-1111	練馬区豊玉北 6-12-1
足立区	03-3880-5111	足立区中央本町 1-17-1
葛飾区	03-3695-1111	葛飾区立石 5-13-1
江戸川区	03-3652-1151	江戸川区中央 1-4-1
八王子市	042-626-3111	八王子市元本郷町 3-24-1
立川市	042-523-2111	立川市泉町 1156-9
武蔵野市	0422-51-5131	武蔵野市緑町 2-2-28
三鷹市	0422-45-1151	三鷹市野崎 1-1-1
青梅市	0428-22-1111	青梅市東青梅 1-11-1
府中市	042-364-4111	府中市宮西町 2-24
昭島市	042-544-5111	昭島市田中町 1-17-1
調布市	042-481-7111	調布市小島町 2-35-1
町田市	042-722-3111	町田市森野 2-2-22
小金井市	042-383-1111	小金井市本町 6-6-3
小平市	042-341-1211	小平市小川町 2-1333
東村山市	042-393-5111	東村山市本町 1-2-3
国分寺市	042-325-0111	国分寺市泉町 2-2-18
国立市	042-576-2111	国立市富士見台 2-47-1
福生市	042-551-1511	福生市本町 5
狛江市	03-3430-1111	狛江市和泉本町 1-1-5
東大和市	042-563-2111	東大和市中央 3-930
清瀬市	042-492-5111	清瀬市中里 5-842
東久留米市	042-470-7777	東久留米市本町 3-3-1
武蔵村山市	042-565-1111	武蔵村山市本町 1-1-1
多摩市	042-375-8111	多摩市関戸 6-12-1
稲城市	042-378-2111	稲城市東長沼 2111
羽村市	042-555-1111	羽村市緑ヶ丘 5-2-1
あきる野市	042-558-1111	あきる野市二宮 350
西東京市	042-464-1311	西東京市南町 5-6-13
瑞穂町	042-557-0501	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 2335
日の出町	042-597-0511	西多摩郡日の出町平井 2780
檜原村	042-598-1011	西多摩郡檜原村 467-1
奥多摩町	0428-83-2111	西多摩郡奥多摩町氷川 215-6
大島町	04992-2-1443	大島町元町 1-1-14
利島村	04992-9-0011	利島村 248
新島村	04992-5-0240	新島村本村 1-1-1

組織名	電話番号	所在地
神津島村	04992-8-0011	神津島村 904
三宅村	04994-5-0981	三宅村阿古 497
御蔵島村	04994-8-2121	御蔵島村入かねが沢
八丈町	04996-2-1121	八丈町大賀郷 2551-2
青ヶ島村	04996-9-0111	青ヶ島村無番地
小笠原村	04998-2-3111	小笠原村父島西町
甲府市	055-237-1161	山梨県甲府市丸の内 1-18-1
諏訪市	0266-52-4141	長野県諏訪市高島 1-22-30
山梨市	0553-22-1111	山梨県山梨市小原西 843
大月市	0554-22-2111	山梨県大月市大月 2-6-20
韮崎市	0551-22-1111	山梨県韮崎市水神 1-3-1
茅野市	0266-72-2101	長野県茅野市塚原 2-6-1
会津若松市	0242-39-1111	福島県会津若松市東栄町 3-46
秦野市	0463-82-5111	神奈川県秦野市桜町 1-3-2
富士宮市	0544-22-1111	静岡県富士宮市弓沢町 150

第2 情報伝達手段

1 情報伝達手段体系図



2 防災行政無線屋外拡声子局一覧表

局番	局名	所在地
ぼうさいひの 1	消防団第二分団第1部詰所	栄町 5-20-25
ぼうさいひの 2	新東光寺児童遊園	栄町 3-14
ぼうさいひの 3	旧消防団第二分団第3部詰所東	栄町 1-21-2
ぼうさいひの 4	四ツ谷下西公園	日野本町 5-7-4
ぼうさいひの 5	仲田小学校	日野本町 6-1-74
ぼうさいひの 6	東町公園予定地	日野 1183-21
ぼうさいひの 7	第二日野万児童遊園	大字日野 1077-1
ぼうさいひの 8	第四小学校	石田 430
ぼうさいひの 9	大手橋東側	日野 808 付近
ぼうさいひの 10	万願寺第二土地区画整理事業2号公園	日野 1559
ぼうさいひの 11	下町下河原地区センター	日野 579-2
ぼうさいひの 12	生活・保健センター	日野本町 1-6-2
ぼうさいひの 13	日野図書館	日野本町 7-5-14
ぼうさいひの 14	花輪病院	日野本町 3-14-15
ぼうさいひの 15	矢の山公園	日野本町 3-1-15
ぼうさいひの 16	姫森公園	新町 1-34-6
ぼうさいひの 17	東光寺小学校	新町 3-24-1
ぼうさいひの 18	七ツ塚公園	新町 5-20
ぼうさいひの 19	緑ヶ丘公園	日野台 2-33-1
ぼうさいひの 20	第三小学校（ソーラー局）	日野台 2-1
ぼうさいひの 21	第三小学校	日野台 2-1
ぼうさいひの 22	大坂上浄水所	大坂上 1-17-11
ぼうさいひの 23	矢の上橋緑化協会花壇	神明 3-4-26
ぼうさいひの 24	谷仲山地区センター	神明 4-11-2
ぼうさいひの 25	セイコーエプソン	日野 421-8
ぼうさいひの 26	第一日野万児童遊園	万願寺 3-39-28
ぼうさいひの 27	府中日野線立坑	万願寺 1-19-6
ぼうさいひの 28	多摩川グラウンド管理棟	万願寺 1-1-2
ぼうさいひの 29	家生田公園	万願寺 4-9-10
ぼうさいひの 30	万願寺中央公園グラウンド	万願寺 4-20-12
ぼうさいひの 31	宮地区センター	宮 323-1
ぼうさいひの 32	日野市役所	神明 1-12-1
ぼうさいひの 33	実践女子大学	大坂上 4-1-1
ぼうさいひの 34	大坂上中学校	大坂上 4-17-1
ぼうさいひの 35	日野自動車	日野台 3-1-1

第2節 情報受伝達
第2 情報伝達手段

局番	局名	所在地
ぼうさいひの 36	日野台公園	日野台 4-17
ぼうさいひの 37	コニカミノルタ	さくら町 1-1
ぼうさいひの 38	多摩平第2公園	多摩平 5-6
ぼうさいひの 39	多摩平第3公園	多摩平 6-7
ぼうさいひの 40	多摩平第4公園	多摩平 6-18
ぼうさいひの 41	第五小学校	多摩平 6-21-1
ぼうさいひの 42	多摩平東地区センター	多摩平 7-5-12
ぼうさいひの 43	吹上公園	東豊田 4-29
ぼうさいひの 44	小高田児童遊園	東豊田 1-42-2
ぼうさいひの 45	駒形下公園	川辺堀之内 85-1
ぼうさいひの 46	あおいとり日野	上田 172-6
ぼうさいひの 47	宮南部地区センター	万願寺 6-7-1
ぼうさいひの 48	東部会館	石田 1-11-1
ぼうさいひの 49	豊田小学校	東豊田 2-14-1
ぼうさいひの 50	多摩平第一緑地	多摩平 2-10-1
ぼうさいひの 51	多摩平浄水所	多摩平 2-7-2
ぼうさいひの 52	日野市立病院	多摩平 4-3-1
ぼうさいひの 53	多摩平第8公園	多摩平 3-10-3
ぼうさいひの 54	第六小学校	多摩平 3-21
ぼうさいひの 55	第四中学校	旭が丘 2-42-2
ぼうさいひの 56	旭が丘小学校	旭が丘 5-21-1
ぼうさいひの 57	旭が丘中央公園	旭が丘 5-1-1
ぼうさいひの 58	旭が丘東地区センター	旭が丘 2-14-2
ぼうさいひの 59	富士電機東京工場	富士町 1
ぼうさいひの 60	とよだ保育園	豊田 4-10-3
ぼうさいひの 61	第1公園	豊田 2丁目南土地区画整理地内
ぼうさいひの 62	豊田公園	豊田 3-14-2
ぼうさいひの 63	そりめ公園	東平山 3-18-46
ぼうさいひの 64	旭が丘東公園	旭が丘 1-18-1
ぼうさいひの 65	旭が丘西公園	旭が丘 5-13
ぼうさいひの 66	西平山第1公園	西平山 5-28-1
ぼうさいひの 67	西平山地区センター	西平山 5-3-11
ぼうさいひの 68	旭が丘南公園	旭が丘 1-29-1
ぼうさいひの 69	大名淵公園	東平山 1-1
ぼうさいひの 70	平山住宅8号棟	東平山 1-7-1
ぼうさいひの 71	平山武蔵台児童遊園	東平山 2-29-3
ぼうさいひの 72	消防団第六分団第2部詰所	西平山 4-23-10

局番	局名	所在地
ぼうさいひの 73	橋北公園	西平山 2-13-41
ぼうさいひの 74	滝合小学校	西平山 2-3-1
ぼうさいひの 75	平山図書館	平山 5-18-2
ぼうさいひの 76	平山中学校	平山 4-21-3
ぼうさいひの 77	南平西部地区センター	南平 6-12-113
ぼうさいひの 78	七生中学校	南平 6-7-1
ぼうさいひの 79	南平小学校	南平 4-18-1
ぼうさいひの 80	旧消防団第七分団第二部詰所	南平 4-9-44
ぼうさいひの 81	南平地区センター	南平 4-8-6
ぼうさいひの 82	高幡団地市営住宅	高幡 864-11
ぼうさいひの 83	潤徳小学校	高幡 402
ぼうさいひの 84	新井わかたけ公園	石田 270
ぼうさいひの 85	渡船場西公園	百草 1265-20
ぼうさいひの 86	消防団第八分団第二部詰所	百草 2010
ぼうさいひの 87	落川地区センター	落川 237-4
ぼうさいひの 88	金田公園	落川 13-1
ぼうさいひの 89	三沢中学校	三沢 1-17-4
ぼうさいひの 90	都営日野平山アパート	平山 4-20-1
ぼうさいひの 91	消防団第七分団第一部詰所	高幡 69-1
ぼうさいひの 92	鹿島台地区センター	南平 1-28-13
ぼうさいひの 93	稻荷沢公園	三沢 5-7-7
ぼうさいひの 94	南平一丁目鹿島台上	南平 1-10-6
ぼうさいひの 95	かしまだい地区広場	南平 1-10-43
ぼうさいひの 96	みなみが丘公園	南平 2-21-25
ぼうさいひの 97	おくまん下公園	南平 8-12-72
ぼうさいひの 98	根田公園	南平 8-18-29
ぼうさいひの 99	南平南部地区センター	南平 9-24-16
ぼうさいひの 100	下村児童遊園	平山 5-1-19
ぼうさいひの 101	平山苑地区センター	平山 6-18-2
ぼうさいひの 102	おおさわ公園	平山 2-16-9
ぼうさいひの 103	平山 1-21-2 道路法面	平山 1-21-2
ぼうさいひの 104	やと公園	平山 3-33-9
ぼうさいひの 105	クリーンセンター	石田 1-210-2
ぼうさいひの 106	カトリック高幡教会	程久保 4-7-14
ぼうさいひの 107	程久保地区センター	程久保 8-20-4
ぼうさいひの 108	教育センター	程久保 550
ぼうさいひの 109	かくれ穴公園	程久保 1-23-12

第2節 情報受伝達
第2 情報伝達手段

局番	局名	所在地
ぼうさいひの 110	高幡台団地第一緑地	三沢 673-48
ぼうさいひの 111	てっぺん山公園	三沢 2-25-1
ぼうさいひの 112	下郷公園	三沢 2-19-5
ぼうさいひの 113	百草園交番西隣接地	落川 997-1
ぼうさいひの 114	京王電鉄バス桜ヶ丘営業所	落川 898
ぼうさいひの 115	百草地区センター	百草 511-4
ぼうさいひの 116	八幡下公園	百草 567-12
ぼうさいひの 117	七生緑小学校	百草 896-1
ぼうさいひの 118	三沢配水所	三沢 905-2
ぼうさいひの 119	次世代育成型子育て広場程久保あかひやね	程久保 876-2
ぼうさいひの 120	第二武蔵野台児童遊園	程久保 2-7-2
ぼうさいひの 121	おおばやし公園	百草 1002-25
ぼうさいひの 122	御林山公園	百草 1042-1
ぼうさいひの 123	南百草地区センター	百草 819-44

第3節 消防関係

第1 日野消防署庁舎所在地

名称	住所	担当区域
日野消防署	神明 2-14	大坂上 1~4 丁目、川辺堀之内、栄町 1~5 丁目、さくら町、新町 1~5 丁目、神明 1~4 丁目、豊田、東豊田 1~4 丁目、日野、日野台 1~5 丁目、日野本町 1~7 丁目、多摩平 2・4~7 丁目
豊田出張所	東平山 3-1	旭が丘 1~6 丁目、多摩平 1 丁目、多摩平 3 丁目、富士町、豊田 1~4 丁目、西平山 1~5 丁目、東平山 1~3 丁目、平山 1~6 丁目、程久保 5 丁目、南平 6~9 丁目
高幡出張所	高幡 7 1 4	新井、新井 1~3 丁目、石田、石田 1~2 丁目、落川、上田、高幡、万願寺 1~6 丁目、宮、百草、程久保、程久保 1~4 丁目、程久保 6~8 丁目、三沢、三沢 1~5 丁目、南平 1~5 丁目

第2 日野消防署車両配置別内訳

(令和7年3月末現在)

種別	総数	日野消防署	豊田出張所	高幡出張所
ポンプ車	7	3	2 (ミニ1)	2 (ミニ1)
化学車	1		1	
救急車	4	2 (非常用1)		
はしご車	1	1		
特殊災害対策車	1	1		
指揮隊車	1	1		
人員輸送車	1	1		
査察広報車	4	4		
資材搬送車	1	1		
可搬ポンプ	4	2	1	1

第3節 消防関係
 第3 消防団器具置場所在地

第3 消防団器具置場所在地

名称	部名	詰所器具置場の位置
団本部		神明 1-11-16
第1分団	第1部	万願寺 3-37-7
	第2部	日野本町 2-14-4
	第3部	日野本町 6-9-26
	第4部	日野 7773-585
第2分団	第1部	栄町 5-20-25
	第2部	日野本町 4-4-12
	第3部	栄町 2-13-4
第3分団	第1部	日野台 4-17-1
	第2部	日野台 2-33-2
	第3部	多摩平 6-1-15
	第4部	大坂上 3-11-1
第4分団	第1部	川辺堀之内 108 (25 街区 29-1)
	第2部	東豊田 2-13-3
第5分団	第1部	宮 342-1
	第2部	石田 2-3-1
第6分団	第1部	平山 5-1-19
	第2部	西平山 4-23-10
第7分団	第1部	高幡 69-1
	第2部	南平 4-34-13
	第3部	程久保 8-15-1
第8分団	第1部	三沢 175-1
	第2部	百草 2010
	第3部	百草 857-3

第4 消防団主要資機材

(令和7年4月1日現在)

	車両				救急救助用器具								避難誘導用器具		夜間活動用器具				
	指揮車	資材搬送車	ポンプ車	小型ポンプ積載車	油圧切断機	エンジンカッター	電動式チェーンソー	エンジンチェーンソー	油圧ジャッキ	可搬式ウィンチ	担架	応急処置用セット	AED	警戒用ロープ	拡声器	投光器	バルーン型投光器	発電機	燃料携行缶
団本部	1	1					1				1		1			1	5	2	1
1-1			1				1				2		1		2	1	1	2	1
1-2				1			1		1		2	1	1	2	2		1	2	2
1-3				1			1				1		1		1		1	1	1
1-4				1			1				1		1		2	1	1	2	2
2-1			1				1				2		1	1		2	1	2	2
2-2				1			1				1	1	1			1	1	1	3
2-3				1			1				2	1	1	3		1	1	3	2
3-1			1				1				1	1	1	4		1	1	2	2
3-2				1			1				2		1	2	1	2		1	1
3-3				1			1				1		1		2	2		2	2
3-4				1			1				1		1	2		1		2	1
4-1				1			1		1	1	2	1	1		1	2	1	2	2
4-2			1				1				1	1	1	2	1	1	1	2	1
5-1				1			1				1	1	1		1	1	1	2	1
5-2			1				1	1			2	1	1	1	3	3	1	3	2
6-1			1				1				1	1	1			2	1	2	1
6-2				1			1				1		1			0	1	3	3
7-1			1				1				1	1	1		1	2	1	2	2
7-2				1			1	1	2	1	1	1	1	1	1	3	1	2	5
7-3				1			1				2		1	2	1	5	1	3	4
8-1				1			1		1		2	1	1			7	1	4	2
8-2			1				1	1			1	1	1			2	1	2	3
8-3				1			1				2	1	1	1	1	5	1	3	3
合計	1	1	8	15	0	0	24	3	5	2	34	14	24	21	20	46	25	52	49

第5 消防水利設置数

(令和7年4月1日現在)

消火栓			貯水槽			池	河川・用水	プール
総数	公設	私設	総数	公設	私設			
2,042	2,014	28	546	192	354	7	65	33

第6 街頭消火器設置状況

(令和7年4月1日現在)

地区	数
旭が丘	25
新井	20
石田	19
14上田	1
大坂上	23
落川	14
川辺堀之内	9
栄町	13
新町	4
神明	8
高幡	3
多摩平	33
豊田	23
西平山	21
東豊田	14
東平山	10
日野	47
日野台	34
日野本町	23
平山	70
程久保	33
万願寺	25
三沢	47
南平	106
宮	3
百草	65
合計	694

第4節 医療救護関係

第1 市内医療機関等一覧

種類	病院名	住所
医療機関	青和クリニック	新井 3-3-20
医療機関	たいら手の外科・整形外科	石田 2-9-17
医療機関	にしくぼクリニック	石田 2-9-21
医療機関	日野いとう眼科	大坂上 1-33-1 日野駅前ビルディング 4階
医療機関	松浦医院	大坂上 2-7-15
医療機関	日野オリーブ坂診療所	大坂上 1-30-19 シルバーアロービル 3階
医療機関	こころクリニック	大坂上 1-32-4 根本ビル 2F
医療機関	日野駅前ファミリークリニック	大坂上 1-32-11 伊藤ビル 1階
医療機関	かなでる女性クリニック日野	大坂上 1-33-1 日野駅前ビルディング 4階
医療機関	寺田医院	落川 2011-11
医療機関	あきのこどもクリニック	栄町 1-5-11 ウェストグッソ 1階
医療機関	栄町クリニック	栄町 1-31-9 ヴェルグェ 140 1F
医療機関	こばやし皮膚科	新町 1-20-6 ライオンビル 1階 4号
医療機関	よこやま耳鼻咽喉科	新町 1-20-6 ライオンビル 1階 3号
医療機関	高瀬内科クリニック	新町 1-20-3 イナール 1階
医療機関	たかなしクリニック	新町 1-22-5 シェルビル 101
医療機関	そぶえ整形外科日野	神明 1-10-8
医療機関	おおしろクリニック	神明 3-6-16 アメティ明和館 101
医療機関	山本クリニック	神明 4-24-1
医療機関	石川クリニック	高幡 6-3
医療機関	朝比奈クリニック	高幡 15
医療機関	高幡不動ヒカリ眼科	高幡 116-10 京王高幡ショッピングセンター3階 B309号
医療機関	井上クリニック	高幡 145 岡崎ビル 201号
医療機関	医療法人社団東仁会 高幡不動じんクリニック	高幡 318
医療機関	須賀小児科	高幡 328 森久保医療ビル 103
医療機関	森久保クリニック	高幡 328 森久保医療ビル 101
医療機関	中島整形外科	高幡 328 森久保医療ビル 102
医療機関	おやまクリニック	高幡 328 森久保医療ビル 202
医療機関	みぞべこどもクリニック	高幡 507-4 リデンスクエア高幡不動 116
医療機関	リーデンス皮膚科クリニック	高幡 507-4 リデンスクエア高幡不動 117
医療機関	高幡駅前川崎クリニック	高幡 1000-2 三井住友銀行高幡不動ビル 6階
医療機関	高幡内科	高幡 1001-3 フォーミル高幡 3階
医療機関	アスカクリニック	高幡 1001-8 久野第2ビル 2F
医療機関	高幡皮膚科	高幡 1001-8 久野第2ビル 3F
医療機関	高幡耳鼻咽喉科	高幡 1001-8 久野第2ビル 4F
医療機関	たかはた眼科クリニック	高幡 1001-8 久野第2ビル 6F
医療機関	ふじこどものこころクリニック	高幡 1009-3
医療機関	笹島整形外科クリニック	高幡 1009-4 京王アソフィール高幡 1階

第4節 医療救護関係
第1 市内医療機関等一覧

医療機関	川野皮膚科医院	高幡 1009-4 京王アソフィール高幡 1階
医療機関	鈴木内科クリニック	高幡 1009-7 TIKビル2階
医療機関	川野皮膚科参道院	高幡 2-21
医療機関	なかはら皮膚科クリニック	多摩平 1-2-1 多摩平第一ビル206
医療機関	おおつき在宅クリニック	多摩平 1-2-1 多摩平第一ビル402
種類	病院名	住所
医療機関	医療法人社団一慶会原脳神経外科クリニック	多摩平 1-3-14 1階
医療機関	にい眼科	多摩平 1-4-19 藤ビル1階
医療機関	胃腸内科・下肢静脈瘤 森末クリニック	多摩平 1-4-19 藤ビル201
医療機関	あさひ耳鼻咽喉科クリニック	多摩平 1-4-19 藤ビル3階
医療機関	ひのとよだ心のクリニック	多摩平 1-4-19 藤ビル4F-402
医療機関	佐々木クリニック多摩平	多摩平 1-8-10
医療機関	渡辺整形外科	多摩平 1-14-2
医療機関	豊田駅前うだクリニック	多摩平 2-3-1 HAKUEI.BLD.T OYODA 302
医療機関	つむら眼科クリニック	多摩平 2-3-1 HAKUEI.BLD.T OYODA 501
医療機関	多摩平腎泌尿器科	多摩平 2-3-1 HAKUEI.BLD.T OYODA 401
医療機関	医療法人社団明康会 石塚医院	多摩平 2-3-4 刈外丹野マツヨイ豊田106号
医療機関	たけだ眼科	多摩平 2-4-1 イオンモール多摩平の森 2階
医療機関	あんどこどもクリニック イオンモール多摩平の森	多摩平 2-4-1 イオンモール多摩平の森
医療機関	かどた皮膚科・形成外科	多摩平 2-5-1 クラウイ豊田多摩平の森 RESIDENSE 109
医療機関	朝がおクリニック	多摩平 2-5-1 クラウイ豊田多摩平の森 RESIDENSE 111
医療機関	太陽クリニック	多摩平 2-5-1 クラウイ豊田多摩平の森 RESIDENSE 110
医療機関	堀井内科クリニック	多摩平 2-5-3 豊田パルコ1階
医療機関	ふくろう内科クリニック日野・八王子胃と大腸の内視鏡院	多摩平 3-1-1 Tomorrow PLAZA 1階
医療機関	豊田クリニック	多摩平 3-1-1 Tomorrow PLAZA 1階
医療機関	多摩平の森の病院	多摩平 3-1-17
医療機関	うちの耳鼻咽喉科クリニック	多摩平 3-12-3 福博ビルクレセントハイツ 1階
医療機関	関根クリニック	多摩平 3-12-3 福博ビルクレセントハイツ 1階
医療機関	多摩平皮膚科	多摩平 4-1-16
医療機関	日野市立病院	多摩平 4-3-1
医療機関	小松医院	多摩平 4-9-1
医療機関	望月医院	多摩平 6-31-4
医療機関	多摩平小児科	多摩平 7-6-3
医療機関	多摩平みついしクリニック	多摩平 7-23-5
医療機関	康明会病院	豊田 2-32-1

医療機関	野田医院	豊田 3-27-8
医療機関	小林医院	豊田 4-34-4
医療機関	いしかわ内科医院	豊田 4-34-7 オチャド 1階
医療機関	しみずこどもクリニック	豊田 4-34-7 オチャド 1階
医療機関	あんど耳鼻咽喉科	豊田 4-35-14 グランデ ソーレ 102号室
医療機関	あやめ眼科豊田	豊田 4-35-14 グランデ ソーレ 103号室
医療機関	桜医院	日野市西平山1-2-3-A
医療機関	七生病院	西平山 1-24-1
医療機関	日野みんなの診療所	東豊田 2-16-3
医療機関	佐々木クリニック豊田	東平山 3-1-1
医療機関	塩谷医院	日野 1077-33
種類	病院名	住所
医療機関	康明会ホームケアクリニック	日野 1451-1 シバビル 日野クリニックビル 1階
医療機関	石田クリニック	日野 1027-1 MIYABI BLDG.2F
医療機関	日野厚生クリニック	日野 1321 2階
医療機関	日野台診療所	日野台 4-26-16
医療機関	くちらクリニック	日野台 5-19-2
医療機関	高品クリニック	日野本町 1-12-13
医療機関	アカシアクリニック	日野本町 4-1-9 イグ 1階
医療機関	医療社団のぞみの朋日野のぞみクリニック	日野本町 2-14-9 三浦ビル 105号
医療機関	日野クリニック	日野本町 3-11-1 日河ビル 3F
医療機関	加来産婦人科コンチェルト第二	日野本町 3-11-4
医療機関	日野まつ整形外科	日野本町 3-11-8 エイケイビル 2階
医療機関	花輪病院	日野本町 3-14-15
医療機関	よしだ眼科クリニック	日野本町 3-14-16 馬場ビル 3階
医療機関	日野医院	日野本町 4-3-1
医療機関	京王平山クリニック	平山 2-37-8
医療機関	医療法人社団心施会 平山城址腎クリニック	平山 5-38-1 平山城址公園駅前ビル
医療機関	牛尾医院	平山 6-5-13
医療機関	原クリニック	程久保 3-18-30
医療機関	麦倉眼科	程久保 3-37-8 ツズビル 1階
医療機関	英世会クリニック	万願寺 1-19-7
医療機関	土方クリニック	万願寺 1-13-1
医療機関	ニシムラ整形外科	万願寺 1-13-5
医療機関	回心堂第二病院	万願寺 2-34-3
医療機関	中井内科クリニック	万願寺 5-6-14 加江ビル 1階
医療機関	もぐさ園三沢台診療所	三沢 2-12-13
医療機関	鈴木耳鼻咽喉科医院	三沢 3-53-9 鈴蘭ビル 3階
医療機関	あさつゆクリニック	三沢 3-53-9 鈴蘭ビル 2階
医療機関	さいとう内科クリニック	南平 4-10-4 2-B
医療機関	ひまわりクリニック	南平 4-41-11 松田ビル 1F
医療機関	柴山内科医院	南平 5-1-21

第4節 医療救護関係
第2 市内調剤薬局一覧

医療機関	中川クリニック	南平 7-18-11
医療機関	南平山の上クリニック	南平 8-4-26
医療機関	福岡医院	南平 8-10-27
医療機関	南平わだクリニック	南平 9-40-6 1F
医療機関	グレイス病院	宮 248
医療機関	百草園駅前クリニック	百草 204-1 ガーデنبUILDING石神D 1階
医療機関	百草園腎クリニック	百草 207-4 坂井コーポ 1階
医療機関	はとう眼科	百草 971-3
医療機関	百草の森ふれあいクリニック	百草 1042-22
医療機関	医療法人社団季邦会 街のクリニック 日野・八王子	旭が丘 6-11-1 ドエル旭が丘 102
医療機関	多摩平リウマチ膠原病クリニック	多摩平 2-3-1 3F

第2 市内調剤薬局一覧

番号	店名	住所	電話
1	クリタ薬局	旭が丘 5-2-5	581-7774
2	なの花薬局日野新井店	新井 860-1	506-5518
3	アイン薬局日野万願寺店	万願寺 1-13-6	586-3330
4	すみれ薬局万願寺店	万願寺 4-2-5 店舗 1	843-3180
5	アイ薬局万願寺店	石田 2-9-1 アイビル 102	589-2098
6	かしのき薬局	大坂上 1-18-2 サンヒルセブン 102	843-1180
7	うさぎ薬局日野駅前店	大坂上 1-32-1 久世ビル 1	506-2991
8	ノムラ薬局桜店	栄町 1-3-1	519-4305
9	どんぐり薬局栄町店	栄町 1-31-9 ヴェルジュ 140 1階	583-1464
10	おひさま薬局	新町 1-19-4 ウェーブコート 102	589-5701
11	開晴薬局	新町 1-20-3 エスペラル1階	586-1213
12	ノムラ薬局ひの店	新町 1-20-6 ラフィーネビル 102	587-2668
13	たかはた薬局	高幡 1-8	593-5450
14	ノムラ薬局高幡駅前店	高幡 3-16	506-9910
15	ウエルシア京王高幡 SC 調剤 薬局	高幡 128-5 京王高幡 SC1階	599-8522
16	京王薬局	高幡 145	591-2598
17	龍生堂薬局高幡不動店	高幡 318	506-5162
18	クオール薬局高幡店	高幡 326-1 第3滝瀬ビル1階	593-6126
19	青空薬局	高幡 328-1	599-0334
20	薬樹薬局高幡	高幡 507-4 リーデンススクエア高幡不動 115号	599-0161
21	いづみ薬局プレミール店	高幡 1001-3 プレミール高幡 1階	594-0123
22	薬局しらい	高幡 1006-8	593-6563
23	あい薬局高幡不動	高幡 1008-6-102	594-9844
24	たから薬局高幡不動店	高幡 1009-4 京王安フィール高幡 1F	599-8838

25	アイン薬局多摩平店	多摩平 1-2-1 多摩平共同ビル	581-1275
26	ノムラ薬局豊田北口店	多摩平 1-2-1 第1ビル1階	583-6262
27	清水薬局多摩平店	多摩平 1-4-7 豊田 AHビル1階	586-9432
28	清水薬局多摩平ファーマシー	多摩平 1-4-19 藤ビル 102	514-8457
29	マロン薬局豊田店	多摩平 2-3-1 HOSPI TOWN101	514-8023
30	イオン薬局多摩平の森店	多摩平 2-4-1	514-1051
31	清水薬局多摩平二丁目店	多摩平 2-5-3 豊田パールハイツ1階	589-0522
32	櫻ハート薬局	多摩平 2-13-7	843-4576
33	清水薬局本店	多摩平 3-12-3 福博ビル1階	582-3088
34	ノムラ薬局市立病院前店	多摩平 5-16-6	582-8972
35	あかつき薬局	多摩平 6-16-15	581-5959
36	ノムラ薬局	多摩平 6-32-8	584-9031
37	ぷっく薬局	多摩平 6-37-3 メゾン田中 101	514-8762
38	ノムラ薬局神明店	多摩平 7-23-17	843-4370
39	ノムラ薬局一番橋店	東豊田 2-13-12	506-2485
40	しんわ薬局豊田店	豊田 2-22-2	589-2414
41	ノムラ薬局豊田南店	豊田 3-32-4	514-8601
42	ノムラ薬局太陽店	豊田 4-35-14	506-2970
43	清水薬局東平山店	東平山 3-3-4	595-6031
44	ノムラ薬局西平山店	西平山 1-2-3-B	506-2172
45	共創未来 甲州街道駅前薬局	日野 1027-1MIYABIビル1階	843-3901
46	しんわ薬局万願荘店	日野 1077-125	589-3457
47	さつき薬局日野店	日野 1444-17	513-8970
48	ひのだい4丁目薬局	日野台 4-25-16	581-2011
49	上田薬局日野台店	日野台 5-18-2	589-0407
50	ノムラ薬局日野本町店	日野本町 1-12-19	582-7585
51	しんわ薬局日野駅前店	日野本町 3-11-8AKビル1階	589-3361
52	どんぐり薬局	日野本町 3-14-16	589-0181
53	本町調剤薬局	日野本町 3-14-16 馬場ビル1階	587-1661
54	しんわ薬局日野店	日野本町 4-2-10	584-4889
55	平山調剤薬局	平山 6-6-11	599-5060
56	日野程久保薬局	程久保 3-18-5	599-2370
57	共創未来 日野薬局	三沢 2-36-1	599-0310
58	あんず調剤薬局高幡店	三沢 3-53-9 鈴蘭ビル1階	599-2441
59	薬局日本メディカル	南平 4-10-4 HAMA-KI 1-C	506-5638
60	ゆうわ薬局日野南平店	南平 5-1-25 ときわ荘 101	506-5026
61	しんわ薬局南平店	南平 7-18-50	591-6888
62	ノムラ薬局南平店	南平 9-40-6	593-8607

第4節 医療救護関係
第2 市内調剤薬局一覧

63	丘の上薬局百草店	百草 999 2-8-1-113	506-5853
64	さつき薬局百草店	百草 1042-20	506-5121

第3 医療トリアージについて

1 医療トリアージとは

多くの負傷者が同時に発生した場合にできるだけ多くの命を救うため、治療の必要性（緊急度）が高い負傷者とそうでない負傷者を選別し、治療や後方搬送の優先順位をつけることです。救命の可能性が非常に低い者よりも、可能性の高い者に対して優先的に治療・搬送を行うことで、より効率的・効果的な治療を行います。

2 トリアージの実際

トリアージは、その結果を明示するためトリアージタグという認識票を使用します。タグ用紙は3枚つづりで、1枚目は災害現場用、2枚目は搬送機関用、3枚目本体は収容医療機関用となっています。

負傷者の右手首にタグのゴム輪を二重に巻き付けますが、不可能な時は左手首→右足首→左足首→首の順になります。

3 トリアージタグの順位

順位	識別色	分類	傷病等の状態	トリアージタグ
1位	赤	緊急治療群 (重傷群)	直ちに処置を行えば救命可能	黄までもぎる
2位	黄	待機治療群 (中等症群)	多少治療が遅れても生命に危険がない	緑までもぎる
3位	緑	治療保留群 (軽傷群)	上記以外の軽易な傷病で専門医の治療を必要としない	もぎらない
	黒	不処置群 (死亡群)	既に死亡しているまたは処置を行っても明らかに救命不能	赤までもぎる

第5節 地震対策関係

第1 震度計の設置場所

設置場所	所在地	備考
防災情報センター	神明 1-11-16	震度観測点コード：3511030

第2 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

1 使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度

〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなること	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
		がある。	
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008

年) 岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3 日野市耐震改修促進計画の概要

日野市耐震改修促進計画の概要（令和3年6月）

1. 根拠

耐震改修促進法第6条第1項に基づき、東京都耐震改修促進計画の改定の反映や前計画からの文言修正、数値等の時点更新を行う改定する。

2. 構成

- 一、概要（背景と目的、計画の位置づけ、計画期間、対象建築物 等）
- 二、耐震化の現状と課題（各対象建築物の現状 等）
- 三、取り組みの基本方針（耐震化の目標、重点的に取り組むべき施策 等）
- 四、耐震化に関わる総合的な施策の展開（日野市における耐震化施策、税制等に関する支援 等）

3. 計画期間

令和3年6月から令和7年度までの4年10か月（今後にも必要に応じて見直し）

4. 前回計画(平成28年度から令和3年5月の5年2か月)の振り返り

建築物の種類	平成28年4月	令和3年5月目標値	令和3年5月実績
①緊急輸送道路沿道建築物	88.8%	95%	93.5%
②住宅	83.7%	95%	90.2%
③特定建築物	94.3%	95%	94.7%
④防災上重要な公共建築物	94.3%	100%	100%

- ①特定緊急輸送道路沿道建築物は全232棟ある。そのうち旧耐震基準の建築物は全38棟あり、23棟について耐震化済。（5年2か月間の実績では11棟を耐震化）
残り15棟の耐震化を戸別訪問などにより強く働きかける必要がある。
- ②住宅のうち木造戸建て住宅は国都の制度に則り、補助額や補助率を拡充した。また、分譲マンションに関する耐震改修等に対する助成制度を平成28年度に創設し、2棟を耐震化（助成対象は103棟）。耐震化には合意形成や所有者の意思決定に一定の時間を要する。相談体制や情報提供の充実を図り、耐震化率の向上につなげていく必要あり。
- ③建築基準法12条に基づく定期報告による耐震化状況を確認した。
今後は特定建築物の所有者等への意識啓発を図る必要あり。
- ④防災上重要な公共建築物は本庁舎の耐震改修・南平体育館の建て替えに伴い、目標値である100%を達成。

5. 耐震化の目標

建築物の種類	令和3年5月 実績値	令和7年度目 標値	目標設定に関して
①緊急輸送道路沿道建築物	93.5%	95%	目標値については、東京都耐震改修促進計画との整合性や所有者への意識啓発の状況を鑑みて、前回計画値と同様の目標を設定。
②住宅	90.2%	95%	
③特定建築物	94.7%	95%	
④防災上重要な公共建築物	100%	—	
⑤組積造の塀 (本計画より対象に追加)	—	可能な限り解 消※	

※棟数の把握は困難なため耐震化率は求めない。

第4 日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和7年度）（概要）

1. 目的

日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、日野市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み及び一般市民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2. 位置付け

日野市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付ける。

3. 対象区域

日野市全域とする。

4. 対象建築物

本対象区域内に存するすべての住宅（賃貸共同住宅は含まない。）で、建築基準法における旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事着手した耐震基準）の住宅及び平成12年5月31日以前に工事着手した木造住宅（2階建て以下の在来軸組工法のみ）とする。

5. 実施期間

令和3年度から令和7年度までとする。ただし、社会経済状況や関連計画の改訂、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

6. 実績の公表

アクションプログラムの取り組み内容について、毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表する。

7. 取り組み内容

(1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

戸別訪問等の方法により、住宅所有者に対して以下の直接的に耐震化を促す取り組みを実施する。

実施済み の内容	平成23年度	木造住宅耐震に関する戸別訪問事業（委託）
	平成27年度	分譲マンション啓発隊
	平成28年度	分譲マンション管理組合に対するダイレクトメール送付及び戸別訪問
	平成29年から 令和2年度	住宅の所有者、自治会や分譲マンションへ個別訪問等の周知活動
令和3年度から 令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の回覧版を活用した木造住宅所有者への耐震改修補助金制度等の周知 分譲マンション管理組合に対するダイレクトメール又は面会による耐震診断等の働きかけ

(2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

・市補助事業による耐震診断を行った住宅所有者に対し、診断終了時に耐震改修工事に向けた意向確認や補助制度の説明、耐震改修事業者リストの提示等を行う。

第5節 地震対策関係

第4 日野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（令和7年度）（概要）

・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては、電話連絡を行い、意向確認し、補助制度の説明等を改めて実施し耐震化を促す。

（3）耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み

・東京都主催により開催される耐震改修事業者の技術力向上に資する講習会を活用し、ホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。

・東京都及び市内の建設関係団体と連携し、耐震改修事業者リストを作成、公表する。

（4）一般市民への周知啓発

・耐震改修に係る市の補助制度等について、市報に掲載し市民に広く周知する。
・日野市総合防災訓練等において、市民を対象に耐震化促進に関する情報提供及び相談会を実施する。
・耐震改修に係る市の補助制度等について、リーフレットを作成し担当課窓口や各種イベント等において配布する。

8. 令和7年度の実施目標

木造住宅の耐震化	耐震診断補助件数	32件
	耐震改修工事補助件数	10件
分譲マンションの耐震化	アドバイザー派遣件数	3管理組合

※毎年度 PDCA サイクルの実施により、取り組み内容を見直すこととする。

第5 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

○日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成23年11月1日
制定
平成25年5月20日
平成26年6月17日
平成28年4月14日
平成29年4月1日
令和元年5月7日
令和2年4月1日
令和3年5月17日
令和7年4月1日
改正

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計及び耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- (2) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (4) 特定沿道建築物 建築物等のいずれかの部分の高さが東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則（平成23年東京都規則第22号）で定める高さを超えるもの（昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものを除く。）であって、その敷地が特定緊急輸送道路に接するものをいう。
- (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、日野市内の特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の補強設計、耐震改修、建替え及び除却（以下「耐震改修等」という。）に関する事業をいう。
- (6) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(助成対象事業)

第3条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物等の補強設計は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

- (1) 市内に存する特定沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市長が定めるものを除く。）を対象とする事業であること。
- (2) 耐震化指針に適合する事業であること。
- (3) 対象費用について他の助成金等の交付を受ける事業でないこと。
- (4) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6未滿相当若しくは I_w （構造耐震指標）の値が1.0未滿相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (5) 補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。
- (6) 補強設計は、原則として、当該耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて評定を受けたものであること。
- (7) 補強設計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建替え及び除却は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 建築物の構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- (3) 耐震改修後に I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること又は令和8年3月31日までに I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。
- (4) 耐震改修は、当該耐震改修計画について、原則として、前項第6号に規定する評定を取得して行うものであること。
- (5) 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、特定沿道建築物の耐震化に係る費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補強設計に要する費用
- (2) 耐震改修に要する費用
- (3) 建替えに要する費用（前号の補助を受けて耐震改修を行った建築物等及び次号の補助を受けて除却を行った建築物等を除く。）
- (4) 除却に要する費用（第2号の補助を受けて耐震改修を行った建築物等を除く。）

(助成対象者)

第5条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の助成金について申請することができる者は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号の場合は、当該各号に掲げる者とす

る。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。
- (2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者であること。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、第4条各号に掲げる費用で、別表第1に定める額を限度とする。ただし、助成対象事業費のうち、既に本事業における助成金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

2 前項で算定した助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(全体設計の承認)

第7条 耐震改修等の助成を受けようとする者は、当該耐震改修等が複数年度にわたる場合には初年度の助成金交付申請前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書(第1号様式)を別表第2に定める書類を添えて、耐震改修等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認書(第2号様式)により、申請者に通知しなければならない。

(全体設計の変更承認)

第7条の2 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた者のうち、全体設計の事業の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書(第2号様式の2)に別表第2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認書(第2号様式の3)により、申請者に通知しなければならない。

(助成金交付申請)

第8条 耐震改修等の助成を受けようとする者は、耐震改修等の請負契約を締結する前に、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第7条の規定により全体設計の承認を受けた者の交付申請は、全体設計の承認を受けた年度を除き、助成金を受けようとする年度の初日に行わなければならない。

4 市長は、第1項及び前項に規定する申請の受付に当たり、必要と認める書類を添付させることができる。

(助成金交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、助成を決定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成することが適当と認められなかったときは、不交付を決定し、特定

第5節 地震対策関係

第5 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条第1項の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（耐震改修等の実施）

第11条 助成決定者は、当該交付決定通知後速やかに、耐震改修等の請負契約を締結し、耐震改修等に着手するとともに、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金着手届（第6号様式）を市長に提出するものとする。ただし、第7条第2項に規定する全体設計の承認の通知を受け、次年度以降の交付決定を受けた場合は、この限りでない。

（助成対象事業内容の変更）

第12条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金事業内容変更届出書（第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付変更申請書（第8号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の助成金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の変更を決定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付変更承認書（第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。

4 助成決定者は、第2項に規定する助成対象事業の内容の変更に起因して耐震改修等の請負契約に変更が生じる場合で、前項に規定する通知を受けたときは、速やかに変更後の耐震改修等の請負契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（耐震改修等の取り止め）

第13条 助成決定者は、事情により当該耐震改修等を取り止めるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金取り止め届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金実績報告書（第11号様式）により市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第2項の規定により全体設計の承認を受けた場合で、第9条第1項の規定による助成金の交付を決定した会計年度が終了するとき。
- (2) 助成対象事業が完了したとき。

2 助成決定者（助成金の交付を受けた者を含む。）は、耐震改修等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業消費税仕

入税額控除報告書（第12号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、助成決定者は、これを納付しなければならない。

3 市長は、第1項の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、実地調査等審査に必要と認められる調査を行うものとする。

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金実績報告書を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額の確定通知書（第13号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第16条 前条により通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付請求書（第14号様式）により、市長に助成金を請求するものとする。

2 助成決定者は、助成金の請求及び受領に関する権限を耐震改修等の請負契約者に委任することができる。

3 助成決定者は、前項の規定により委任する場合は、第14条第1項の規定による届出の際に委任状を添付しなければならない。

（助成金の交付）

第17条 市長は、前条の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、助成決定者（助成交付決定の通知を受けた者及び助成金の交付を受けた者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) この要綱及び法令に基づく市長の命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

（延滞利子）

第20条 市長は、第14条第2項による仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じた場合及び前条の規定

による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が指定した期限までに納付又は返還をしなかったときは、当該期限の翌日から返還までの日数に応じ未納付額又は未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

（補則）

第21条 助成金の交付の手続は、別に定めがあるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（委任）

第5節 地震対策関係

第5 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

第22条 この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則（平成25年5月20日）

この要綱は、平成25年5月20日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年6月17日）

1 この要綱は、平成26年6月17日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成26年3月31日以前に、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行われた助成金交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成28年4月14日）

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、同日以後の助成金交付申請から適用する。

付 則（平成29年4月1日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前に、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行われた助成金交付申請については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日以降に初めて東京都が実施するアドバイザー派遣等により、特定緊急輸送道路沿道建築物であることを東京都が確認した建築物については、この要綱による改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおり取り扱うものとする。ただし、平成30年度末までに、当該耐震診断事業が完了するものに限る。

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成率と助成限度額
耐震診断に要する費用	次の1及び2のいずれか低い額 1 実際に耐震診断に要する費用 2 次の(1)及び(2)のいずれか高い額 (1) アからウまでの合計額 ア 延べ面積 1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡ イ 延べ面積 1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 1,540円/㎡ ウ 延べ面積 2,000㎡を超える部分は 1,030円/㎡ ただし建築物等の延べ面積が 3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計に、階数に 150,000円を乗じた額を加算する。 (2) ア又はイの額 ア 延べ面積 1,000㎡未満の建物 3,600円/㎡	助成対象費用の 10/10

	イ 延べ面積 1,000 m ² 以上の建物は 2,570,000 円に 1,030 円/m ² を加算した額	
--	--	--

付 則(令和元年5月7日)

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

付 則(令和2年4月1日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱(以下「新要綱」という。)別表第1の規定は、施行日以後になされた新要綱第8条の規定に基づく助成金交付申請に適用し、施行日前になされた助成金交付申請については、なお従前の例による。

付 則(令和3年5月17日)

- 1 この要綱は、令和3年5月17日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行われた助成金交付申請については、なお従前の例による。

付 則(令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第6節 水防対策関係

第1 重要水防箇所

『重要水防箇所』は、その箇所の堤防の状態などにより「越水(溢水)」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」などのいくつかの種別に分類されます。

さらに、その種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度に区分されます。

- 重要度A・・・水防上最も重要な区間
- 重要度B・・・水防上重要な区間

また、新しく堤防を作った「新堤防」、過去に堤防が決壊したことのある「破堤跡」、以前川だった所が堤防となっている「旧川跡」については、過去の経験から注意を要する箇所、また破堤などの履歴を残すため「要注意区間」として整理しています。

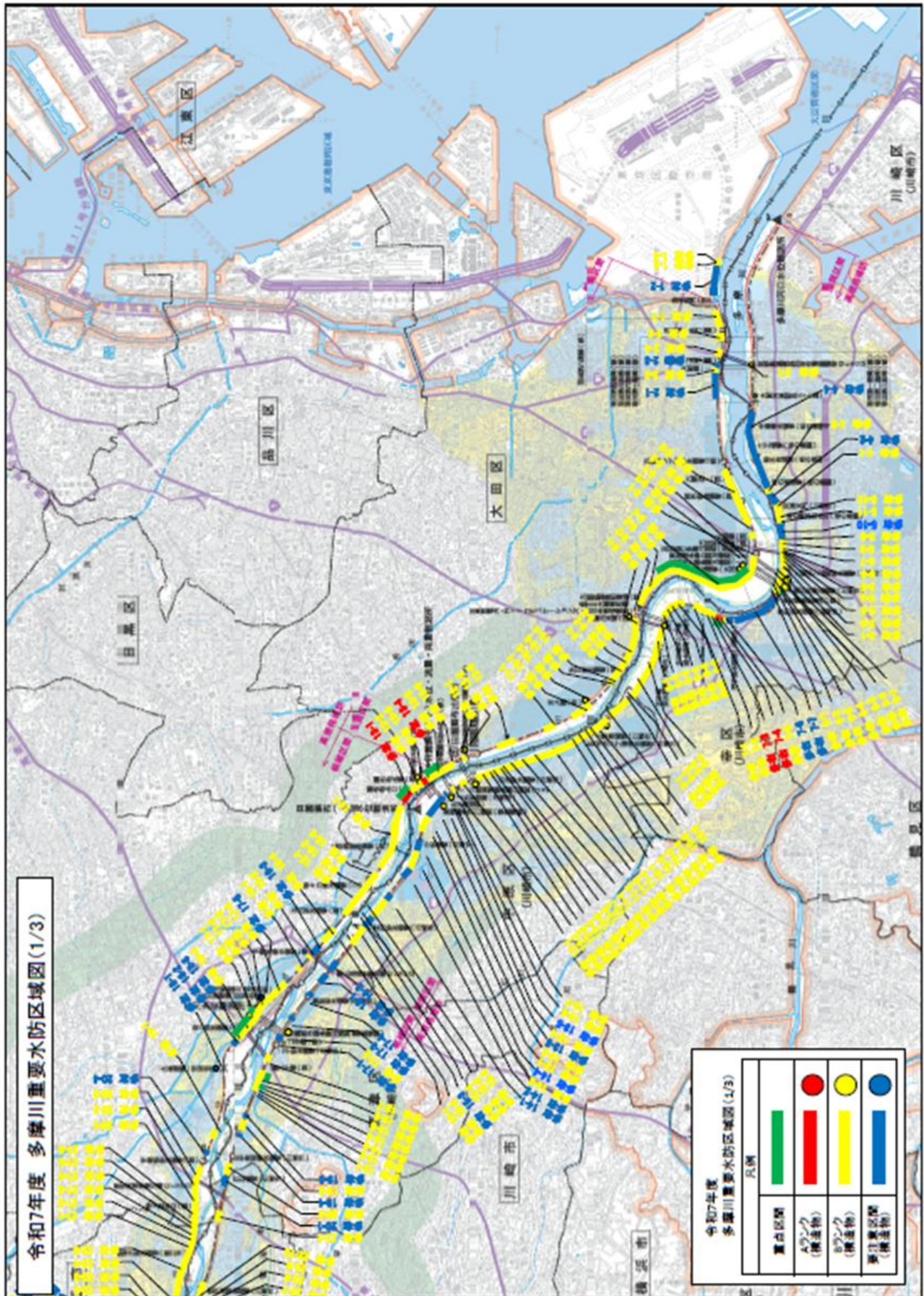
種別	重要度A	重要度B	要注意区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配からみて機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれが高く、機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは、機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて機能に支障が生じる堤体の変状の生じる可能性が高いと考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて機能に支障が生じる変状の生じるおそれが高く、機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る	機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、あるいは、機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質	

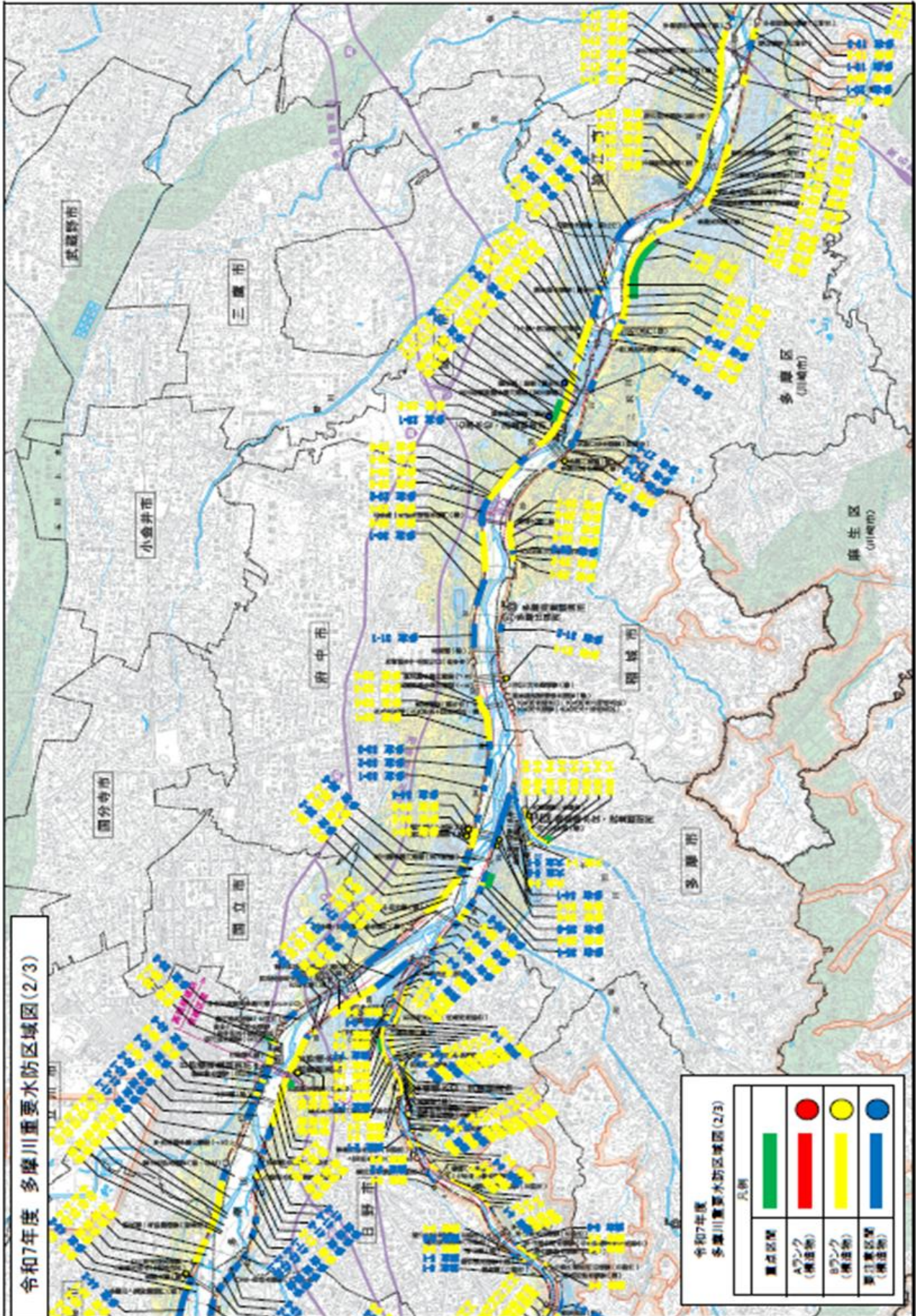
種別	重要度A	重要度B	要注意区間
	<p>する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>等からみて機能に支障が生じる可能性が高いと考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘 (りっこう)			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

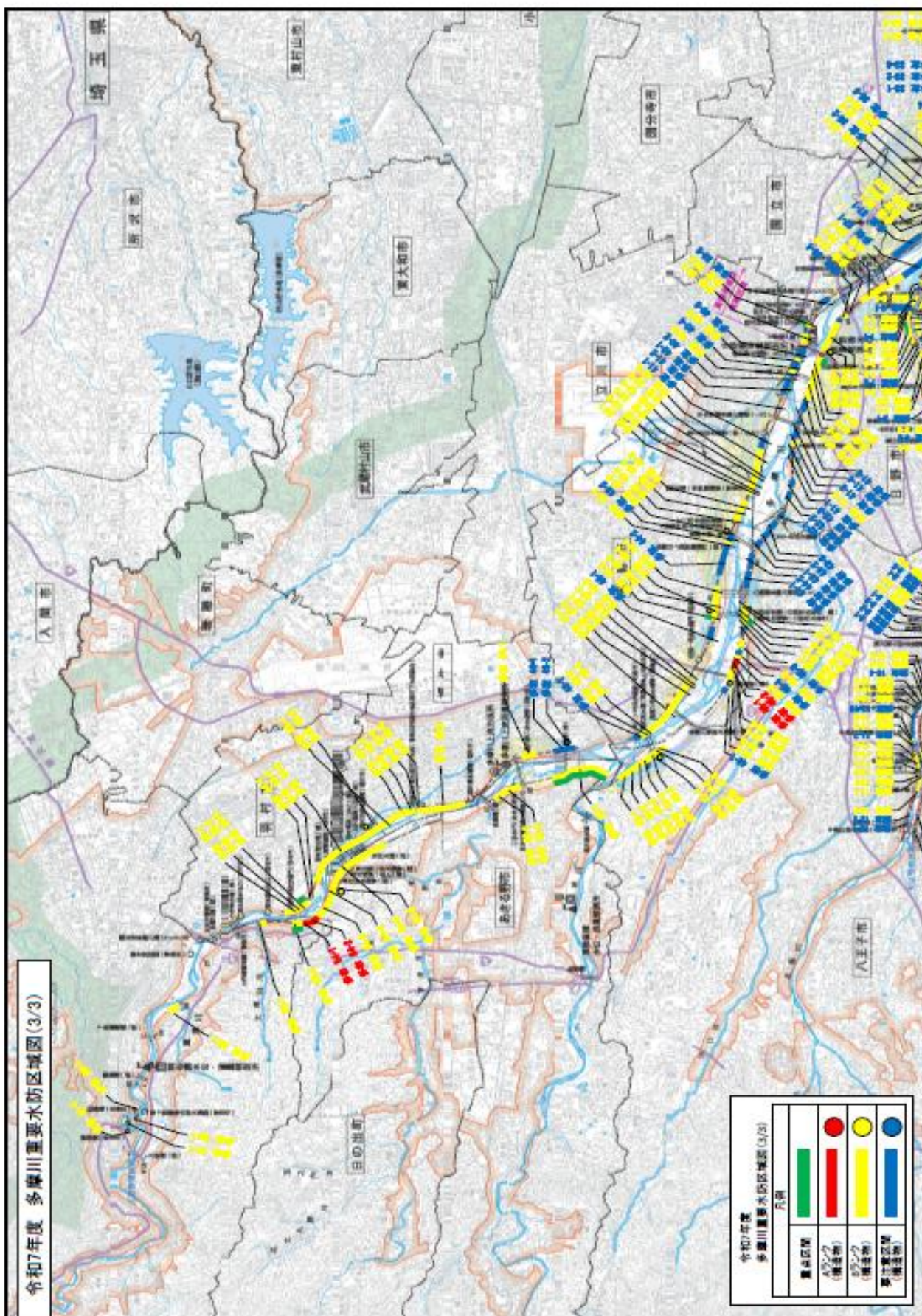
第6節 水防対策関係

第2 多摩川重要水防区域図（令和7年度）

第2 多摩川重要水防区域図（令和7年度）







第3 重要水防箇所一覧（多摩川）（日野市関連分抜粋）

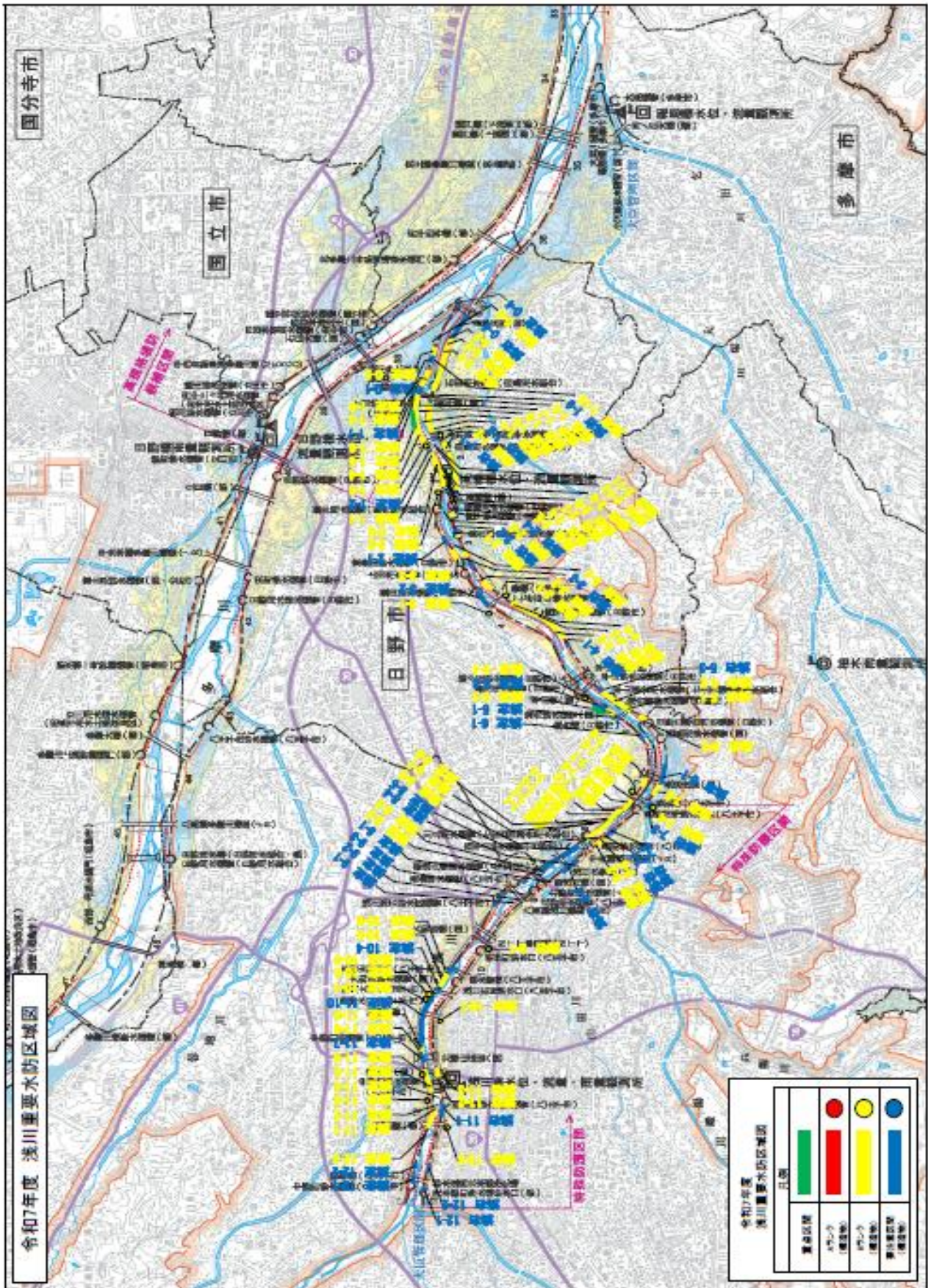
番号	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地名	軒杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
43	多右43-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市栄町5丁目	43.0k+195m~ 43.0k+43m	167.1	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
44	多右42-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市栄町5丁目	42.8k+147m~ 42.8k+97m	61.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
45	多右42-2	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市栄町3丁目	42.4k+169m~ 42.4k+66m	106.8	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
46	多右42-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市栄町3丁目	42.2k+197m~ 42.2k+115m	82.4	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
47	多右41-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市栄町3丁目	41.8k+74m~ 41.8k+40m	33.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
48	多右41-2	多摩川	越水(溢水)	B	右	東京都 日野市栄町2丁目	41.6k+75m~ 41.6k+25m	41.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
49	多右41-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市栄町1丁目	41.4k+187m~ 41.4k+53m	145.3	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
50	多右41-4	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市日野本町5丁目	41.2k+183m~ 41.2k+147m	40.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
51	多右41-5	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市日野本町5丁目	41.0k+190m~ 40.8k+175m	214.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
52	多右40-1	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市日野本町5丁目	40.8k+175m~ 40.6k+139m	205.3	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り 釜段工法
53	多右40-2	多摩川	堤体漏水	B	右	東京都 日野市日野本町6丁目	40.6k+139m~ 40.0k+150m	536.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り
54	多右40-3	多摩川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	東京都 日野市大字日野	40.0k+150m~ 40.0k+125m	22.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう シート張り
55	多右40-4	多摩川	堤体漏水	(重点) B	右	東京都 日野市大字日野	40.0k+125m~ 40.0k+0m	113.8	越水危険箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り
56	多右39-1	多摩川	堤体漏水	B	右	東京都 日野市大字日野	39.8k+110m~ 39.8k+4m	105.7	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り
57	多右39-2	多摩川	工作物	B	右	東京都 日野市大字日野	39.8k+107m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(日野橋)	日野市	南多摩西部	多摩川上流	-

第6節 水防対策関係

第3 重要水防箇所一覧(多摩川)(日野市関連分抜粋)

番号	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	軒杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
58	多右39-3	多摩川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市大字日野	39.8k+4m~ 39.2k+100m	504.2	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	シート張り 釜段工法
59	多右39-4	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市大字日野	39.2k+100m~ 39.2k+71m	29.1	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
60	多右39-5	多摩川	水衝部	B	右	東京都 日野市大字石田	39.0k+70m~ 39.0k+5m	64.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	木流し
61	多右38-1	多摩川	水衝部	B	右	東京都 日野市万願寺1丁目	38.6k+130m~ 38.6k+11m	118.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩川上流	木流し
62	多右38-2	多摩川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市万願寺1丁目	38.6k+11m~ 37.8k+0m	812.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	木流し 釜段工法
63	多右37-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市石田1丁目	37.8k+0m~ 37.0k+140m	704.9	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
64	多右36-1	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市落川	36.8k+62m~ 36.6k+181m	76.3	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩川上流	釜段工法
65	多右36-2	多摩川	越水(溢水)	B	右	東京都 日野市百草	36.6k+150m~ 36.6k+100m	53.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩川上流	積み土のう
66	多右36-3	多摩川	旧川跡	要	右	東京都 日野市百草	36.4k+74m~ 36.2k+100m	175.2	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
67	多右36-4	多摩川	水衝部	B	右	東京都 日野市落川	36.2k+100m~ 35.6k+197m	175.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し

第4 重要水防区域図（浅川）（令和7年度）



第6節 水防対策関係

第5 重要水防箇所一覧（浅川）（日野市関連分抜粋）

第5 重要水防箇所一覧（浅川）（日野市関連分抜粋）

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由	県及び市町村		国土交 通法 担当出 発所	想定される 水防工法
			種別	階級		地名	地先名	軒高位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 土木事務所		
19	浅右6-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市平山5丁目	6.0k+90m~ 6.0k+20m	62.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
20	浅右5-1	浅川	越水(溢水)	(重点) B	右	東京都	日野市平山5丁目	5.8k+25m~ 5.6k+198m	29.0	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
21	浅右5-2	浅川	越水(溢水) 新堤防	B 要	右	東京都	日野市平山5丁目	5.6k+198m~ 5.4k+75m	305.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 新堤防で築造後3年以内の箇所(R2浅川右岸平山五丁目外築堤工事(平山五丁目地先) R4.6完成)	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り
22	浅右5-3	浅川	新堤防	要	右	東京都	日野市平山5丁目	5.4k+75m~ 5.4k+8m	67.2	新堤防で築造後3年以内の箇所(R2浅川右岸平山五丁目外築堤工事(平山五丁目地先) R4.6完成)	日野市	南多摩西部	多摩	シート張り
23	浅右4-1	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市平山4丁目	4.6k+102m~ 4.6k+71m	31.2	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
24	浅右4-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市平山4丁目	4.6k+40m~ 4.4k+48m	192.3	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
25	浅右4-3	浅川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市南平6丁目	4.4k+48m~ 4.2k+183m	65.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	木流し 釜段工法
26	浅右4-4	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市南平6丁目	4.2k+183m~ 3.8k+110m	475.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
27	浅右3-1	浅川	工作物	B	右	東京都	日野市南平5丁目	3.8k+40m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未滿(一番橋)	日野市	南多摩西部	多摩	—
28	浅右3-2	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市南平5丁目	3.6k+50m~ 3.4k+100m	151.4	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
29	浅右3-3	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市南平5丁目	3.2k+115m~ 3.2k+75m	38.9	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
30	浅右3-4	浅川	水衝部	B	右	東京都	日野市南平5丁目	3.0k+40m~ 2.8k+136m	56.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
31	浅右2-1	浅川	水衝部 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市南平5丁目	2.8k+136m~ 2.8k+90m	97.5	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	木流し 釜段工法
32	浅右2-2	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市南平5丁目	2.8k+90m~ 2.8k+62m	28.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
33	浅右2-3	浅川	越水(溢水)	B	右	東京都	日野市上田	2.6k+25m~ 2.6k+0m	25.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
34	浅右2-4	浅川	旧川跡	要	右	東京都	日野市高幡	2.4k+83m~ 2.4k+75m	8.1	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
35	浅右2-5	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市高幡	2.4k+75m~ 2.4k+26m	49.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
36	浅右2-6	浅川	越水(溢水)	B	右	東京都	日野市高幡	2.4k+26m~ 2.2k+145m	85.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
37	浅右2-7	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都	日野市高幡	2.2k+145m~ 2.2k+100m	48.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法

第5 重要水防箇所一覽(浅川)(日野市関連分抜粋)

番号	河川名	重要度	左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	県及び市町村 担当 水防団	国土交通省 担当出 張所	想定される 水防工法
				種別	階級					
38	浅右2-8 浅川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要	右	東京都 日野市高幡	2.2k+100m ⁻ 2.0k+184m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り 金段工法
39	浅右2-9 浅川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	東京都 日野市高幡	2.0k+184m ⁻ 2.0k+2m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り
40	浅右2-10 浅川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	重点 B B 要	右	東京都 日野市高幡	2.0k+2m ⁻ 2.0k+0m	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう シート張り 金段工法
41	浅右2-11 浅川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市高幡	2.0k+0m ⁻ 1.8k+100m	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	シート張り 金段工法
42	浅右1-1 浅川	旧川跡	要	右	東京都 日野市大字新井	1.8k+100m ⁻ 1.8k+75m	旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	金段工法
43	浅右1-2 浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市大字新井	1.8k+75m ⁻ 1.6k+175m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう 金段工法
44	浅右1-3 浅川	旧川跡	要	右	東京都 日野市大字新井	1.6k+175m ⁻ 1.6k+141m	旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	金段工法
45	浅右1-4 浅川	工作物	B	右	東京都 日野市大字新井	1.6k+155m	旧川跡 計算水位と桁下高の差が余裕高未満(万願寺歩道橋)	日野市 南多摩西部	多摩	-
46	浅右1-5 浅川	越水(溢水)	B	右	東京都 日野市大字新井	1.6k+125m ⁻ 1.6k+39m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう
47	浅右1-6 浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市大字新井	1.6k+39m ⁻ 1.4k+107m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう 金段工法
48	浅右1-7 浅川	越水(溢水)	B	右	東京都 日野市大字新井	1.4k+107m ⁻ 1.2k+125m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう
49	浅右1-8 浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市大字新井	1.2k+125m ⁻ 1.2k+75m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう 金段工法
50	浅右1-9 浅川	旧川跡	要	右	東京都 日野市大字新井	1.2k+75m ⁻ 1.2k+47m	旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	金段工法
51	浅右1-10 浅川	越水(溢水)	B	右	東京都 日野市大字新井	1.0k+175m ⁻ 0.6k+49m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう
52	浅右0-1 浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市大字新井	0.6k+49m ⁻ 0.4k+150m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう 金段工法
53	浅右0-2 浅川	越水(溢水)	B	右	東京都 日野市大字新井	0.4k+150m ⁻ 0.2k+192m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう
54	浅右0-3 浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	右	東京都 日野市大字新井	0.2k+192m ⁻ 0.2k+125m	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	積み土のう 金段工法
55	浅右0-4 浅川	旧川跡	要	右	東京都 日野市落川	0.2k+125m ⁻ 0.0k+12m	旧川跡	日野市 南多摩西部	多摩	金段工法
91	浅左7-4 浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都 八王子市長沼町	7.4k+150m ⁻ 7.4k+50m	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	八王子市 日野市	多摩	月の輪

第6節 水防対策関係

第5 重要水防箇所一覧(浅川)(日野市関連分抜粋)

番号	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国工事担当者出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地名	軒数位置(k, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
92	浅左7-5	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都 日野市西平山4丁目	7.4k+50m ⁻ 7.2k+125m	106.7	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	月の輪
93	浅左7-6	浅川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	東京都 日野市西平山3丁目	7.2k+125m ⁻ 7.2k+25m	69.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 月の輪
94	浅左7-7	浅川	基礎地盤漏水	B	左	東京都 日野市西平山3丁目	7.2k+25m ⁻ 7.2k+0m	17.3	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	月の輪
95	浅左7-8	浅川	工作物	B	左	東京都 日野市西平山2丁目	7.0k+135m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(長沼橋)	日野市	南多摩西部	多摩	—
96	浅左7-9	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市西平山2丁目	7.0k+75m ⁻ 7.0k+0m	66.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
97	浅左6-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市西平山1丁目	6.2k+121m ⁻ 6.0k+114m	185.6	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
98	浅左5-1	浅川	新堤防	要	左	東京都 日野市西平山1丁目	5.8k+107m ⁻ 5.8k+37m	64.3	新堤防で築造後3年以内の箇所(R4浅川左岸東平山 外築堤護岸工事 R5.6完成)	日野市	南多摩西部	多摩	シート張り
99	浅左5-2	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市東平山1丁目	5.8k+25m ⁻ 5.6k+125m	91.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
100	浅左5-3	浅川	旧川跡	(重点) 要	左	東京都 日野市東平山1丁目	5.6k+42m ⁻ 5.4k+85m	160.9	越水危険箇所 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
101	浅左5-4	浅川	工作物	B	左	東京都 日野市東平山1丁目	5.2k+190m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(平山橋)	日野市	南多摩西部	多摩	—
102	浅左3-1	浅川	工作物	B	左	東京都 日野市東豊田1丁目	3.8k+30m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(一番橋)	日野市	南多摩西部	多摩	—
103	浅左3-2	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市東豊田1丁目	3.6k+165m ⁻ 3.4k+106m	291.7	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
104	浅左3-3	浅川	水衝部	B	左	東京都 日野市大字川辺堀之内	3.0k+140m ⁻ 2.8k+170m	176.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	日野市	南多摩西部	多摩	木流し
105	浅左2-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市大字川辺堀之内	2.8k+158m ⁻ 2.8k+91m	70.8	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
106	浅左2-2	浅川	工作物	B	左	東京都 日野市万願寺6丁目	2.4k+15m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(高幡橋)	日野市	南多摩西部	多摩	—
107	浅左2-3	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市万願寺6丁目	2.2k+150m ⁻ 1.8k+47m	419.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
108	浅左1-1	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	左	東京都 日野市万願寺6丁目	1.8k+47m ⁻ 1.8k+0m	36.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
109	浅左1-2	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市万願寺6丁目	1.8k+0m ⁻ 1.6k+190m	11.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
110	浅左1-3	浅川	工作物	B	左	東京都 日野市万願寺5丁目	1.6k+175m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(万願寺歩道橋)	日野市	南多摩西部	多摩	—

番号	図面対象番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地名	軒杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
111	浅左1-4	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市万願寺5丁目	1.6k+150m [~] 1.4k+187m	182.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
112	浅左1-5	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B (重点) 要	左	東京都 日野市石田2丁目	1.4k+187m [~] 1.2k+146m	328.1	越水危険箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
113	浅左1-6	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市石田2丁目	1.2k+146m [~] 1.2k+75m	100.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
114	浅左1-7	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市石田2丁目	1.2k+75m [~] 1.2k+0m	95.8	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
115	浅左1-8	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	左	東京都 日野市石田	1.2k+0m [~] 1.0k+119m	79.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
116	浅左1-9	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市石田	1.0k+119m [~] 0.6k+150m	356.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
117	浅左0-1	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市石田	0.6k+109m [~] 0.6k+0m	109.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法
118	浅左0-2	浅川	越水(溢水) 旧川跡	B 要	左	東京都 日野市石田	0.6k+0m [~] 0.4k+169m	30.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう 釜段工法
119	浅左0-3	浅川	越水(溢水)	B	左	東京都 日野市石田	0.4k+169m [~] 0.4k+100m	68.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	日野市	南多摩西部	多摩	積み土のう
120	浅左0-4	浅川	旧川跡	要	左	東京都 日野市落川	0.0k+29m [~] 0.0k+0m	29.0	旧川跡	日野市	南多摩西部	多摩	釜段工法

第6節 水防対策関係

第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

第6節 水防対策関係

第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

1 医療機関

種類	施設名	住所
医療機関	医療法人社団東仁会 高幡不動じんクリニック	高幡 318
医療機関	医療法人社団圭徳会 日野クリニック	日野本町 3-11-1 日河ビル3階
医療機関	日野駅前病院	日野本町 3-14-15
医療機関	平山城址腎クリニック	平山 5-38-1 平山城址公園駅前ビル
医療機関	回心堂第二病院	万願寺 2-34-3
医療機関	医療法人社団永進会 百草園腎クリニック	百草 207-4 坂井コーポ 1階

2 障害者施設

種類	施設名	住所
障害者施設	児童デイサービス サンフラワー 高幡	新井 732 ヌーヴ高幡 102
障害者施設	こばと寮	新井 2-15-16
障害者施設	ここに泉あり	日野 1034-3
障害者施設	シーニーハウス日野	日野 1457-1
障害者施設	運動療育・学びの場 こもれび聖蹟桜ヶ丘教室	落川 1136-2 アーバンシティ宝蔵橋 2階
障害者施設	生活寮もぐさ	落川 1431-68
障害者施設	ハウス・ウィン日野	落川 583
障害者施設	ハウス・ウィン日野貳番館Ⅰ	落川 967-2 サンアベニュー増島
障害者施設	ハウス・ウィン日野貳番館Ⅱ	落川 967-2 サンアベニュー増島
障害者施設	Ryozen	落川 1431番地の68 ハイックケイ1階
障害者施設	はぐみホーム日野北	栄町 1-31-9 ヴェルジュ 140
障害者施設	ナチュラル	栄町 2-2-3
障害者施設	たんぼぼひのセンター	栄町 2-17-1 都営日野栄町二丁目アパート 2号棟 1階
障害者施設	ほのぼのびっぐま	栄町 1-31-1
障害者施設	なごみ在宅介護サービス日野	新町 1-5-35 大沢新町ビル 2階
障害者施設	放課後等デイサービス ウィズ・ユーマりびと高幡	高幡 507-4 リーデンススクエア 224

第6節 水防対策関係
第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

種類	施設名	住所
障害者施設	たんぼぼたかはたセンター	高幡 864-15
障害者施設	特定相談支援事業所アブア	平山4-28-11
障害者施設	運動療育で生きる力を育む シエル 日野教室	西平山 2-11-21
障害者施設	放課後等デイサービス WING日野駅前	日野本町 3-11-5 IMビル 202
障害者施設	こみっと&アルテ	日野本町 3-13-17 MIIビル 3階
障害者施設	メダカフェ 侘寂	日野本町 4-6-20 ホテルブーゲン ビリア日野
障害者施設	やまぼうし平山台	日野本町 6-1-3
障害者施設	地域相談室ぼらりす	日野本町 4-10-12 OZ日野 本町103
障害者施設	こどもでいさーびす にじいろ	万願寺 2-37-12
障害者施設	まんがん	万願寺 3-26-3
障害者施設	スマイルホーム8号棟	万願寺 3-34-1
障害者施設	スマイルホーム1号棟	万願寺 3-34-23
障害者施設	ケアホームともにこ	万願寺 3-36-18
障害者施設	一里塚	万願寺 3-43-17
障害者施設	放課後等デイサービス ほほえみ畑	万願寺 3-43-26
障害者施設	グループホームはるか	万願寺 3-8-18 セントラルマンション
障害者施設	ネクストエール万願寺教室	万願寺 3-8-22 アルマコート万願寺103号室
障害者施設	カラコル・アイリー	万願寺 4-14-14
障害者施設	グループホームあーる館	万願寺 4-8-1 ビラージュ万願寺 302、305
障害者施設	グループホームよつばおりーぶ館	万願寺 4-8-1 ビラージュ万願寺
障害者施設	わんど	万願寺 6-22-5
障害者施設	スマイルホーム7号棟	万願寺 6-34-13
障害者施設	つぐみ	万願寺 6-44-1
障害者施設	ののか	南平 4-11-18
障害者施設	すすかけの家	南平 4-11-22
障害者施設	あそしえ日野II	南平 5-16-7 ハイムSSK
障害者施設	スマイルホーム3号棟	南平 5-22-34
障害者施設	スマイルホーム4号棟	南平 5-27-5
障害者施設	スマイルホーム2号棟	南平 5-28-2
障害者施設	シーニーハウス日野I	南平 5-27-18

第6節 水防対策関係

第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

第6節 水防対策関係

第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

種類	施設名	住所
障害者施設	金星のアソシエ	南平 5-27-30
障害者施設	月のアソシエ	南平 5-31-3 ルミエール
障害者施設	あそしえ日野	南平 5-3-39
障害者施設	スマイルホーム6号棟	南平 6-1-21
障害者施設	グループホームコピット	南平 6-11-17 ハイツ谷野 103(交)、 105.106.108.112.115
障害者施設	南平ギフト	南平 6-14-27
障害者施設	ラピオンこどもデイサービス	南平 7-2-14
障害者施設	夢のいえ/SOUTH	南平 7-14-12
障害者施設	夢のいえ/FLAT	南平 7-14-12
障害者施設	遊び・運動療育・学びの場 発達支援教室 ア ルファール百草教室	百草 222-6 ソレイユモグサ 1階
障害者施設	グループホーム リアン	百草 97-6

3 高齢者施設

種類	施設名	住所
高齢者施設	シルバービレッジ日野東館	日野 1026-1
高齢者施設	小規模多機能ホーム日野	日野 1451-1
高齢者施設	シルバービレッジ日野	日野 1458
高齢者施設	ボンセジュール日野	落川 438-1
高齢者施設	小規模多機能ホーム さかえまち	栄町 2-17-1
高齢者施設	サンスマイル 日野	栄町 4-22-3
高齢者施設	ベストライフ高幡	高幡 190-1
高齢者施設	特別養護老人ホーム 浅川苑	高幡 864-4
高齢者施設	友遊ケアセンター	西平山 2-2-15
高齢者施設	グループホーム ぷあそん	西平山 3-2-4
高齢者施設	老人保健施設 カトリア	日野本町 6-3-17
高齢者施設	介護老人保健施設 ロベリア	万願寺 1-13-4
高齢者施設	マザアス日野	万願寺 1-16-1
高齢者施設	介護老人保健施設 サルビア	万願寺 1-18-1
高齢者施設	ライフコミュニケーション日野	万願寺 2-34-7
高齢者施設	愛の家グループホーム日野万願寺	万願寺 3-44-2
高齢者施設	ホスピス対応型住宅リベル 日野	万願寺 5-6-10
高齢者施設	グループホームにんじん・万願寺	万願寺 6-22-6
高齢者施設	看護小規模多機能型居宅介護 ラピオンナ ーシングホーム	南平 7-2-14

4 子育て支援施設

種類	施設名	住所
子育て支援施設	四小あおぞら学童クラブ	石田 430
子育て支援施設	四小学童クラブ	石田 430
子育て支援施設	次世代育成型子育てひろば至誠スマイル	日野 1183-3
子育て支援施設	駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	落川 458
子育て支援施設	たかはた学童クラブ	高幡 1011
子育て支援施設	日野市ファミリー・サポート・センターたかはた	高幡 1011 福祉支援センター内
子育て支援施設	じゅんとく学童クラブ	高幡 402
子育て支援施設	たきあい学童クラブ	西平山 2-3-1
子育て支援施設	たけのこ学童クラブ	西平山 2-3-1
子育て支援施設	一小学童クラブ	日野本町 2-14-1
子育て支援施設	ふたば学童クラブ	日野本町 6-1-3
子育て支援施設	平山小学童クラブ	平山 4-8-6
子育て支援施設	次世代育成型子育てひろば平山ぼっかほか（平山季重ふれあい館内）	平山 5-18-2
子育て支援施設	地域子ども家庭支援センター万願寺「にこにこ」	万願寺 2-24-7 万願寺タウンビル 2 階（モノレール万願寺駅前）
子育て支援施設	子育てひろば みんなのはらっぱ万願寺	万願寺 4-20-12 万願寺交流センター内
子育て支援施設	万願寺学童クラブ	万願寺 5-14-4
子育て支援施設	南平小学童クラブ	南平 4-18-1
子育て支援施設	南平小よつば学童クラブ	南平 4-18-1
子育て支援施設	基幹型さかえまち児童館	栄町 2-13-4
子育て支援施設	ひの児童館	日野本町 7-5-23
子育て支援施設	まんがんじ児童館	万願寺 4-20-12
子育て支援施設	みなみだいら児童館ぷらねっと	南平 6-12-113

5 学校

種類	施設名	住所
小学校	日野第四小学校	石田 430
小学校	潤徳小学校	高幡 402
小学校	滝合小学校	西平山 2-3-1
小学校	南平小学校	南平 4-18-1

第6節 水防対策関係

第6 水防法第15条第1項に基づき定める要配慮者利用施設

小学校	仲田小学校	日野本町 6-1-74
中学校	日野第一中学校	日野本町 7-7-7
中学校	七生中学校	南平 6-7-1
中学校	平山中学校	平山 4-21-3
高等学校	日野高等学校	石田 1-190-1

6 保育施設等

種類	施設名	住所
保育施設	おうち保育ルーム Smile Mommy	新井 2-19-3
保育施設	あらい保育園	新井 3-1-3
保育施設	むこうじま保育園	新井 3-3-20
保育施設	至誠第二保育園	日野 1183-3
保育施設	至誠あずま保育園	日野 1321-1
保育施設	よつぎ日野保育園	日野 1367
保育施設	たまちゃんキッズルーム	落川 473-10
保育施設	第二暁愛児園	栄町 1-43-3 1階
保育施設	日野保育園	新町 1-5-6
保育施設	しんさかした保育園	新町 3-17-4
保育施設	たかはた北保育園	高幡 507-4 リーデンススクエア高幡不 動 1階
保育施設	ひらやま保育園	東平山 1-7-13
保育施設	至誠ひの宿保育園	日野本町 2-14-1
保育施設	日野プチ・クレイシュ	日野本町 3-10-3
保育施設	さわらび保育園	日野本町 4-27-5
保育施設	日野駅前かわせみ保育園	日野本町 4-6-14
保育施設	みなみだいら保育園	平山 4-20-1
保育施設	栄光保育園	平山 5-7-11
保育施設	栄光ひまわり保育園	平山 5-8-8
保育施設	至誠いしだ保育園	万願寺 1-22-1
保育施設	万願寺保育園	万願寺 2-31-8
保育施設	えいせいかい保育園	万願寺 3-3-7
保育施設	Kids Garden 保育室	万願寺 5-1-11 ファミールみかど 105
保育施設	子どもの森あさかわ保育園	万願寺 5-3-8
保育施設	つくしんぼ保育園	南平 5-8-2
保育施設	ののはな保育園	南平 7-22-29
保育施設	マジオたんぽぽ保育園 日野ルーム	百草 193
幼稚園	第四幼稚園	石田 431-6
幼稚園	日野しらゆり幼稚園	新町 1-14-1

種類	施設名	住所
幼稚園	欣浄寺みのり幼稚園	日野本町 4-16-25
幼稚園	第二幼稚園	平山 4-5-4

7 児童福祉施設

種類	施設名	住所
児童福祉施設	至誠大空の家	万願寺 1-14-2

第6節 水防対策関係

第7 土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

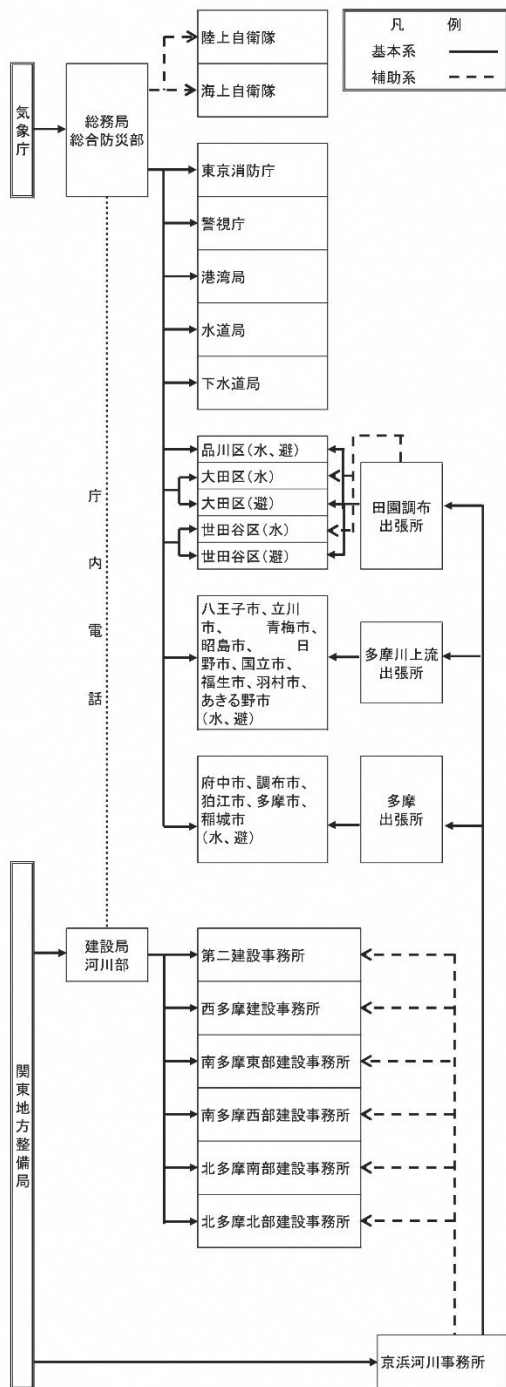
第7 土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき定める要配慮者利用施設

種類	施設名	住所
医療機関	日野オリーブ坂診療所	大坂上 1-30-19 シルバーアロービル3階
医療機関	福岡医院	南平 8-10-27
障害者施設	のぞみ 1	高幡 725
障害者施設	のぞみ 2	高幡 725 マイロフト
障害者施設	東京都七生福祉園	程久保 843
障害者施設	七生特別支援学校	程久保 843
障害者施設	多摩療護園	程久保 872-1
障害者施設	クラフィティハイム百草	百草 876-6
障害者施設	よつば	三沢 3-41-6
高齢者施設	介護老人福祉施設 ラペ日野	程久保 2-27-1
高齢者施設	老人保健施設 高幡みさわの杜	三沢 3-22-14
子育て支援施設	東光寺小学童クラブなかよし	新町 3-24-1
子育て支援施設	東光寺小学童クラブわんぱく	新町 3-24-1
子育て支援施設	次世代育成型子育てひろば程久保あかひやね	程久保 876-2
児童館	もぐさだい児童館	百草 999
小学校	東光寺小学校	新町 3-24-1
小学校	日野第三小学校	日野台 2-1-1
小学校	夢が丘小学校	程久保 1-14-2
中学校	日野第三中学校	程久保 650
高等学校	南平高等学校	南平 8-2-3
保育施設	豊田保育園	豊田 4-10-3
保育施設	しせい太陽の子保育園	日野本町 3-3-3
保育施設	もぐの森	三沢 1291-1 ルイシャト し百草園ビル C棟 901
幼稚園	日野わかかさ幼稚園	落川 943
幼稚園	光塩女子学院日野幼稚園	程久保 4-7-10

第8 洪水予報及び水防警報伝達系統図(多摩川、浅川)

1 多摩川

(1) 多摩川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東地方整備局(災害対策室)	6391,6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第二建設事務所	75511	75502	03-3774-6658	03-3774-0328
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
北多摩北部建設事務所	83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
京浜河川事務所災害対策室	772-591~594	772-550~1	045-503-4054	045-503-3174
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552
気象庁	79671	79670	03-6758-3900 内4830	03-3434-9103
総務局 総合防災部 ※1	昼 70227 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
港湾局	70581,70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-8313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
品川区(水、避) ※2	昼 73811 夜・休日	73801	03-5742-6695 03-3777-1111	03-3777-1181
大田区(水)	-	-	03-5744-1571	03-5744-1527
大田区(避)	74011	74001	03-5744-1236	03-5744-1519
世田谷区(水)	-	-	03-5432-2582	03-5432-3024
世田谷区(避)	74111	74101	03-5432-2282	03-5432-3014
八王子市(水、避)	80011	80001	042-620-7207~8	042-626-1271
立川市(水、避)	80111	80101	042-523-2561 内2504	042-528-4333
青梅市(水、避)	80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
昭島市(水、避)	80611	80601	042-541-5625	042-544-7552
日野市(水、避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
国立市(水、避)	81411	81401	042-576-2111 内146	042-576-0264
福生市(水、避)	昼 81611 夜・休日	81601	042-551-1638 042-551-1511	042-553-3339
羽村市(水、避)	82411	82401	042-555-1111 内207	042-554-2921
あきる野市(水、避)	82511	82501	042-558-1111 内2340~2	042-558-1115
府中市(水、避)	80511,80512	80501	042-335-4098	042-335-6395
調布市(水、避)	80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
狛江市(水、避)	81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500
多摩市(水、避)	昼 82211 夜	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-339-7422 042-338-6835
稲城市(水、避)	82311	82301	042-377-7119	042-377-0119
陸上自衛隊	昼 76613 夜 76614	76601	03-3833-1181 内 昼2128 夜2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水・・・水防担当部署/避・・・避難勧告等発令担当部署

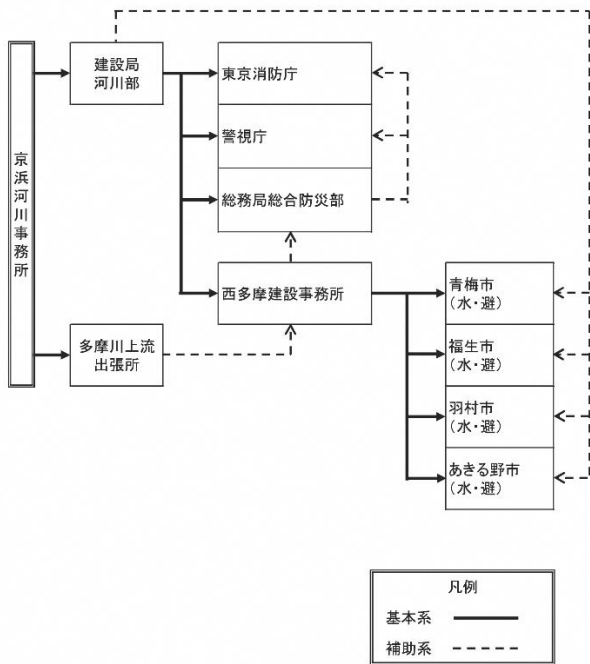
★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて市民にも伝達

第6節 水防対策関係

第8 洪水予報及び水防警報伝達系統図(多摩川、浅川)

(2) 多摩川水防警報(日野橋)



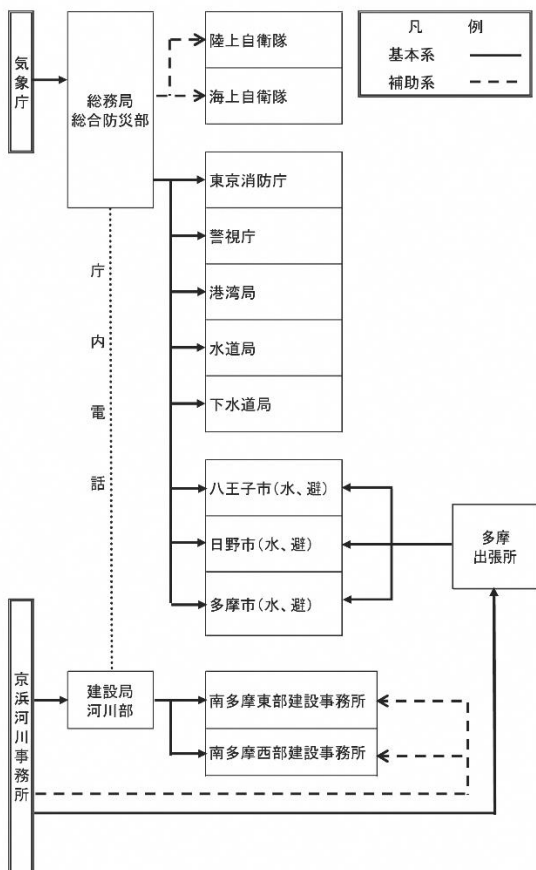
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591~594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜 76301	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※2	昼 70227 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
青梅市(水・避)※1	80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
福生市(水・避)	昼 81611 夜 81601	81601	042-551-1638 042-551-1511	042-553-3339
羽村市(水・避)	82411	82401	042-555-1111 内207	042-554-2921
あきる野市(水・避)	82511	82501	042-558-1111 内2340~2	042-558-1115
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386

※1 水・・・水防担当部署/避・・・避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

2 浅川

(1) 浅川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591~594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552
気象庁	79671	79670	03-6758-3900 内4830	03-3434-9103
総務局 総合防災部 ※1	昼 70227 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜 76301	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
港湾局	70581,70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
八王子市(水・避)※2	80011	80001	042-620-7207~8	042-626-1271
日野市(水・避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
多摩市(水・避)	昼 82211 夜 82201	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-339-7422 042-338-6835
陸上自衛隊	昼 76613 夜 76614	76601	03-3933-1161 内 昼2128 夜2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

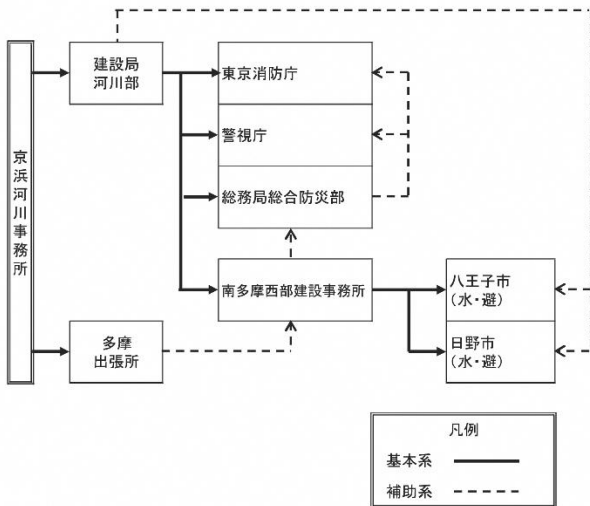
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水・・・水防担当部署/避・・・避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

(2) 浅川水防警報（浅川橋）



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591~594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	電信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※2	昼 70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜 70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
八王子市(水・避)※1	80011	80001	042-620-7207~8	042-626-1271
日野市(水・避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552

※1 水・・・水防担当部署／避・・・避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

第9 水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	<p>1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。</p>
準備	<p>水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</p> <p>水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。</p>
情報	<p>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの</p>	<p>状況により必要と認めるとき。</p>

第10 大雨警報・大雨注意報等基準等

令和7年5月29日現在

警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	22	
		土壌雨量指数基準	177	
	洪水	流域雨量指数基準	程久保川流域=6.1, 谷地川流域=11.8	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋・石原], 浅川 [浅川橋]	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	127	
	洪水	流域雨量指数基準	程久保川流域=4.8, 谷地川流域=9.4	
		複合基準*1	浅川流域= (7, 28.9) 程久保川流域= (13, 4.8) 多摩川流域= (11, 47.8)	
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋], 浅川 [浅川橋]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
	低温	夏期 (平均気温) : 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期 (最低気温) : -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時		
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

- 1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 2 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 3 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

第6節 水防対策関係

第11 土砂災害警戒情報作成システム障害時の雨量監視基準

第11 土砂災害警戒情報作成システム障害時の雨量監視基準

区市町村名	監視基準		
	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量
荒川区、台東区、千代田区、港区、 新宿区、文京区、品川区、目黒区、 大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、 杉並区、豊島区、北区、板橋区、 練馬区、八王子市、日野市、多摩市、 町田市、稲城市、清瀬市、東久留米市、 西東京市、武蔵村山市、三鷹市、 小金井市、小平市、立川市、府中市、 昭島市、調布市、東村山市、国分寺市、 国立市、東大和市、狛江市	50mm 以上 かつ総雨量 70mm 以上	90mm 以上	200mm 以上
青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	70mm 以上	120mm 以上	250mm 以上
大島村、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	50mm 以上 かつ総雨量 150mm 以上	100mm 以上	300mm 以上
小笠原村	70mm 以上	—	100mm 以上

注) 1時間、3時間、24時間雨量のいずれかが実況で監視基準に達した場合

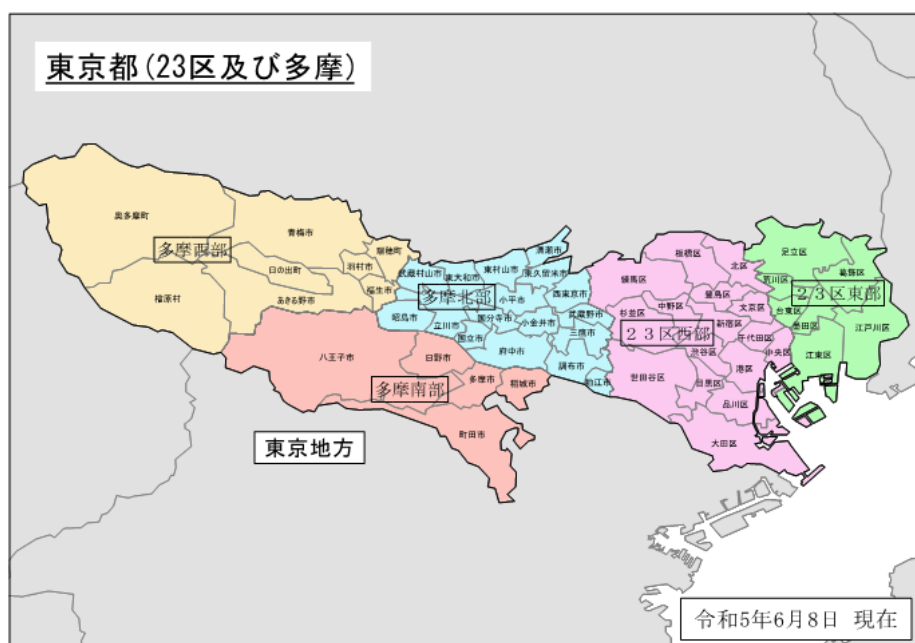
第12 警報・注意報等の定義

分類	説明
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
備考	<p>1 気象警報・注意報は、対象とする現象の発生が予想された場合に発表しており、予想される現象が発生する概ね3～6時間前に発表されることになっています。ただし、短時間の強い雨に関する大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね2～3時間前に発表することになっています。</p> <p>2 夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示されます。</p> <p>3 リードタイムは、気象警報・注意報が防災機関や住民に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間を考慮して設けられていますが、現象の予想が難しい場合には、結果としてこうしたリードタイムが確保できない場合もあります。</p>

第13 防災気象情報

1 気象警報・注意報や天気予報の発表区域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市郡支庁	区町村
東京都 気象庁本庁	東京地方 <東京>	23区東部	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	
		23区西部	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区	
		多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市	
		多摩西部	青梅市、福生市、羽村町、あきる野市	
			西多摩郡	瑞穂町、日の出町、檜原町、奥多摩町
	多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市		
	伊豆諸島北部 <大島>	大島	大島支庁	大島町
		新島		利島村、新島村、神津島村
	伊豆諸島南部 <八丈島>	三宅島	三宅支庁	三宅村、御蔵島村
		八丈島	八丈支庁	八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島 <父島>		小笠原支庁	小笠原村	



第14 気象注意報・警報等の種類・発表基準

1 気象等の特別警報の種類と内容

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。

2 気象等の警報の種類と内容

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 大雨警報特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。
大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表します
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表します。

3 気象等の注意報の種類と内容

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについて注意を呼びかけます。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。

4 その他主な防災気象情報

分類	説明
気象情報	<p>気象庁は、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」という情報を発表しています。</p> <p>気象情報は、発表する地域によって、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」、都道府県（北海道や沖縄県ではさらに細かい単位）を対象とする「府県気象情報」の3種に分けて発表されます。また、「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「高波」「低気圧」「雷」など、現象の種類によって様々な種類の気象情報が発表されています。</p> <p>なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されます。また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「記録的短時間大雨情報」という情報が発表されます。</p>
顕著な大雨に関する気象情報	<p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。</p> <p>この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表します。</p>
台風情報	<p>台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速等の実況値等のほか、3日先までの台風予報、5日進路予想など台風に関する情報を見ることができます。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報を発表中に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり解析したりしたときに発表します。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して発表されます。</p>
指定河川洪水予報	<p>（気象庁が国土交通省又は都道府県の機関と共同で発表）</p> <p>河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報をしており、これを「指定河川洪水予報」といいます。指定河川洪水予報の標題には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」「△△川はん濫警戒情報」のように発表されます。</p>

第6節 水防対策関係

第14 気象注意報・警報等の種類・発表基準

分類	説明
土砂災害警戒情報	(気象庁が都道府県と共同で発表) 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示等の判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)により、どこで危険度高まっているかを把握することができます。
解析雨量	解析雨量は、国土交通省と気象庁が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、雨量分布を1km四方の細かさで解析したものです。解析雨量を利用すると、雨量計の観測網にかからないような局地的な強雨を把握することができます。
今後の雨(降水短時間予報)・雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)	今後の雨(降水短時間予報)は、解析雨量をもとに15時間先までの各1時間雨量を予報したもので、今後数時間の大雨(集中豪雨)の動向を把握して、避難行動や防災活動に利用することができます。雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)は最新の雨量の実況分布をもとにした予報で、目先数十分の強い雨(局地的大雨)で発生する水害などに対して、迅速な防災活動に利用することができます。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等から担当地域を対象に発表されます。 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表されるほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断された場合にも発表されており、有効期間は発表から約1時間です。
竜巻発生確度ナウキャスト	10km四方の領域ごとに竜巻等の発生のしやすさの解析結果を提供する情報です。竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができます。

第7節 避難対策関係

第1 震災時指定避難所等

1 指定避難場所				
No.	区域	施設名	所在地住所	空地面積 (㎡)
1	一中	日野第一中学校（校庭）	日野本町 7-7-7	6,870
2		日野第一小学校（校庭）	日野本町 2-14-1	6,170
3		日野第四小学校（校庭）	石田 430	4,890
4		仲田小学校（校庭）	日野本町 6-1-74	4,450
5		市民の森スポーツ公園	日野本町 7-12-1	39,370
6		浅川スポーツ公園	万願寺 5-3-7	18,950
7		万願寺中央公園	万願寺 4-20-12	30,580
8		都立日野高等学校（校庭一部）	石田 1-190-1	4,900
9		駒形公園	川辺堀之内先	17,880
10		北川原公園	石田 1-236	53,146
11	二中	日野第二中学校（校庭）	多摩平 4-5-2	8,750
12		豊田小学校（校庭）	東豊田 2-14-1	4,560
13		日野第五小学校（校庭）	多摩平 6-21-1	6,800
14		多摩平の森	多摩平 4-10	8,800
15		多摩平第一公園	多摩平 4-2	24,670
16		コニカミノルタ日野グラウンド	さくら町 1	7,000
17	七生中	七生中学校（校庭）	南平 6-7-1	6,940
18		南平小学校（校庭）	南平 4-18-1	6,120
19		かしまだい地区広場	南平 1-10-43	5,080
20		日本野鳥の会 WING 跡地	南平 2-35-2	2,800
21	三中	日野第三中学校（校庭）	程久保 650	8,750
22		夢が丘小学校（校庭）	程久保 1-14-2	5,690
23		教育センター（高幡台小跡地校庭）	程久保 550	5,420
24		明星大学（校庭一部）	程久保 2-1-1	33,000
25		百草台運動広場	百草 999	9,910
26	四中	日野第四中学校（校庭）	旭が丘 2-42	7,450
27		日野第六小学校（校庭）	多摩平 3-21	6,290
28		旭が丘小学校（校庭）	旭が丘 5-21-1	4,930
29		東京都立大学日野キャンパス（校庭一部）	旭が丘 6-6	14,760
30		旭が丘東公園	旭が丘 1-18-1	3,310
31	三沢中	三沢中学校（校庭）	三沢 1-17-4	8,790

第7節 避難対策関係
第1 震災時指定避難所等

第7節 避難対策関係

第1 震災時指定避難所等

No.	区域	施設名	所在地住所	空地面積 (㎡)
32		潤徳小学校（校庭）	高幡 402	5,440
33		日野第八小学校（校庭）	三沢 200	5,760
34		七生緑小学校（校庭）	百草 896-1	5,070
35		高幡不動尊（境内一部）	高幡 733	5,300
36		杉野学園グラウンド	百草 1006	2,000
37		帝京短期大学グラウンド	百草 804-17 外	23,840
38		帝京大学駐車場	百草 804-17 外	
39		百草台自然公園	百草 914-85	12,410
40		大坂上 中	大坂上中学校（校庭）	大坂上 4-17-1
41	日野第三小学校（校庭）		日野台 2-1-1	4,110
42	日野第七小学校（校庭）		神明 3-2	4,610
43	東光寺小学校（校庭）		新町 3-24-1	5,920
44	日野中央公園		神明 2-13-2	22,840
45	実践女子大学（校庭一部）		大坂上 4-1-1	7,420
46	日野自動車（株）総合グラウンド		新町 5-18	35,450
47	東光寺グラウンド		栄町 3-15	13,500
48	平山中	平山中学校（校庭）	平山 4-21-3	7,810
49		平山小学校（校庭）	平山 4-8-6	5,620
50		滝合小学校（校庭）	西平山 2-3-1	9,060
51		平山台健康・市民支援センター（平山台 小跡地校庭）	平山 2-1-1	9,310

2 指定避難所

エリア	番号	施設名	住所	想定収容 人数	最大想定 収容人数
一中	1	日野第一中学校	日野本町 7-7-7	730	1,460
	2	日野第一小学校	日野本町 2-14-1	410	820
	3	日野第四小学校	石田 430	540	1,080
	4	仲田小学校	日野本町 6-1-74	450	900
	5	市民の森ふれあいホール	日野本町 6-1-3	940	1,880
二中	6	日野第二中学校	多摩平 4-5-2	530	1,060
	7	豊田小学校	東豊田 2-14-1	500	1,000
	8	日野第五小学校	多摩平 6-21-1	580	1,160
七生中	9	七生中学校	南平 6-7-1	490	980
	10	南平小学校	南平 4-18-1	510	1,020
	11	南平体育館	南平 4-23-1	440	880
三中	12	日野第三中学校	程久保 650	570	1,140

エリア	番号	施設名	住所	想定収容人数	最大想定収容人数
	13	夢が丘小学校	程久保 1-14-2	410	820
四中	14	日野第四中学校	旭が丘 2-42	710	1,420
	15	日野第六小学校	多摩平 3-21	560	1,120
	16	旭が丘小学校	旭が丘 5-21-1	510	1,020
	17	滝合小学校	西平山 2-3-1	500	1,000
三沢中	18	三沢中学校	三沢 1-17-4	740	1,480
	19	潤徳小学校	高幡 402	540	1,080
	20	日野第八小学校	三沢 200	530	1,060
	21	七生緑小学校	百草 896-1	540	1,080
大坂上 中	22	大坂上中学校	大坂上 4-17-1	520	1,040
	23	日野第三小学校	日野台 2-1-1	530	1,060
	24	日野第七小学校	神明 3-2	440	880
	25	東光寺小学校	新町 3-24-1	470	940
平山中	26	平山中中学校	平山 4-21-3	670	1,340
	27	平山小学校	平山 4-8-6	820	1,640
			合計	15,180	30,360

※南平体育館は完成後に指定

3 予備的避難所

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大想定収容人数
一中	1	一小学童クラブ	日野本町 2-14-1 一小内	*	*
	2	四小学童クラブ	石田 430 四小内	*	*
	3	四小あおぞら学童クラブ	石田 430 四小内	*	*
	4	まんがんじ児童館	万願寺 4-20-12	80	160
	5	ふたば学童クラブ	日野本町 6-1-3 ふれあいホール内	20	40
	6	生活保健センター	日野本町 1-6-2	110	220
	7	中央福祉センター・中央公民館	日野本町 7-5-18	300	600
	8	新選組のふるさと歴史館	神明 4-16-1	60	120
	9	日野図書館	日野本町 7-5-14	50	100
	10	日野宿交流館	日野本町 7-5-6	140	280
	11	東町交流センター	日野 1241-1	40	80
	12	万願寺交流センター	万願寺 4-20-12 万願寺中央公園内	30	60
	13	都立日野高等学校	石田 1-190-1	300	600

第7節 避難対策関係
第1 震災時指定避難所等

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大想定収容人数
二中	14	たまだいら児童館ふれっしゅ	多摩平 2-9	80	160
	15	豊田小いなほ学童クラブ	東豊田 2-13-2 豊田小南側	40	80
	16	豊田小たんぽぽ学童クラブ	東豊田 2-13-2 豊田小南側	60	120
	17	五小学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	*	*
	18	さくら第二学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	*	*
	19	多摩平の森ふれあい館	多摩平 2-9	100	200
	20	中央図書館	豊田 2-49-2	170	340
	21	ひの市民活動支援センター	多摩平 1-10-1	40	80
	22	カワセミハウス	東豊田 3-26-1	40	80
七生中	23	みなみだいら児童館ぶらねっと	南平 6-12-113	120	240
	24	南平小学童クラブ	南平 4-18-1 南平小内	*	*
	25	都立南平高等学校	南平 8-2-3	620	1,240
三中	26	東京電力パワーグリッド総合研修センター	百草 460	300	600
四中	27	あさひがおか児童館	旭が丘 2-42-5	120	240
	28	さくら第一学童クラブ	多摩平 3-21 六小内	*	*
	29	旭が丘東学童クラブ	旭が丘 2-1	50	100
	30	あさひがおか学童クラブ	旭が丘 5-21-1 旭が丘小内	*	*
	31	たきあい学童クラブ	西平山 2-3-1 滝合小内	*	*
	32	ひの市活動支援センター分館 2階	多摩平 1-14-95	10	20
	33	東京都立大学 日野キャンパス	旭が丘 6-6	245	490
三沢中	34	三沢学童クラブ	三沢 1-17-2	20	40
	35	万願寺学童クラブ	万願寺 5-14-4	30	60
	36	じゅんとく学童クラブ	高幡 402 潤徳小内	*	*
	37	たかはた学童クラブ	高幡 1011 福祉支援センター内	10	20
	38	みさわ児童館	三沢 217-1	80	160
	39	八小学童クラブ	三沢 217-1 みさわ児童館内		
	40	七生緑小学童クラブ	百草 896-1 七生緑小内	*	*
	41	東部会館	石田 1-11-1	110	220
	42	落川交流センター	落川 1400	20	40
	43	高幡図書館	三沢 4-1-12	80	160

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大想定収容人数
	44	福祉支援センター	高幡 1011	90	180
	45	七生公会堂・七生福祉センター	三沢 3-50-1	110	220
大坂上中	46	しんめい児童館	神明 3-10-4	130	260
	47	しんめい学童クラブ	神明 3-10-4 しんめい児童館内		
	48	ひのだい学童クラブ	日野台 2-1 三小内	*	*
	49	七小学童クラブ	神明 3-2 七小内	*	*
	50	東光寺小学童クラブ	新町 3-24-1 東光寺小内	*	*
	51	さかえまち児童館	栄町 2-13-4	110	220
	52	新町交流センター	新町 1-13	80	160
	53	都立日野台高等学校	大坂上 4-16-1	320	640
	54	七ツ塚ファーマーズセンター	新町 5-20-1	30	60
	55	市民会館	神明 1-12-1	480	960
平山中	56	ひらやま児童館	平山 3-26-3	170	340
	57	つくし学童クラブ	平山 3-26-3 ひらやま児童館内		
	58	平山小学童クラブ	平山 4-8-6 平山小内	*	*
	59	平山季重ふれあい館 (平山交流センター)	平山 5-18-2	120	240
	60	南平西交流センター	平山 4-18-1	40	80
			合計	5,155	10,310

*は校舎内のため、指定避難所の収容数に含まれる。

4 指定福祉避難所

No.	対象者種別(想定)	施設名	所在地	電話	法人名	協定締結年月日
1	障害者	日野市発達・教育支援センター	旭が丘 2-42-8	589-8877	日野市	-
2	高齢者	日野市生活保健センター	日野本町 1-6-2	581-6500	日野市	-
3	妊産婦	子ども包括支援センター みらいく	神明 1-13-1	585-1111 (代表)	日野市	-
4	高齢者	浅川苑	高幡 864-4	593-1165	(社福) 寿優和会	H26.3.31
5	高齢者	マザアス日野	万願寺 1-16-1	582-1661	(社福) マザアス	H26.3.31

第7節 避難対策関係
第1 震災時指定避難所等

No.	対象者 種別 (想定)	施設名	所在地	電話	法人名	協定締結 年月日
6	高齢者	豊かな里	豊田1-22-2	589-2366	(社福)隆山 會	H26.3.31
7	高齢者	あすなろ	百草1042- 17	593-1813	(社福)寿優 和会	H26.3.31
8	高齢者	シンフォニア	東平山3-1-1 9	514-9715	(社福)大家 族	H26.3.31
9	高齢者	花子	多摩平 3-1- 11	582-8787	(社福)あか つき	R1.9.17
10	高齢者	カトレア	日野本町6-3- 17	589-2250	(医社)英世 会	H26.3.31
11	高齢者	サルビア	万願寺1-18- 1	589-3270	(医社)英世 会	H26.3.31
12	高齢者	ロベリア	万願寺1-13- 4	589-3610	(医社)英世 会	H26.3.31
13	高齢者	高幡みさわの杜	三沢3-22-1 4	593-0101	(医社)心施 会	H26.3.31
14	高齢者	クローバー	東平山3-1-1	585-8061	(医社)佐々 木クリニッ ク	H26.3.31
15	高齢者	ラペ日野	程久保2-27- 1	506-5078	(社福)緑樹 会	H28.7.1
16	高齢者	多摩平の森の病院	多摩平3-1-1 7	042-843-1777	医療法人社 団 充会	R1.8.7
17	高齢者	シルバービレッジ 日野	日野1458	589-1313	(株)シルバー ビレッジ	H26.3.31
18	高齢者	ライフコミュニン 日野	万願寺2-34- 7	586-6090	(株)ライフコ ミュン	H26.3.31
19	高齢者	ニチイホーム高幡 不動	三沢3-25-3	599-3131	(株)ニチイケ アパレス	H26.3.31
20	障害者	都立七生特別支援 学校	程久保843	591-1095	東京都	H25.3.29
21	障害者	都立八王子東特別 支援学校	八王子市石川町 3246-1	642-2197	東京都	R3.3.11
22	障害者	東京光の家	旭ヶ丘1-17- 17	581-2340	(社福)東京 光の家	H27.12.1

No.	対象者 種別 (想定)	施設名	所在地	電話	法人名	協定締結 年月日
23	障害者	立川療護園はごろもの音	立川市羽衣町 2-63	512-7401	(社福)東京都社会福祉事業団	H27.12.1
24	障害者	多摩療護園	程久保1-27-3 ユートピア高幡 不動306号室	591-6885	(社福)東京緑新会	H27.12.1
25	障害者	七生福祉園	程久保843号	591-0049	(社福)東京都社会福祉事業団	H27.12.1
26	障害者	工房夢ふうせん	旭が丘2-42-12	587-8630	(社福)夢ふうせん	H28.7.1
27	障害者	つばさ	旭が丘2-42-5	589-1818	(社福)おおぞら	R2.8.1
28	障害者	すすかけの家	南平4-11-22	591-7561	社会福祉法人すすかけの会	R4.8.22
29	高齢者・ 障害者	ラピオン	南平7-2-14	599-8867	株式会社ラピオン	R7.5.12
30	障害者	児童デイサービス サンフラワー高幡	日野市新井73 2 ヌーヴ高幡 102	806-0594	合同会社せせらぎ	R7.9.1

5 震災時避難対応方針

a) 被害想定について

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(R4.5)」において、下記のように記載されている。

内訳	人数
避難所生活者	28,567 人
疎開者人口（避難所以外への避難者）	5,041 人
避難人口	33,608 人

- ・ 避難所生活者数 = $0.8565 \times$ 避難者数
- ・ 疎開者数 = $0.1535 \times$ 避難者数

※令和4年東京都が発行した首都直下地震等による東京の被害想定報告書において、令和3年に実施した都民アンケートでは、避難所へ避難する人の割合を85%と設定していることから、避難所生活者数：疎開者数 = 85：15 として計算している。

b) 指定避難所・予備的避難所の収容人数について

収容人数算定の前提

- ・ 3.3 m²に1人
- ・ 床面積×0.8の面積を使用（通路等の面積を除外）
- ・ 各施設所管課に照会を行い、使用可能な空間での収容人数を想定

以上の前提で算出した震災時の収容人数は以下の通り。

合計	指定避難所	予備的避難所
20,495 人	15,180 人	5,155 人

c) 想定収容人数と最大収容人数

収容人数は感染症対策を考慮した想定人数とし、各避難所の最大収容人数は、3.3 m²に2人として設定する。この場合、最大収容人数は倍数となる。

※最大避難人数となるのは、短時間であると想定し、一時的に収容数を拡大する。

合計	指定避難所	予備的避難所	その他施設	福祉避難所
40,990 人 + α	30,360 人	10,310 人	+ α	+ α

第2 風水害時指定避難所等

1 指定避難場所

No.	区域	施設名	所在地住所	空地面積 (㎡)
1	一中	日野第一小学校(校庭)	日野本町 2-14-1	6,170
2	二中	日野第二中学校(校庭)	多摩平 4-5-2	8,750
3		豊田小学校(校庭)	東豊田 2-14-1	4,560
4		日野第五小学校(校庭)	多摩平 6-21-1	6,800
5		多摩平の森	多摩平 4-10	8,800
6		多摩平第一公園	多摩平 4-2	24,670
7		コニカミノルタ日野グラウンド	さくら町 1	7,000
8		七生中	かしまだい地区広場	南平 1-10-43
9	日本野鳥の会 WING 跡地		南平 2-35-2	2,800
10	三中	日野第三中学校(校庭)	程久保 650	8,750
11		夢が丘小学校(校庭)	程久保 1-14-2	5,690
12		教育センター(高幡台小跡地校庭)	程久保 550	5,420
13		明星大学(校庭一部)	程久保 2-1-1	33,000
14		百草台運動広場	百草 999	9,910
15	四中	日野第四中学校(校庭)	旭が丘 2-42	7,450
16		日野第六小学校(校庭)	多摩平 3-21	6,290
17		旭が丘小学校(校庭)	旭が丘 5-21-1	4,930
18		東京都立大学日野キャンパス(校庭一部)	旭が丘 6-6	14,760
19		旭が丘東公園	旭が丘 1-18-1	3,310
20	三沢中	三沢中学校(校庭)	三沢 1-17-4	8,790
21		日野第八小学校(校庭)	三沢 200	5,760
22		七生緑小学校(校庭)	百草 896-1	5,070
23		高幡不動尊(境内一部)	高幡 733	5,300
24		杉野学園グラウンド	百草 1006	2,000
25		帝京短期大学グラウンド	百草 804-17 外	23,840
26		帝京大学駐車場	百草 804-17 外	
27		百草台自然公園	百草 914-85	12,410
28	大坂上 中	大坂上中学校(校庭)	大坂上 4-17-1	7,900
29		日野第三小学校(校庭)	日野台 2-1-1	4,110
30		日野第七小学校(校庭)	神明 3-2	4,610
31		東光寺小学校(校庭)	新町 3-24-1	5,920
32		日野中央公園	神明 2-13-2	22,840
33		実践女子大学(校庭一部)	大坂上 4-1-1	7,420

第7節 避難対策関係
第2 風水害時指定避難所等

No.	区域	施設名	所在地住所	空地面積 (㎡)
34		日野自動車(株)総合グラウンド	新町 5-18	35,450
35	平山中	平山小学校(校庭)	平山 4-8-6	5,620
36		平山台健康・市民支援センター(平山台小跡地校庭)	平山 2-1-1	9,310

2 指定避難所

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大収容人数
一中	1	日野第一小学校	日野本町 2-14-1	410	820
二中	2	日野第二中学校	多摩平 4-5-2	530	1,060
	3	豊田小学校	東豊田 2-14-1	500	1,000
	4	日野第五小学校	多摩平 6-21-1	580	1,160
三中	5	日野第三中学校	程久保 650	570	1,140
	6	夢が丘小学校	程久保 1-14-2	410	820
四中	7	日野第四中学校	旭が丘 2-42	710	1,420
	8	日野第六小学校	多摩平 3-21	560	1,120
	9	旭が丘小学校	旭が丘 5-21-1	510	1,020
三沢中	10	三沢中学校	三沢 1-17-4	740	1,480
	11	日野第八小学校	三沢 200	530	1,060
	12	七生緑小学校	百草 896-1	540	1,080
大坂上 中	13	大坂上中学校	大坂上 4-17-1	520	1,040
	14	日野第三小学校	日野台 2-1-1	530	1,060
	15	日野第七小学校	神明 3-2	370	740
	16	東光寺小学校	新町 3-24-1	470	940
平山中	17	平山小学校	平山 4-8-6	820	1,640
			合計	9,300	18,600

3 予備的避難所

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大収容人数
一中	1	一小学童クラブ	日野本町 2-14-1 一小内	*	*
	2	生活保健センター	日野本町 1-6-2	110	220
	3	中央福祉センター・中央公民館	日野本町 7-5-18	300	600
	4	新選組のふるさと歴史館	神明 4-16-1	60	120
	5	日野図書館	日野本町 7-5-14	50	100
	6	日野宿交流館	日野本町 7-5-6	140	280

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大収容人数
二中	7	たまだいら児童館ふれっしゅ	多摩平 2-9	80	160
	8	豊田小いなほ学童クラブ	東豊田 2-13-2 豊田小南側	40	80
	9	豊田小たんぽぽ学童クラブ	東豊田 2-13-2 豊田小南側	60	120
	10	五小学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	*	*
	11	さくら第二学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	*	*
	12	多摩平の森ふれあい館	多摩平 2-9	100	200
	13	中央図書館	豊田 2-49-2	170	340
	14	ひの市民活動支援センター	多摩平 1-10-1	40	80
	15	カワセミハウス	東豊田 3-26-1	40	80
七生中	16	都立南平高等学校	南平 8-2-3	620	1,240
三中	17	もぐさだい児童館	百草 999	60	120
	18	夢が丘小学童クラブ	程久保 550 教育センター内	30	60
	19	教育センター	程久保 550	530	1,060
	20	東京電力パワーグリッド総合研修センター	百草 460	300	600
四中	21	あさひがおか児童館	旭が丘 2-42-5	120	240
	22	さくら第一学童クラブ	多摩平 3-21 六小内	*	*
	23	あさひがおか学童クラブ	旭が丘 5-21-1 旭が丘小内	*	*
	24	旭が丘東学童クラブ	旭が丘 2-1	50	100
	25	豊田駅北交流センター	多摩平 1-14-95	10	20
	26	東京都立大学 日野キャンパス	旭が丘 6-6	245	490
三沢中	27	三沢学童クラブ	三沢 1-17-2	20	40
	28	みさわ児童館	三沢 217-1	80	160
	29	八小学童クラブ	三沢 217-1 みさわ児童館内		
	30	七生緑小学童クラブ	百草 896-1 七生緑小内	*	*
	31	高幡図書館	三沢 4-1-12	80	160
	32	福祉支援センター	高幡 1011	90	180
	33	七生公会堂・七生福祉センター	三沢 3-50-1	110	220
大坂上 中	34	しんめい児童館	神明 3-10-4	130	260
	35	しんめい学童クラブ	神明 3-10-4 しんめい児童館内		
	36	ひのだい学童クラブ	日野台 2-1 三小内	*	*

第7節 避難対策関係
第2 風水害時指定避難所等

第7節
避難対策関係

第2
風水害時指定避難所等

エリア	番号	施設名	住所	収容人数	最大収容人数
	37	七小学童クラブ	新明3-2 七小内	*	*
	38	東光寺小学童クラブ	新町3-24-1 東光寺小内	*	*
	39	新町交流センター	新町1-13	80	160
	40	都立日野台高等学校	大坂上4-16-1	320	640
	41	七ツ塚ファーマーズセンター	新町5-20-1	30	60
	42	市民会館	神明1-12-1	480	960
平山中	43	ひらやま児童館	平山3-26-3	170	340
	44	つくし学童クラブ	平山3-26-3		
	45	平山小学童クラブ	平山4-8-6 平山小内	*	*
	46	平山季重ふれあい館 (平山交流センター)	平山5-18-2	120	240
	47	平山台健康・市民支援センター	平山2-1-1	450	900
			合計	5,315	10,630

4 指定福祉避難所

No.	対象者種別 (想定)	施設名	所在地	電話	法人名	協定締結 年月日
1	障害者	日野市発達・教育支援センター	旭が丘2-4 2-8	589-8877	日野市	-
2	高齢者	日野市生活保健センター	日野本町1- 6-2	581-6500	日野市	-
3	妊産婦	ども包括支援センターみらいく	神明1-13-1	585-1111 (代表電話)	日野市	-
4	高齢者	豊かな里	豊田1-22- 2	589-2366	(社福) 隆山會	H26.3.31
5	高齢者	あすなろ	百草1042 -17	593-1813	(社福) 寿優和会	H26.3.31
6	高齢者	シンフォニア	東平山3-1- 19	514-9715	(社福) 大家族	H26.3.31
7	高齢者	花子	多摩平3-1- 11	582-8787	(社福) あかつき	R1.9.17
8	高齢者	クローバー	東平山3-1- 1	585-8061	(医社) 佐々木ク リニック	H26.3.31

No.	対象者種別 (想定)	施設名	所在地	電話	法人名	協定締結 年月日
9	高齢者	多摩平の森の病院	多摩平3-1-17	042-843-1777	医療法人 社団 充会	R1.8.7
10	高齢者	ニチイホーム高幡不動	三沢3-25-3	599-3131	(株)ニチイ ケアパレス	H26.3.31
11	障害者	都立八王子東特別支援学校	八王子市石川町3246-1	642-2197	東京都	R3.3.11
12	障害者	東京光の家	旭ヶ丘1-17-17	581-2340	(社福) 東京光の家	H27.12.1
13	障害者	多摩療護園	程久保1-27-3 ユートピア高幡不動306号室	591-6885	(社福) 東京緑新会	H27.12.1
14	障害者	工房夢ふうせん	旭が丘2-42-12	587-8630	(社福) 夢ふうせん	H28.7.1
15	障害者	つばさ	旭が丘2-42-5	589-1818	(社福) おおぞら	R2.8.1

5 車両避難場所

番号	施設名	住所	想定収容台数
1	イオンモール多摩平	日野市多摩平2-4-1	950
2	日野自動車	日野台3-1-1	100
		合計	1,050

6 自主避難所

番号	施設名	所在地
1	平山季重ふれあい館 (平山交流センター)	平山 5-18-2
2	七生福祉センター	三沢 3-50-1
3	生活保健センター	日野本町 1-6-2
4	新町交流センター	新町 1-13
5	本庁舎 101 会議室	神明 1-12-1

※市は、台風等が接近する際に、指定避難所の開設までには至らない場合であっても、自主的に避難する市民を受け入れるため自主避難所を開設する場合がある。

7 風水害時の避難者の対応方針

a) 被害想定について

【浸水想定区域】

浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域のメッシュ情報を用いて、丁目ごとの人口を面積按分し、対象人口を算出した数値を避難想定人数として使用する。

◆流域別の避難想定人口

区域別合計	浸水域面積 (A) (㎡)	全面積 (B) (㎡)	Aの割合 (C) (%)	世帯 (D) (世帯)	人口 (E) (人)	避難想定世帯数 C×D	避難想定人口 C×E
多摩川	2,635,022	3,856,887	68	17,508	34,358	11,738	23,137
浅川	2,350,810	5,407,555	43	24,676	48,895	10,777	21,109
両方	1,545,874	3,038,822	51	9,868	19,211	5,516	10,867
除外	406	696,751	0	1,951	3,601	0	2
計	6,532,113	13,000,016	50	54,003	102,464	28,031	55,115

【土砂災害警戒区域】

土砂災害警戒区域の避難者数は以下の通り。

区域	対象人数
土砂災害特別警戒区域	1,993 人
土砂災害警戒区域	5,725 人
計	7,718 人

b) 避難所生活者数について

総務省の「水害や避難に関する意識調査報告書 (R4)」内では、自宅から安全な場所に避難しようと思うという回答は全体の67.4%であった。よって、下記の通り避難者数を避難所生活者数と避難所以外で

の避難者である疎開者数に分けて算出している。

- ・避難所生活者数=0.65×避難者数
- ・疎開者数=0.35×避難者数

上記の考え方に従うと、避難所の収容人数として確保が必要な避難所生活者数は、避難者数の65%であると想定できる。よって、避難所等の必要収容人数は、以下の通りとなる。

$$62,832 \text{ 人} \times 0.65 = 40,840 \text{ 人}$$

c) 指定避難所・予備的避難所の収容人数について

収容人数算定の前提

- ・3.3㎡に1人
- ・床面積×0.8の面積を使用（通路等の面積を除外）
- ・各施設所管課に照会を行い、使用可能な空間での収容人数を想定

以上の前提で算出した水害時の収容人数は以下の通り。

合計	指定避難所	予備的避難所
14,615 人	9,300 人	5,315 人

d) 想定収容人数と最大収容人数

上記収容人数は感染症対策を考慮した想定人数とし、各避難所の最大収容人数は、3.3㎡に2人として設定する。この場合、最大収容人数は倍数となる。

※最大避難人数となるのは、短時間（1日程度）であると想定し、一時的に収容数を拡大する。

合計	指定避難所	予備的避難所
29,230 人	18,600 人	10,630 人

e) 協定先駐車場（車中泊）

令和3年3月現在で、駐車場利用の協定を締結している施設は以下の通り。

車での避難は、家族単位であることが想定されるため、車1台につき、3人収容が可能と想定し、車中泊も避難者数として参入する。

※最大避難人数となるのは、短時間（1日程度）であると想定し、車中泊も可能とする。

※今後、更なる協定締結を推進していく

協定締結先	自動車収容台数	収容人数
イオンモール多摩平の森	950 台	2,850 人
日野自動車	100 台	300 人

駐車場利用避難者数

3,150 人

指定緊急避難場所の駐車場としての開放（車中泊）

小中学校及び旧小中学校の指定避難所・予備的避難所の校庭を、車中泊可能なものとして

第7節 避難対策関係
第2 風水害時指定避難所等

※最大避難人数となるのは、短時間（1日程度）であると想定し、車中泊も可能とする。

※指定避難所・予備的避難所への車での避難は、要配慮者が優先となるが、避難所等の収容人数が最大となった場合、二次的な手段として用いる。

※概算については以下の通り

- 車1台につき $3\text{m} \times 5\text{m} = 15\text{m}^2$
- 通路を考慮し、1台につき 30m^2 で計算

【指定緊急避難場所のうち、駐車場として利用の可能性のある箇所】

No	名称	備考 (㎡)	駐車可能台数
1	日野第一小学校 (校庭)	6170	206
2	日野第二中学校 (校庭)	8750	292
3	豊田小学校 (校庭)	4780	159
4	日野第五小学校 (校庭)	6800	227
5	日野第三中学校 (校庭)	8750	292
6	夢が丘小学校 (校庭)	5690	190
7	教育センター (グラウンド)	5420	181
8	百草台運動広場	9910	330
9	日野第四中学校 (校庭)	7450	248
10	日野第六小学校 (校庭)	6290	210
11	旭が丘小学校 (校庭)	4930	164
12	三沢中学校 (校庭)	8790	293
13	日野第八小学校 (校庭)	5760	192
14	七生緑小学校 (校庭)	5070	169
15	大坂上中学校 (校庭)	7900	263
16	日野第三小学校 (校庭)	4110	137
17	日野第七小学校 (校庭)	4610	154
18	東光寺小学校 (校庭)	5920	197
19	平山小学校 (校庭)	5620	187
20	平山台健康・市民支援センター (グラウンド)	9310	310
		合計	4401

上述の通り、約 4400 台のスペースの確保ができる。

避難人数は、

$4,400\text{台} \times 3\text{人} = 13,200\text{人}$

f) その他施設の避難所利用

日野市地域防災計画では、地区センター等、予備的避難所以外の施設もその他施設として掲載予定。その他施設は、用途を指定せず、状況に応じて使用していく予定。用途が未定であるため、収容人数は算定できないが、避難所での収容が間に合わない場合、避難者の収容も行う。

g) 福祉避難所の収容人数について

福祉避難所の収容人数は、民間施設も多いため、算定が難しい。しかし、要配慮者及びその家族の使用が見込まれるため、一定数の避難者が収容できる見込みである。

h) 収容想定

指定避難所 予備的避難所 (最大収容人数)	協定先駐車場	学校避難場所校 庭の駐車場利用	その他施設 の利用	福祉避難所の 収容数	合計
29,230 人	3,150 人 + α	13,200 人	+ α	+ α	45,580 人 + α

※本数値でおおよそ避難所生活者数を収容できる。

第7節 避難対策関係
第3 公園等設置トイレ状況

第3 公園等設置トイレ状況

No.	施設名称	住所	設置位置	男子用		女子用	男女共用	多目的トイレ (部屋)	バリアフリー トイレ (便器)	ベビーベッド 設置 トイレ	オストメイト 設置 トイレ
				小	大						
1	多摩平第8公園	多摩平3丁目10番地		1	0	0	1	0	0	0	0
2	大久保公園	多摩平7丁目26番地		1	0	0	1	0	0	0	0
3	新坂下公園	新町3丁目18番地7号		0	0	0	1	0	0	0	0
4	河内公園	百草2015番地		1	0	0	1	1	1	0	1
5	東豊田公園	東豊田1丁目33番地26号		1	0	0	0	1	1	1	1
6	出口公園	平山5丁目39番地		1	0	0	0	1	1	1	1
7	豊田菟野区公園	東平山3丁目26番地23号		0	0	0	1	1	1	1	1
8	四ッ谷下東公園	日野本町5丁目23番地1号		0	0	0	1	0	0	0	0
9	落川河原公園	落川2203番地外		0	0	0	0	1	1	1	1
10	旭が丘中央公園	旭が丘5丁目1番地1号		2	1	2	0	1	1	0	1
11	万願寺中央公園	万願寺4丁目20番地12号		1	1	2	0	1	1	0	0
12	日野中央公園	神明2丁目13番地2号		2	1	2	0	1	1	0	0
13	浅川スポーツ公園	万願寺5丁目3番地5号		2	0	0	2	1	1	0	1
14	多摩平第1公園	多摩平4丁目2番地		2	1	2	0	1	1	1	1
15	百草台自然公園	百草914番地85号		2	1	2	0	1	1	0	0
16	駒形公園	川辺堀之内地先		2	1	2	0	1	1	1	1
17	南平丘陵公園	南平8丁目8番地3号		3	1	2	0	1	1	0	0
18	市民の森スポーツ公園	日野本町7丁目12番地1号		2	1	2	0	0	0	0	0
19	セツ塚公園	新町5丁目20番地1号		0	0	0	1	0	0	0	0
20	北川原公園	石田1丁目238番地		1	1	2	0	1	1	1	1
21	黒川清流公園	東豊田3丁目16番地1号		0	0	0	1	0	0	0	0
22	倉沢第一緑地	百草731番地1号		0	0	0	1	0	0	0	0
23	大和田運動広場	八王子市大和田		0	0	0	1	0	0	0	0
24	まつばやし地区広場	日野7773番地585号		0	0	0	1	0	0	0	0
25	おちかわ地区広場	落川1530番地先		0	0	0	1	0	0	0	0
26	あずまちょう地区広場	日野1237番地5号		0	0	0	1	0	0	0	0
27	田中こども広場	南平8丁目5番地		0	0	0	1	0	0	0	0
28	日野駅前公衆トイレ	大坂上1丁目9番地6号		2	1	2	0	1	1	1	0
29	平山4丁目22番地先トイレ	平山4丁目22番地先		2	1	2	0	1	1	1	1
30	防災情報センター	神明1丁目11番地16号	1階	2	1	2	0	1	1	0	0
31	防災情報センター	神明1丁目11番地16号	2階	2	1	2	0	0	0	0	0
32	日野市立よだ市民ギャラリー	多摩平2丁目3番地4オリエント丹野マンションB-102号	地下1階	0	0	0	1	0	0	0	0
33	市民の森ふれあいホール	日野本町6丁目1番地3号	1階	6	4	9	0	1	1	1	1
34	市民の森ふれあいホール	日野本町6丁目1番地3号	2階	4	2	4	0	1	1	1	1
35	市民の森ふれあいホール	日野本町6丁目1番地3号	三世代交流館	3	1	2	0	1	1	1	1
36	市民会館	神明1丁目12番地1号	1階	21	9	26	0	2	1	0	1
37	市民会館	神明1丁目12番地1号	2階	15	7	29	0	1	0	0	0
38	市民会館	神明1丁目12番地1号	3階	3	1	2	0	0	0	0	0
39	七生公会堂	三沢3丁目50番地1号	1階	2	2	2	0	1	0	0	0
40	七生公会堂	三沢3丁目50番地1号	2階	6	2	5	0	0	0	0	0
41	発達・教育支援センター	旭が丘2丁目42番地8号	1階	2	2	3	0	1	1	1	1
42	発達・教育支援センター	旭が丘2丁目42番地8号	2階	2	2	3	0	1	1	1	0
43	中央公民館	日野本町7丁目5番地23号	1階	2	1	2	0	1	1	1	0
44	中央公民館	日野本町7丁目5番地23号	2階	2	1	2	0	1	1	1	0
45	生活・保健センター	日野本町11丁目6番地2号	1・2・3・4階	3	3	3	0	1	1	1	0
46	生活・保健センター	日野本町11丁目6番地2号	2・3・4階	9	6	9	0	0	0	0	0
47	落川交流センター	落川1400番地	1階	2	1	2	0	2	1	0	0
48	落川交流センター	落川1400番地	2階	0	0	0	0	1	1	0	0
49	新町交流センター	新町1丁目13番地	1・2階	5	4	8	0	2	1	1	0
50	東町交流センター	日野1241番地1号	1階	2	1	2	0	1	1	1	0
51	万願寺交流センター	万願寺4丁目20番地12号	1階	2	1	2	0	1	1	1	0
52	南平駅西交流センター	平山4丁目18番地1号	1階	3	1	3	0	1	1	0	0
53	東部会館	石田1丁目11番地1号	地下1階	2	2	3	0	0	0	0	0
54	東部会館	石田1丁目11番地1号	1階	1	1	1	0	0	0	0	0
55	東部会館	石田1丁目11番地1号	2階	3	2	3	0	1	1	0	0
56	東部会館	石田1丁目11番地1号	3階	3	2	3	0	0	0	0	0
57	豊田南交流ハウス	豊田4丁目29番地8号	1階	0	0	0	1	0	0	0	0
58	ひの市民活動支援センター分館	多摩平1-14-95	1階	0	1	1	0	1	0	0	0
59	ひの市民活動支援センター分館	多摩平1-14-95	2階	0	1	1	0	0	0	0	0
60	平山台健康・市民支援センター	平山2丁目1番地1号	1階	2	1	2	0	0	0	0	0
61	平山台健康・市民支援センター	平山2丁目1番地1号	2階	2	3	3	0	0	0	0	0
62	平山台健康・市民支援センター	平山2丁目1番地1号	体育館	2	1	2	0	0	0	0	0
63	多摩平の森ふれあい館	多摩平2丁目9番地	1階	3	3	4	0	1	1	1	1
64	多摩平の森ふれあい館	多摩平2丁目9番地	2階	3	3	4	0	1	1	1	0
65	多摩平の森ふれあい館	多摩平2丁目9番地	3階	3	3	4	0	1	1	1	0
66	平山季重ふれあい館	平山5丁目18番地2号	1階	2	1	2	0	1	1	1	0
67	平山季重ふれあい館	平山5丁目18番地2号	2階	3	2	3	0	1	1	1	1
68	平山季重ふれあい館	平山5丁目18番地2号	3階	3	2	3	0	1	1	1	0
69	中央図書館	豊田2丁目49番地2号	1階	2	1	2	0	1	1	0	0
70	日野市立日野図書館	日野本町7丁目5番地14号	1・2階	3	2	3	0	2	1	1	0
71	高幡図書館	三沢4丁目1番地12号	1階	1	1	1	0	1	1	0	0
72	高幡図書館	三沢4丁目1番地12号	2階	0	1	1	0	0	0	0	0
73	百草図書館	百草204番地1号	2階	2	1	2	0	1	1	0	0
74	新選組のふるさと歴史館	神明4丁目16番地1号	1階	2	2	2	0	1	1	0	0
75	日野信交流館	日野本町7丁目5番地6号	1階	2	1	2	0	1	1	0	1
76	日野信交流館	日野本町7丁目5番地6号	3階	2	1	2	0	0	0	0	0
77	日野信本陣	日野本町2丁目15番地9号	1階別棟	2	1	1	0	0	0	0	0
78	京王高幡SC	高幡128番地5号	2階	4	2	3	0	1	1	1	1
79	PlanT	多摩平2丁目5番地1号	1階	2	1	2	0	1	1	0	0
80	日野市立ひの市民活動支援センター本館	多摩平1丁目10番地1号	1階	3	1	3	0	1	1	0	0
81	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	地下1階	2	2	2	0	1	1	0	1
82	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	1階東側	2	1	2	0	1	1	1	1
83	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	1階西側	3	2	3	0	0	0	0	0
84	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	2階東側	2	1	2	0	1	1	1	1
85	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	2階西側	2	1	2	0	0	0	0	0
86	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	3階	4	2	3	0	0	0	0	0
87	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	4階	4	2	3	0	0	0	0	0
88	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	5階	4	2	3	0	0	0	0	0
89	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	6階	3	2	3	0	1	1	0	1
90	日野市役所本庁舎	神明1丁目12番地1号	外部	1	0	0	1	0	0	0	0
91	建築指導課	神明2丁目12番地3号	1階	3	1	2	0	1	1	0	0
92	教育センター	程久保550番地	旧館1階	4	1	3	0	1	1	0	0
93	教育センター	程久保550番地	旧館1階	4	1	3	0	1	1	0	0
94	教育センター	程久保550番地	旧館2階	5	2	4	0	0	0	0	0
95	教育センター	程久保550番地	新館2階	5	2	4	0	0	0	0	0
96	教育センター	程久保550番地	新館3階	5	2	4	0	0	0	0	0
97	カフェハウス	東豊田3丁目26番地1号	1階	2	1	2	0	1	1	1	1

第4 市内小中学校トイレ設置状況

		校舎計						体育館計						プール計						開放用・その他計						学校別 合計		
		ドライ式			ウェット式			ドライ式			ウェット式			ドライ式			ウェット式			ドライ式			ウェット式					
		男	女	だ	男	女	だ	男	女	だ	男	女	だ	男	女	共	男	女	共	男	女	だ	共	男	女		だ	共
日野第一小学校	トイレブース	7	7	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	18	
	和式	0	6	0	0	0	0											3									9	
	洋式	8	20	1	0	0	0				1	2						0									32	
	小便器	25	0	0	0	0	0				2	0						3									30	
	手洗・洗面	11	14	1	0	0	0				1	1						0									28	
豊田小学校	トイレブース	14	14	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	1	39
	和式	0	7	0	0	0	0	0	0								1	2								1	11	
	洋式	17	42	3	0	0	0	1	1								0	0				1	2			0	67	
	小便器	43	0	0	0	0	0	1	1								2	0				1				0	47	
	手洗・洗面	25	28	3	0	0	0	1	1								2	2				1	2			0	65	
日野第三小学校	トイレブース	9	9	1	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	29	
	和式	0	0	0	3	18	0										1	2									24	
	洋式	14	35	1	3	0	0				1	2					0	0				1	1				58	
	小便器	30	0	0	15	0	0				2	0					3	0									50	
	手洗・洗面	18	18	1	6	6	0				1	1					1	1									53	
日野第四小学校	トイレブース	10	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	29
	和式	4	6	0	0	0	0										0	0						0	0		10	
	洋式	10	30	2	0	0	0									2	3					1	1				49	
	小便器	29	0	0	0	0	0									1	0					1	0				31	
	手洗・洗面	21	22	2	0	0	0									2	2					1	1				51	
日野第五小学校	トイレブース	12	12	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31
	和式	0	0	0	0	0	0				0	0				0	0									0	0	
	洋式	26	54	2	0	0	0	1	2			0	0			1	2									1	89	
	小便器	46	0	0	0	0	0				1	0				2	0										0	49
	手洗・洗面	25	27	2	0	0	0				1	1				1	2										0	59
日野第六小学校	トイレブース	12	12	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
	和式	0	0	0	0	0	0										1	3									4	
	洋式	21	45	1	0	0	0				1	2														1	71	
	小便器	49	0	0	0	0	0				2	0				3	0									0	54	
	手洗・洗面	24	31	1	0	0	0				1	1				1	1										0	60
潤徳小学校	トイレブース	11	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
	和式	2	4	0	0	0	0										1	3								1	11	
	洋式	12	36	1	0	0	0									0	0									0	49	
	小便器	43	0	0	0	0	0									3	0									0	46	
	手洗・洗面	21	24	1	0	0	0									3	0										0	46
平山小学校	トイレブース	8	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22
	和式	5	5	0	0	0	0							0	0							1					11	
	洋式	11	21	3	0	0	0							1	1							0					37	
	小便器	27	0	0	0	0	0							1	0							0					28	
	手洗・洗面	14	15	3	0	0	0				1	1				1	1					1					35	
日野第八小学校	トイレブース	9	9	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	28
	和式	3	3	0	3	11	0										2									2	24	
	洋式	14	37	2	3	3	0										0									0	59	
	小便器	40	0	0	12	0	0										2									0	54	
	手洗・洗面	23	26	2	8	8	0										0									0	67	
湊合小学校	トイレブース	9	9	1	3	3	0	1	1	0			0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	31
	和式	1	1	0	1	8	0	0	0							2	3							0	0			16
	洋式	15	32	2	3	4	0	1	2							0	0					1	1				61	
	小便器	41	0	0	15	0	0	2	0							3	0						0	0			61	
	手洗・洗面	18	18	0	3	3	0	1	2							1	1						1	1			49	
日野第七小学校	トイレブース	8	8	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	和式	0	0	0	0	0	0									1	2										3	
	洋式	24	58	1	0	0	0				1	2				0	0										86	
	小便器	44	0	0	0	0	0				2	0				2	0										48	
	手洗・洗面	16	16	1	0	0	0				1	1				2	2										39	
南平小学校	トイレブース	4	4	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	和式	3	6	0	0	0	0									1	3										13	
	洋式	4	7	1	8	20	0									0	0										40	
	小便器	14	0	0	20	0	0									3	0										37	
	手洗・洗面	7	10	1	12	12	0									2	2										46	
旭が丘小学校	トイレブース	4	4	1	5	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	和式	0	0	0	0	0	0				1	2				1	3										7	
	洋式	12	24	1	12	24	0				0	0				0	0										73	
	小便器	19	0	0	20	0	0				2	0				4	0										45	
	手洗・洗面	8	8	1	4	4	0				1	1				2	3										32	
東光寺小学校	トイレブース	9	9	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	和式	0	4	0	0	0	0									1	2										7	
	洋式	18	38	2	0	0	0	1	2							0	0										61	
	小便器	33	0	0	0	0	0	2								2	0										37	
	手洗・洗面	21	21	3	0	0	0	1	1							2	2										51	

第7節 避難対策関係

第4 市内小中学校トイレ設置状況

第7節 避難対策関係

第4 市内小中学校トイレ設置状況

		校舎計						体育館計						プール計				開放用・その他計								学校別 合計		
		ドライ式			ウエット式			ドライ式			ウエット式			ドライ式		ウエット式		ドライ式				ウエット式						
		男	女	だ	男	女	だ	男	女	だ	男	女	だ	男	女	共	男	女	共	男	女	だ	共	男	女		だ	共
仲田小学校	トイレブース	7	7	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	和式	0	0	0	0	0	0	0	0										1	2							3	
	洋式	20	43	1	0	0	0	1	2							0	0		0	0							67	
	小便器	34	0	0	0	0	0	2	0							2	0		2	0							38	
	手洗・洗面	11	11	1	0	0	0	1	1							2	2		2	2							29	
夢が丘小学校	トイレブース	5	5	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	18
	和式	3	8	0	0	0	0	0	0							0	2		0	2			1	1		1	16	
	洋式	8	11	1	0	0	0	1	1							1	1		1	1			0	0		0	24	
	小便器	19	0	0	0	0	0	2	0							3	0		3	0			0	0		0	24	
	手洗・洗面	13	13	1	0	0	0	1	1							2	2		2	2			1	0		0	34	
七生緑小学校	トイレブース	10	10	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	和式	6	9	0	0	0	0				0	1					1	2		1	2						19	
	洋式	14	38	2	0	0	0				1	1					0	0		0	0						56	
	小便器	38	0	0	0	0	0				2	0					3	0		3	0						43	
	手洗・洗面	20	20	2	0	0	0				1	2					1	1		1	1						47	
小学校合計	トイレブース	148	148	26	18	18	0	4	4	0	8	8	0	1	1	0	15	16	2	0	0	0	1	4	5	0	6	433
	和式	27	59	0	7	37	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	12	29	5	0	0	0	1	1	1	0	5	188
	洋式	574	0	0	82	0	0	9	0	0	13	0	0	1	0	0	36	0	5	0	0	0	0	2	0	0	722	
	小便器	574	0	0	82	0	0	9	0	0	13	0	0	1	0	0	36	0	5	0	0	0	0	2	0	0	722	
	手洗・洗面	296	322	26	33	33	0	5	6	0	7	8	0	1	1	0	21	23	0	0	0	0	1	4	4	0	0	791

日野第一中学校	トイレブース	7	7	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	24
	和式	7	7	0	0	0	0										1							1	1			17
	洋式	10	23	3	0	0	0				2	3					1	2						1	1			46
	小便器	24	0	0	0	0	0				3						2							2				31
	手洗・洗面	17	17	3	0	0	0				2	2					1	1						1	1	1		46
日野第二中学校	トイレブース	10	10	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
	和式	2	5	0	1	2	0																					10
	洋式	14	29	1	0	0	0	2	3							1	3										53	
	小便器	34	0	0	2	0	0				3						4											43
	手洗・洗面	20	22	1	2	2	0				2	2					1	1										53
七生中学校	トイレブース	10	10	1	0	0	0	2	3	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31
	和式	3	3	0	0	0	0										1	3									1	11
	洋式	14	36	2	0	0	0	2	3													1					58	
	小便器	34	0	0	0	0	0	3								3											40	
	手洗・洗面	20	20	0	0	0	0	2	2																	1	45	
日野第三中学校	トイレブース	14	14	2	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	40
	和式	3	5	0	0	0	0										1	2										11
	洋式	18	43	3	0	0	0	2	4												1	1					72	
	小便器	47	0	0	0	0	0	4								2											53	
	手洗・洗面	28	28	1	0	0	0	3	3							1	2		1	1							68	
日野第四中学校	トイレブース	8	8	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	25
	和式	0	3	0	0	2	0				1	3					1	3										13
	洋式	14	25	1	1	1	0				1	1												1	1			46
	小便器	28	0	0	3	0	0				4						3											38
	手洗・洗面	16	19	1	1	2	0				1	1					2	1						1	1			46
三沢中学校	トイレブース	11	11	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	32
	和式	10	14	0	0	0	0				1	1					1	2		1	1							31
	洋式	11	38	4	0	0	0				1	3																57
	小便器	40	0	0	0	0	0				4						2											46
	手洗・洗面	21	29	4	0	0	0				1	1					2	2		1	1							62
大坂上中学校	トイレブース	8	8	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	和式	0	0	0	0	0	0																					0
	洋式	20	48	1	0	0	0				1	1					1	2										74
	小便器	40	0	0	0	0	0										2											42
	手洗・洗面	16	16	1	0	0	0				1	1					2	2										39
平山中学校	トイレブース	9	9	1	0	0	0	1	1	0			0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	和式	4	4	0	0	0	0										1	2										11
	洋式	21	42	1	0	0	0	1	2																		67	
	小便器	38	0	0	0	0	0	2								2											42	
	手洗・洗面	21	26	1	0	0	0	1	1							1	2										53	
中学校合計	トイレブース	77	77	14	2	2	0	5	8	0	6	6	0	0	0	0	8	8	0	2	2	0	0	2	2	1	1	223
	和式	29	41	0	1	4	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	5	13	0	1	1	0	0	1	1	0	1	104
	洋式	122	284	16	1	1	0	7	12	0	5	8	0	0	0	0	3	7	0	1	1	0	1	1	2	1	0	473
	小便器	285	0	0	5	0	0	9	0	0	14	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	335
	手洗・洗面	159	177	12	3	4	0	6	6	0	7	7	0	0	0	0	10	11	0	2	2	0	0	2	2	1	1	412
全校合計	トイレブース	225	225	40	20	20	0	9	12	0	14	14	0	1	1	0	23	24	2	2	2	0	1	6	7	1	7	656
	和式	56	100	0	8	41	0	0	0	0	3	7	0	0	0	0	17	42	5	1	1	0	1	2	2	0	6	292
	洋式	370	855	43	30	52	0	13	22	0	10	17	0	1	1	0	7	13	0	1	1	0	1	5	7	1	2	1452
	小便器	859	0	0	87	0	0	18	0	0	27	0	0	1	0	0	56	0	5	0	0	0	0	4	0	0	0	1057
	手洗・洗面	455	499	38	36	37	0	11	12	0	14	15	0	1	1	0	31	34	0	2	2	0	1	6	6	1	1	1203

* 表中、「男」は「男子トイレ」、「女」は「女子トイレ」、「だ」は「

第8節 帰宅困難者対策関係

第1 東京都の帰宅支援対象道路

1 放射状路線

- (1) 第一京浜（日本橋～六郷橋）
- (2) 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）
- (3) 中原街道（中原口～丸子橋）
- (4) 玉川通り（三宅坂～二子橋）
- (5) 甲州街道（桜田門～八王子）
- (6) 青梅街道・新青梅街道（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
- (7) 川越街道（本郷3～東埼玉橋）
- (8) 中山道（宝町3～戸田橋）
- (9) 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
- (10) 日光街道（日本橋元標～水神橋）
- (11) 水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
- (12) 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
- (13) 井の頭通り（大原2～関前）
- (14) 五日市街道（関前～福生）

2 環状路線

- (1) 環状7号線
- (2) 環状8号線

第2 一時滞在施設一覧表

1 都計画

施設名称	所在地	隣接駅
東京都立大学 日野キャンパス	旭が丘 6-6	豊田駅 (JR 中央線)
都立南平高等学校	南平 8-2-3	南平駅、平山城址公園駅 (京王線)
都立日野台高等学校	大坂上 4-16-1	日野駅 (JR 中央線)

2 市計画

施設名称	所在地	対象駅
多摩平の森ふれあい館	多摩平 2-9	豊田駅 (JR 中央線)
福祉支援センター	高幡 1011	高幡不動駅、百草園駅、多摩動物園駅 (京王線)
七生公会堂	三沢 3-50-1	高幡不動駅、程久保駅、万願寺駅、多摩動物公園駅 (多摩都市モノレール線)
平山季重ふれあい館	平山 5-18-2	平山城址公園駅、南平駅 (京王線)
市民の森ふれあいホール	日野本町 6-1-3	甲州街道駅 (多摩都市モノレール線)

第3 駅周辺公共施設及び避難所

1 日野駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	日野駅からの距離と時間（徒歩）
新町交流センター	新町 1-13	約 240m、約 4分

(2) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	日野駅からの距離と時間（徒歩）
仲田小学校	日野本町 6-1-74	約 850m、約 11分
日野第一中学校	日野本町 7-7-7	約 650m、約 8分
日野第一小学校	日野本町 2-14-1	約 500m、約 6分
東光寺小学校	新町 3-24-1	約 1100m、約 14分
日野第三小学校	日野台 2-1-1	約 1100m、約 15分
日野第七小学校	神明 3-2	約 800m、約 11分
大坂上中学校	大坂上 4-17-1	約 900m、約 13分
都立日野台高等学校	大坂上 4-16-1	約 1200m、約 16分

2 豊田駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	豊田駅からの距離と時間（徒歩）
豊田駅北交流センター	多摩平 1-14-95 2階	約 400m、約 5分
ひの市民活動支援センター	多摩平 1丁目	約 76m、約 1分
中央図書館	豊田 2-49-2	約 500m、約 6分
多摩平交流センター	多摩平 2-9	約 650m、約 8分
カワセミハウス	東豊田 3-26-1	約 550m、約 7分

(2) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	豊田駅からの距離と時間（徒歩）
豊田小学校	東豊田 2-14-1	約 750m、約 9分
日野第六小学校	多摩平 3-21	約 1000m、約 13分
日野第二中学校	多摩平 4-5-2	約 800m、約 10分
東京都立大学 日野キャンパス	旭が丘 6-6	約 1770m、約 22分

3 百草園駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	百草園駅からの距離と時間（徒歩）
百草図書館	百草 204-1	約 40m、約 1分

4 高幡不動駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	高幡不動駅からの距離と時間（徒歩）
七生支所	高幡 128-5 京王高幡 SC2 階	約 40m、約 1分

(2) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	高幡不動駅からの距離と時間（徒歩）
潤徳小学校	高幡 402	約 260m、約 3分
日野第八小学校	三沢 200	約 800m、約 9分
三沢中学校	三沢 1-17-4	約 750m、約 9分

5 南平駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	南平駅からの距離と時間（徒歩）
南平駅西交流センター	平山 4-18-1	約 550m、約 7分

(2) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	南平駅からの距離と時間（徒歩）
南平小学校	南平 4-18-1	約 950m、約 11分
七生中学校	南平 6-7-1	約 650m、約 8分

6 平山城址公園駅周辺

(1) 公立小・中学校、都立高等学校

名称	所在地	平山城址公園駅からの距離と時間（徒歩）
平山小学校	平山 4-8-6	約 500m、約 6分
平山中学校	平山 4-21-3	約 700m、約 8分

7 程久保駅周辺

(1) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	程久保駅からの距離と時間（徒歩）
夢が丘小学校	程久保 1-14-2	約 400m、約 7分
日野第三中学校	程久保 650	約 800m、約 13分

8 多摩動物公園駅周辺

(1) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	多摩動物公園駅からの距離と時間（徒歩）
夢が丘小学校	程久保 1-14-2	約 1300m、約 17分
日野第三中学校	程久保 650	約 1200m、16分

9 万願寺駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	万願寺駅からの距離と時間（徒歩）
東部会館	石田 1-1 1-1	約 350m、約 5分
万願寺交流センター	万願寺 4-20-12	約 400m、約 6分

(2) 公立小・中学校、都立高等学校等

名称	所在地	万願寺駅からの距離と時間（徒歩）
都立日野高等学校	石田 1-190-1	約 750m、約 10分

10 甲州街道駅周辺

(1) 公共施設（一時滞在施設を除く）

名称	所在地	甲州街道駅からの距離と時間（徒歩）
東町交流センター	日野 12	約 350m、約 5分

(2) 公立小・中学校、都立高等学校

名称	所在地	甲州街道駅からの距離と時間（徒歩）
日野第一中学校	日野本町 7-7-7	約 1000m、約 13分
日野第一小学校	日野本町 2-14-1	約 1000m、約 13分
日野第四小学校	石田 430	約 800m、約 10分

第4 災害時帰宅支援ステーション等

1 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

2 災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧（東京都）

No	協定先	No	協定先
1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	19	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
2	山崎製パン株式会社	20	サトフードサービス株式会社
3	株式会社ファミリーマート	21	株式会社ダスキン
4	ミニストップ株式会社	22	タリーズコーヒージャパン株式会社
5	株式会社ローソン	23	株式会社ストロベリーコーンズ
6	株式会社吉野家	24	株式会社オートバックスセブン
7	株式会社ポプラ	25	ケアパートナー株式会社
8	山田食品産業株式会社	26	株式会社共和コーポレーション
9	株式会社セブン&アイフードシステムズ	27	株式会社ドトールコーヒー
10	ロイヤルフードサービス株式会社	28	株式会社ホスピタリティオペレーションズ
11	株式会社モスフードサービス	29	株式会社リンガーハット
12	株式会社壺番屋	30	東京都石油業協同組合
13	ワタミ株式会社	31	都立学校
14	チムニー株式会社	32	日産自動車系販売店
15	株式会社第一興商	33	トヨタ自動車系販売店
16	株式会社B&V	34	農業協同組合等
17	サガミレストランツ株式会社	35	関東マツダ系販売店
18	味の民芸フードサービス株式会社	36	三井住友海上火災保険株式会社及び同社代理店組織（アドバンスクラブ東京東支部・東京西支部）

3 ステッカー

- (1) 九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション
(コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン等)



災害時帰宅支援ステーションステッカー

- ・関西広域連合と連携
- ・キャラクターの通称「キタクちゃん」

第5 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（抜粋）

1 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等もが想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む）であることが必要である。

また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある。

2 開設基準

① 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする。

② 帰宅困難者の受入は、床面積あたり3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は算入しない）を目安とする（「避難所管理運営の指針」（東京都）を参考）。

3 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する。

① 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。

② 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。

③ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。

④ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う。

4 要配慮者への対応

施設管理者は、市区町村や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

（1）高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障がい者については、必要な支援や配慮を受けるため障がい者が他者に支援を求めるカード（例：ヘルプカード（東京都））の活用やユニバーサルデザイン※（例：大きくはっきりとしたピクトグラム（図記号）（東京都））の案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

※ユニバーサルデザインについては、「店舗等ないぶのユニバーサルデザイン整備ガイドライン」（東京都）等参照

（2）外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でも分かりやすいピクトグラム等の活用や、英語、

第5 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（抜粋）

中国語等の外国語の誘導案内版等による対応も検討する。

第6 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営（抜粋）

I 一時滞在施設の運営の準備（平常時）

1. 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又はこの受入を含む防災計画をあらかじめ作成しておく。その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携や、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅街との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

2. 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営計画又は防災計画に、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である。

(1) 施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

(2) 受入れ定員

約3.3m²あたり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等については定員の算出から除外する。

(3) 運営要員の確保

自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の3者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことがのぞましい。

なお、運営要員の確保にあたっては、施設滞在者やその他のボランティアの活用等も検討する。

(4) 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

(5) 帰宅困難者の受入の手順

(6) 施設滞在者への情報提供の手順

(7) 備蓄品の配布手順

(8) 要配慮者への対応

(9) セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止体制の整備を行う。

3. 受入れのための環境整備

(1) 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を安全に受入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

(2) 書類記録・帳票の整備

受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく。

また、施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。

以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ① 受入者名簿
- ② 受入記録日計表
- ③ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ④ 一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

(3) 情報入手手段及び施設滞在者への情報提供体制の準備

施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続できるパソコン等を備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。

入手した情報を施設滞在者に提供できるよう、ホワイトボード等の掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

(4) 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話や Wi-Fi 等の通信手段を整備しておくよう努める。

災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

(5) 備蓄品、非常用電源設備等の確保

施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等などの物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。

施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。

また、非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電等に備えておくことが望ましい。

(6) 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び市区町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

4. 訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的に実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

Ⅱ 一時滞在施設の運営（発災時）

1. 開設の判断

施設管理者は、発災時の国や都県、政令指定都市の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の市区町村からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関やその他関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。一時滞在施設として開設した場合（一部スペースの開設も含む）、また、一時滞在施設として開設後収容可能人員に達した場合には、新たな受入を停止するとともに、速やかにその旨の掲示及び協定締結先の都県や市区町村に報告を行う。

なお、行政からの要請等がなくとも、又は、あらかじめ指定されていなくとも、施設の安全性を確認した上で施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。

2. 開設できない場合の対応

施設管理者は、建物の安全や周辺状況を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合、速やかに協定締結先の都県や市区町村にその旨を報告する。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

3. 開設・運営の流れ（総括）

災害発生からの経過時間に応じて、目標とする一時滞在施設の運営の流れは、概ね次のとおりである。なお、フロー図は標準的な例を示したものであり、災害の規模、各施設の実情等により適宜柔軟に対応することが必要である。

第7 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について（抜粋）

1 対象となる企業等

首都直下地震発生により被災の可能性がある国、県市区町村等官公庁を含む全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量目安

- (1) 水については、1人当たり日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他品目については、物資ごと必要量を算定

4 備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

（備考）

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

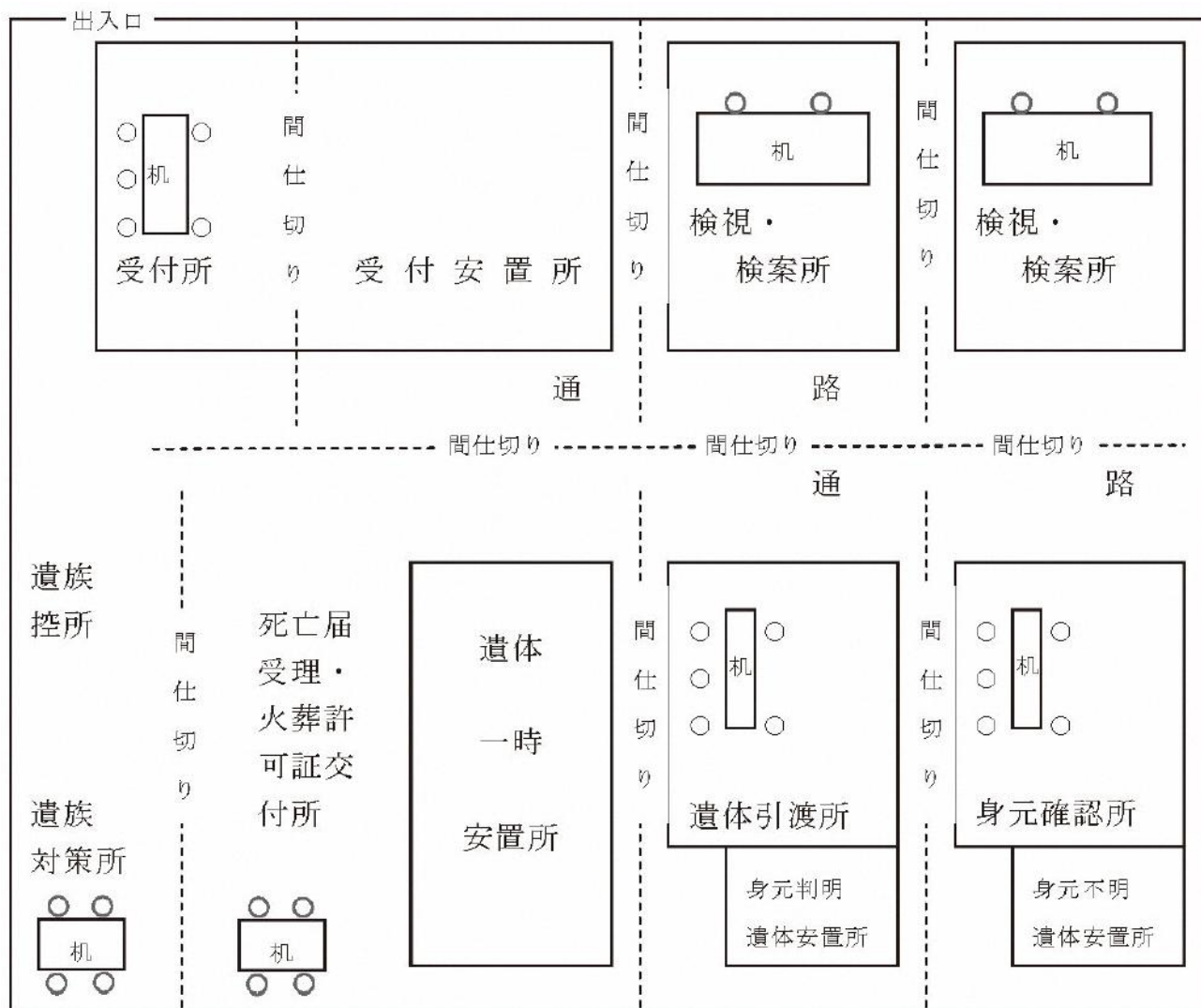
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

第9節 保健衛生・防疫対策関係

第1 遺体取扱施設（予定施設）

施設名	住所	施設所管課
教育センター	程久保 550	教育センター
平山台健康・市民支援センター	平山 2-1-1	地域協働課

第2 遺体収容所における標準的な配置区分図



第3 検視・検索用物品保管場所一覧

施設名称	所在地	施設所管課
教育センター	程久保 550	教育センター
平山台健康・市民支援センター	平山 2-1-1	地域協働課

※遺体収容袋等は日野警察署の物品であり、協定により保管

第4 多摩地区火葬場一覧

名称	所在地	電話番号	経営
日野市営火葬場	日野市多摩平 3-28-8	042-583-888	日野市
南多摩斎場	町田市上小山町 2147	042-797-7641	南多摩斎場組合
八王子市営斎場	八王子市山田町 1681-2	042-664-5707	八王子市
立川・昭島・国立 火葬場	立川市羽衣町 3-20-18	042-522-2730	立川・昭島・国立聖苑組 合
府中の森市民聖苑	府中市浅間町 1-3	042-367-7788	府中市
多磨葬祭場	府中市多磨町 2-1-1	042-361-2174	民営
青梅市火葬場	青梅市長湊 5-743	0428-22-3918	青梅市
瑞穂火葬場	瑞穂町富士山栗原新田 244	042-557-0064	瑞穂斎場組合
思い出を語る ロマンの杜 ひので斎場	日の出町平井 3092	042-597-2131	秋川流域斎場組合

第5 感染症患者対策

1 感染症患者収容施設

収容施設	所在地	電話
東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	042-665-5611
東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	042-323-5111

2 感染症患者輸送方法

連絡先機関	所在地	電話
南多摩保健所	多摩市永山二丁目 1 番 5 号	042-371-7661

第6 ごみ・し尿対策

1 ごみ収集業者

事業者名	収集区分	住所	電話
株式会社 日野環境保全	可燃ゴミ、 ペットボトル・トレイ類	万願寺 2-33-2	042-583-3347
有限会社 駒沢産業	不燃ごみ 有害ごみ	日野 1240	
有限会社 衛美	不燃ごみ 有害ごみ	万願寺 1-34-10	
日野市資源 リサイクル事業 協同組合	新聞・雑誌紙類・段ボール、 牛乳パック・古着古 布類・かん、 小型家電・金属類	万願寺 2-35-8	
株式会社 日野衛生公社	びん	万願寺 4-24-7	042-581-3177

2 主要車両等

区分	日野環境 保全	駒沢産業	衛美	資源リサイ クル事業協 同組合	日野衛生公社	金田興業
8 t 以上の車両 (ダンプ等)			2			
パッカー車	25	8	4	20	5	2
ダンプ車	6			21	1	
バキューム車	1					
脱着装置付コン テナ車	1		2		1	2

区分	日野環境 保全	駒沢産業	衛美	資源リサイ クル事業協 同組合	日野衛生公社	金田興業
軽ダンプ車				2		
その他		軽トラック 1	軽キャブ オーバ ー 2		キャブオー バー3	

3 し尿処理業者

区分	業者名	住所	電話
一般家庭	日野環境保全	万願寺 2-33-2	042-583-3347
店舗・事業所等	日野衛生公社	万願寺 4-24-7	042-581-3177

4 ごみ・し尿処理施設

施設名	実施主体	施設概要		所在地
		処理方式	能力	
可燃ごみ処理施設	浅川清流環 境組合	焼却	228t/日 (114t/日×2 炉)	日野市石田 1-210-2
日野市クリーンセン ター プラスチック類資源 化施設	日野市	選別・破碎・圧縮	27.8t/日 (プラスチック 類ごみ 18.7 t/日、 不燃ごみ 9.1 t/ 日)	
エコセメント化施設	東京たま 広域資源循 環組合	焼却残渣資源化	300t/日	西多摩郡日の出町大久野 7642
二ツ塚処分場		最終処分	370 万 m ³	

第10節 救援物資関係

第1 給食施設

施設名	所在地	施設名	所在地
日野第一小学校	日野市日野本町2-14-1	仲田小学校	日野市日野本町6-1-74
豊田小学校	日野市東豊田2-14-1	夢が丘小学校	日野市程久保1-14-2
日野第三小学校	日野市日野台2-1-1	七生緑小学校	日野市百草896-1
日野第四小学校	日野市石田430	日野第一中学校	日野市日野本町7-7-7
日野第五小学校	日野市多摩平6-21-1	日野第二中学校	日野市多摩平4-5-2
日野第六小学校	日野市多摩平3-21	七生中学校	日野市南平6-7-1
潤徳小学校	日野市高幡402	日野第三中学校	日野市程久保650
平山小学校	日野市平山4-8-6	日野第四中学校	日野市旭が丘2-42
日野第八小学校	日野市三沢200	三沢中学校	日野市三沢1-17-4
滝合小学校	日野市西平山2-3-1	大坂上中学校	日野市大坂上4-17-1
日野第七小学校	日野市神明3-2	平山中学校	日野市平山4-21-3
南平小学校	日野市南平4-18-1		
旭が丘小学校	日野市旭が丘5-21-1		
東光寺小学校	日野市新町3-24-1		

第2 災害時給水ステーション（給水拠点）

名称	所在地	確保水量 (m ³)
市立大坂西公園	大坂上 1-14-4	100
多摩平給水所	多摩平 2-7-2	3,660
程久保給水所	程久保 5-10-1	6,700
三沢配水所	三沢 905-2	1,490
日野旭が丘給水所	旭が丘 2-42-2	1,660

第3 応急給水セット配置場所

番号	配備場所	数	住所
1	防災情報センター	2	神明1-11-16
2	市民の森ふれあいホール	4	日野本町6-1-3
3	日野第一小学校	1	日野本町2-14-1
4	日野第二小学校	1	東豊田2-14-1
5	日野第三小学校	1	日野台2-1-1
6	日野第四小学校	1	石田430
7	日野第五小学校	1	多摩平6-21-1
8	日野第六小学校	1	多摩平3-21
9	日野第七小学校	1	神明3-2
10	日野第八小学校	1	三沢200
11	潤徳小学校	1	高幡402
12	仲田小学校	1	日野本町6-1-74
13	南平小学校	1	南平4-18-1
14	東光寺小学校	1	新町3-24-1
15	旭が丘小学校	1	旭が丘5-21-1
16	滝合小学校	1	西平山2-3-1
17	平山小学校	1	平山4-8-6
18	夢が丘小学校	1	程久保1-14-2
19	七生緑小学校	1	百草896-1
20	日野第一中学校	1	日野本町7-7-7
21	日野第二中学校	1	多摩平4-5-2
22	日野第三中学校	1	程久保650
23	日野第四中学校	1	旭が丘2-42
24	大坂上中学校	1	大坂上4-17-1
25	七生中学校	1	南平6-7-1
26	三沢中学校	1	三沢1-17-4
27	平山中学校	1	平山4-21-3
28	教育センター	1	程久保550
29	百草台コミュニティセンター	1	百草999
30	平山台健康・市民支援センター	1	平山2-1-1
	合計	34	

第4 物資輸送拠点予定地

名称	所在地	備考
市民の森ふれあいホール	日野本町 6-1-3	
南平体育館	南平 4-23-1	
クリーンセンター	石田 1-210-2	
日野市役所	神明 1-12-1	特殊栄養食品ステーション設置

第5 市の主な防災備蓄倉庫等

施設名	所在地	電話
日野第一小学校	日野本町 2-14-1	042-581-0061
豊田小学校	東豊田 2-14-1	042-581-0070
日野第三小学校	日野台 2-1-1	042-581-0101
日野第四小学校	石田 430	042-581-0038
日野第五小学校	多摩平 6-21-1	042-581-0407
日野第六小学校	多摩平 3-21	042-581-4686
潤徳小学校	高幡 402	042-591-0409
平山小学校	平山 4-8-6	042-592-6381
日野第八小学校	三沢 200	042-591-2411
滝合小学校	西平山 2-3-1	042-583-5172
日野第七小学校	神明 3-2	042-583-3907
南平小学校	南平 4-18-1	042-592-2021
旭が丘小学校	旭が丘 5-21-1	042-583-3733
東光寺小学校	新町 3-24-1	042-584-6200
仲田小学校	日野本町 6-1-74	042-581-8511
夢が丘小学校	程久保 1-14-2	042-591-7011
七生緑小学校	百草 896-1	042-591-0998
日野第一中学校	日野本町 7-7-7	042-581-0009
日野第二中学校	多摩平 4-5-2	042-581-0056
七生中学校	南平 6-7-1	042-591-0174
日野第三中学校	程久保 650	042-591-2228
日野第四中学校	旭が丘 2-42	042-583-3905
三沢中学校	三沢 1-17-4	042-592-5017
大坂上中学校	大坂上 4-17-1	042-583-9756
平山中学校	平山 4-21-3	042-593-3015
教育センター	程久保 550	042-592-0505
平山台健康・市民支援センター	平山 2-1-1	042-592-6006
市民の森ふれあいホール	日野本町 6-1-3	042-584-2555
防災情報センター	神明 1-11-16	042-585-1111
クリーンセンター	石田 1-210-2	042-581-0444
南平体育館	南平 4-23-1	042-591-1541

第6 市の主な防災備蓄物資等

区分	名称	区分	名称
食料	アルファ米	その他	電池
	お粥		パーティション
	レトルト保存食		
	ライスクッキー		更衣室
	粉ミルク		災害時特設公衆電話
	アレルギー対応ミルク		ランタン
	液体ミルク		
飲料水	保存水		防水シート
	応急給水セット		紙おむつ（大人、幼児）
	避難所応急給水栓セット		生理用ナプキン
	ウォーターバッグ		ラジオ
衛生	傷薬		ロープ
	トリアージタグ		ボール
	救急箱セット		ツルハシ
	三角巾		かけや
寝具	毛布		スコップ
	アルミベッド		角スコップ
	安眠セット		大ハンマー
			バイル
トイレ	マンホールトイレ用資機材		ひしゃく
	簡易トイレ		土嚢袋
	災害用トイレセット	懐中電灯	
		投光器	
		発電機	
		ガソリン缶詰	

第11節 教育・保育対策関係

第1 保育施設

1 市立保育園

名称	所在地
ひらやま保育園	東平山 1-7-13
あらい保育園	新井 3-1-3
みさわ保育園	三沢 200
たかはた台保育園	程久保 650
みなみだいら保育園	平山 4-20-1
あさひがおか保育園	旭が丘 2-42-1
もぐさ台保育園	百草 1002-4
おおくぼ保育園	大坂上 4-10-2
しんさかした保育園	新町 3-17-4

2 認可保育所（民間）

名称	所在地	名称	所在地
栄光保育園	平山 5-7-11	しせい太陽の子保育園	日野本町 3-3-3
至誠第二保育園	日野 1183-3	至誠あずま保育園	日野 1321-1
つくしんぼ保育園	南平 5-8-2	あおぞら多摩平保育園	多摩平 6-1-2
日野保育園	新町 1-5-6	栄光平山台保育園	平山 2-1-1
日野第二保育園	日野 311-3	日野駅前かわせみ保育園	日野本町 4-6-14
日野わかば保育園	程久保 3-21-2	栄光豊田駅前保育園	多摩平 1-2-1
あおぞら東豊田保育園	東豊田 3-12-7	芝原保育園	豊田 1-18-5
ひよこハウス多摩平	多摩平 1-8-2	至誠いしだ保育園	万願寺 1-22-1
万願寺保育園	万願寺 2-31-8	むこうじま保育園	新井 3-3-20
あおぞら東豊田保育園 旭が丘分園	旭が丘 5-20-3	栄光多摩平中央保育園	多摩平 3-1-15
たかはた北保育園	高幡 507-4	栄光多摩平の森保育園	多摩平 2-8-5
ひよこハウス豊田	東平山 3-1-1	至誠ひの宿保育園	日野本町 2-14-1
あおぞら多摩平保育園 豊田分園	豊田 3-30-6	上田せせらぎ保育園	上田 488-2
よつぎ保育園	日野 1367	豊田保育園	豊田 4-10-3
わらべ日野市役所東保育 園	神明 1-13-2	子どもの森あさかわ保 育園	万願寺 5-3-8
栄光たまだいら保育園	多摩平 4-4-2	わらべ豊田駅南口保育園	豊田 3-30-6

3 小規模保育事業

名称	所在地
たまだいら 1.2 Smile House	多摩平 2-13-30
マジオたんぽぽ保育園日野ルーム	百草 193

ののほな保育園	南平 7-22-29
栄光ひまわり保育園	平山 5-8-8
ひのめばえ保育園	東豊田 2-29-1

4 家庭的保育事業

名称	所在地
いちごハウス	南平 2-14-22

5 認定こども園

名称	所在地
日野・多摩平幼稚園	多摩平 2-9-3
百草台幼稚園	百草 999 百草団地 2-5-4

6 市立幼稚園

名称	所在地
日野市立第二幼稚園	平山 4-5-4
日野市立第四幼稚園	石田 431-6
日野市立第七幼稚園	旭が丘 2--42

7 私立幼稚園

名称	所在地
日野台幼稚園	多摩平 4-8-1
欣浄寺みのり幼稚園	日野本町 4-16-25
日野ふたば幼稚園	東豊田 2-20-2
光塩女子学院日野幼稚園	程久保 4-7-10
日野わかかさ幼稚園	落川 943
日野ひかり幼稚園	多摩平 6-27-7
杉野幼稚園	百草 1006-2
日野しらゆり幼稚園	新町 1-14-1

8 学童クラブ等

名称	所在地
子ども家庭支援センター	神明 1-13-2
地域子ども家庭支援センター万願寺「にこにこ」	万願寺 2 の 24 の 7 万願寺タウンビル 2 階 (モノレール万願寺駅前)
地域子ども家庭支援センター多摩平「はぴはぴ」 駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	多摩平 2-9 多摩平の森ふれあい館 2 階 落川 458
ひよこハウス	多摩平 1-8-10
さくら第二学童クラブ	多摩平 6-21
五小学童クラブ	多摩平 6-21
さくら第一学童クラブ	多摩平 3-21
旭が丘東学童クラブ	旭が丘 2-1
あさひがおか学童クラブ	旭が丘 5-21-1
ひのだい学童クラブ	日野台 2-1
しんめい学童クラブ	神明 3-10-4
七小学童クラブ	神明 3-2
東光寺小学童クラブなかよし	新町 3-24-1
東光寺小学童クラブわんぱく	新町 3-24-1
豊田小学童クラブいなほ	東豊田 2-13-2
豊田小学童クラブたんぽぽ	東豊田 2-13-2
豊田小学童クラブすみれ	東豊田 2-14-1
つくし学童クラブ	平山 3-26-3
平山小学童クラブ	平山 4-8-6
たきあい学童クラブ	西平山 2-3-1
たけのこ学童クラブ	西平山 2-3-1
南平小学童クラブ	南平 4-18-1
南平小よつば学童クラブ	南平 4-18-1
一小学童クラブ	日野本町 2-14-1
四小学童クラブ	石田 430
四小あおぞら学童クラブ	石田 430
ふたば学童クラブ	日野本町 6-1-3
じゅんとく学童クラブ	高幡 402
万願寺学童クラブ	万願寺 5-14-4
たかはた学童クラブ	高幡 1011
八小学童クラブ	三沢 217-1
三沢学童クラブ	三沢 1-17-2
夢が丘小学童クラブ	程久保 550
七生緑小学童クラブ	百草 896-1
次世代育成型子育てひろば程久保あかひやね	程久保 876-2
次世代育成型子育てひろば平山ぽっかぽか(平山季 重ふれあい館内)	平山 5-18-2
日野市ファミリー・サポート・センターたかはた	高幡 1011 福祉支援センター内
日野市ファミリー・サポート・センターたまだいら	多摩平 2-9 多摩平の森ふれあい館内
次世代育成型子育てひろば至誠スマイル	日野 1183-3
子育てひろば みんなのはらっぱ万願寺	万願寺 4-20-12 万願寺交流センター内
子育てひろば みんなのはらっぱ南平	平山 4-18-1 都営平山 4 丁目アパート 6 号棟 1 階
子育てひろば みんなのはらっぱ豊田	東豊田 3-26-1 (カワセミハウス)

第2 小学校

名称	所在地
東光寺小学校	新町3-24-1
日野第三小学校	日野台2-1-1
仲田小学校	日野本町6-1-74
日野第五小学校	多摩平6-21-1
日野第六小学校	多摩平3-21
日野第七小学校	神明3-2
日野第一小学校	日野本町2-14-1
日野第四小学校	石田430
旭が丘小学校	旭が丘5-21-1
豊田小学校	東豊田2-14-1
南平小学校	南平4-18-1
夢が丘小学校	程久保1-14-2
潤徳小学校	高幡402
七生緑小学校	百草896-1
日野第八小学校	三沢200
平山小学校	平山4-8-6
滝合小学校	西平山2-3-1

第3 中学校

名称	所在地
日野第一中学校	日野本町7-7-7
大坂上中学校	大坂上4-17-1
日野第二中学校	多摩平4-5-2
日野第四中学校	旭が丘2-42
三沢中学校	三沢1-17-4
七生中学校	南平6-7-1
平山中学校	平山4-21-3
日野第三中学校	程久保650

第4 高等学校

名称	所在地
都立日野高等学校	石田1-190-1
都立日野台高等学校	大坂上4-16-1
都立南平高等学校	南平8-2-3

第5 大学

名称	所在地
実践女子大学	大坂上 4-1-1
東京都立大学日野キャンパス	旭が丘 6-6
明星大学	程久保 2-1-1

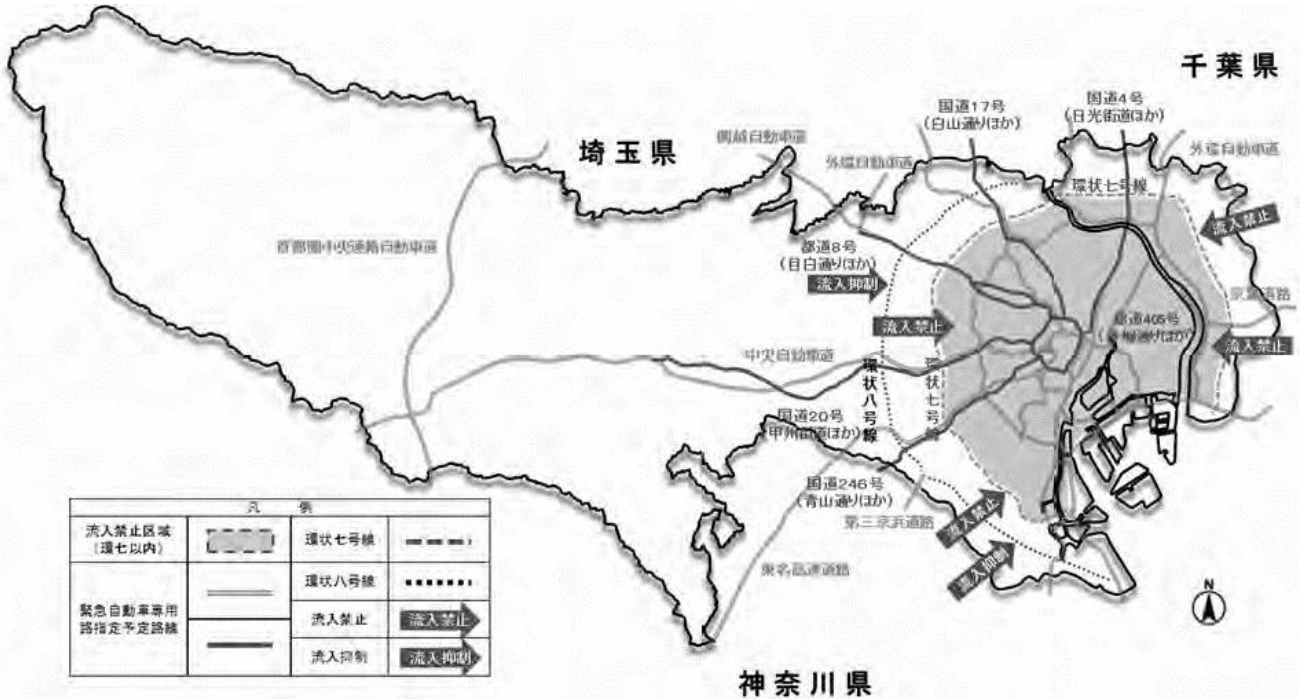
第6 その他

名称	所在地
やまばと	〒191-0065 旭が丘 2-42-5
きぼう	〒191-0065 旭が丘 2-42-8 エール (発達・教育支援センター) 内
七生特別支援学校	〒191-0042 程久保 843

第12節 緊急輸送対策関係

第1 大震災時における交通規制図（第1次）

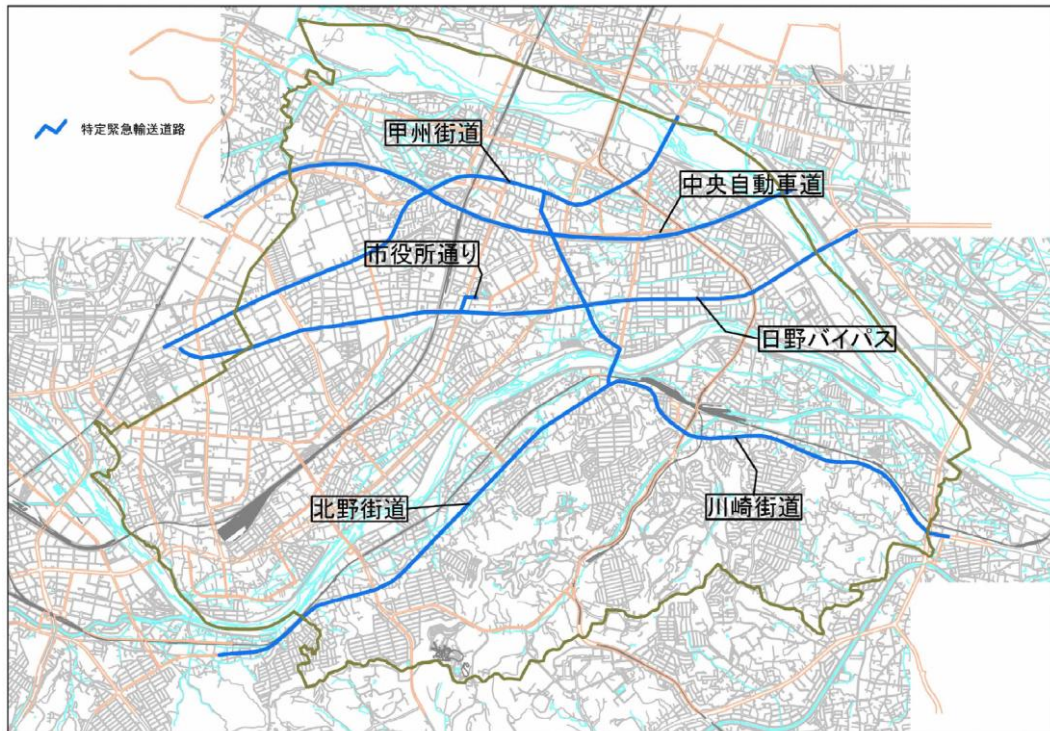
大地震時における交通規制図（第一次）



緊急自動車専用路指定予定路線

国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山通りほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

第3 日野市特定緊急輸送経路



分類	目的	市内指定防災拠点	日野市内接道輸送路
第一次緊急輸送ネットワーク	都庁舎、立川地域防災センター、業務核都市（八王子市、立川市、青梅市、多摩市、町田市）、重要港湾、空港等を連絡する道路		
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路	日野市役所本庁舎<二次拠点>	○甲州街道（一般都道 256 号線）★ ○国道 20 号日野バイパス★ ○日野幹線市道Ⅰ-9号線 （市役所入口信号～国道 20 号日野バイパス） ○日野幹線市道Ⅱ-48 号線 （日野市役所前信号～日野市役所）
		生活・保健センター<二次拠点>	○甲州街道（一般都道 256 号線）★ ○川崎街道★
		日野警察署<二次拠点>	○甲州街道（一般都道 256 号線）★
		日野消防署<二次拠点>	○甲州街道（一般都道 256 号線）★ ○国道 20 号日野バイパス★
第三次緊急輸送ネットワーク	その他の道路 主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る	日野市営火葬場<三次拠点>	○国道 20 号日野バイパス★

第4 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

○日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成23年11月1日

制定

平成25年5月20日

平成26年6月17日

平成28年4月14日

平成29年4月1日

令和元年5月7日

令和2年4月1日

令和3年5月17日

令和7年4月1日

改正

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計及び耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国会第2317号）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- (2) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (4) 特定沿道建築物 建築物等のいずれかの部分の高さが東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則（平成23年東京都規則第22号）で定める高さを超えるもの（昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものを除く。）であって、その敷地が特定緊急輸送道路に接するものをいう。
- (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、日野市内の特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の補強設計、耐震改修、建替え及び除却（以下「耐震改修等」という。）に関する事業をいう。
- (6) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(助成対象事業)

第3条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物等の補強設計は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

- (1) 市内に存する特定沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市長が定めるものを除く。）を対象とする事業であること。
- (2) 耐震化指針に適合する事業であること。
- (3) 対象費用について他の助成金等の交付を受ける事業でないこと。
- (4) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当若しくは I_w （構造耐震指標）の値が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (5) 補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。
- (6) 補強設計は、原則として、当該耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて評価を受けたものであること。
- (7) 補強設計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建替え及び除却は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 建築物の構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- (3) 耐震改修後に I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること又は令和8年3月31日までに I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。
- (4) 耐震改修は、当該耐震改修計画について、原則として、前項第6号に規定する評価を取得して行うものであること。
- (5) 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、特定沿道建築物の耐震化に係る費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補強設計に要する費用
- (2) 耐震改修に要する費用
- (3) 建替えに要する費用（前号の補助を受けて耐震改修を行った建築物等及び次号の補助を受けて除却を行った建築物等を除く。）
- (4) 除却に要する費用（第2号の補助を受けて耐震改修を行った建築物等を除く。）

(助成対象者)

第5条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の助成金について申請することができる者は、特

定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号の場合は、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。
- (2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者であること。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、第4条各号に掲げる費用で、別表第1に定める額を限度とする。ただし、助成対象事業費のうち、既に本事業における助成金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

2 前項で算定した助成金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(全体設計の承認)

第7条 耐震改修等の助成を受けようとする者は、当該耐震改修等が複数年度にわたる場合には初年度の助成金交付申請前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書（第1号様式）を別表第2に定める書類を添えて、耐震改修等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(全体設計の変更承認)

第7条の2 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた者のうち、全体設計の事業の総額、事業完了予定時期等を変更する場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書（第2号様式の2）に別表第2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認書（第2号様式の3）により、申請者に通知しなければならない。

(助成金交付申請)

第8条 耐震改修等の助成を受けようとする者は、耐震改修等の請負契約を締結する前に、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第7条の規定により全体設計の承認を受けた者の交付申請は、全体設計の承認を受けた年度を除き、助成金を受けようとする年度の初日に行わなければならない。

4 市長は、第1項及び前項に規定する申請の受付に当たり、必要と認める書類を添付させることができる。

(助成金交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、助成を決定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成することが適当と認められなかったときは、不交付を決定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条第1項の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（耐震改修等の実施）

第11条 助成決定者は、当該交付決定通知後速やかに、耐震改修等の請負契約を締結し、耐震改修等に着手するとともに、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金着手届（第6号様式）を市長に提出するものとする。ただし、第7条第2項に規定する全体設計の承認の通知を受け、次年度以降の交付決定を受けた場合は、この限りでない。

（助成対象事業内容の変更）

第12条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金事業内容変更届出書（第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付変更申請書（第8号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の助成金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の変更を決定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付変更承認書（第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。

4 助成決定者は、第2項に規定する助成対象事業の内容の変更に起因して耐震改修等の請負契約に変更が生じる場合で、前項に規定する通知を受けたときは、速やかに変更後の耐震改修等の請負契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（耐震改修等の取り止め）

第13条 助成決定者は、事情により当該耐震改修等を取り止めるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金取り止め届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第2に定める関係書類を添えて特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金実績報告書（第11号様式）により市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第2項の規定により全体設計の承認を受けた場合で、第9条第1項の規定による助成金の交付を決定した会計年度が終了するとき。
- (2) 助成対象事業が完了したとき。

2 助成決定者（助成金の交付を受けた者を含む。）は、耐震改修等の完了後に、消費税の申告により

助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業消費税仕入税額控除報告書（第12号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、助成決定者は、これを納付しなければならない。

3 市長は、第1項の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、実地調査等審査に必要と認められる調査を行うものとする。

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金実績報告書を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額の確定通知書（第13号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第16条 前条により通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付請求書（第14号様式）により、市長に助成金を請求するものとする。

2 助成決定者は、助成金の請求及び受領に関する権限を耐震改修等の請負契約者に委任することができる。

3 助成決定者は、前項の規定により委任する場合は、第14条第1項の規定による届出の際に委任状を添付しなければならない。

（助成金の交付）

第17条 市長は、前条の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、助成決定者（助成交付決定の通知を受けた者及び助成金の交付を受けた者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) この要綱及び法令に基づく市長の命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

（延滞利子）

第20条 市長は、第14条第2項による仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じた場合及び前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が指定した期限までに納付又は返還をしなかったときは、当該期限の翌日から返還までの日数に応じ未納付額又は未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

(補則)

第21条 助成金の交付の手続は、別に定めがあるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(委任)

第22条 この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則（平成25年5月20日）

この要綱は、平成25年5月20日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年6月17日）

- 1 この要綱は、平成26年6月17日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年3月31日以前に、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行われた助成金交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成28年4月14日）

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、同日以後の助成金交付申請から適用する。

付 則（平成29年4月1日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行われた助成金交付申請については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日以降に初めて東京都が実施するアドバイザー派遣等により、特定緊急輸送道路沿道建築物であることを東京都が確認した建築物については、この要綱による改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおり取り扱うものとする。ただし、平成30年度末までに、当該耐震診断事業が完了するものに限る。

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成率と助成限度額
耐震診断に要する費用	次の1及び2のいずれか低い額 1 実際に耐震診断に要する費用 2 次の(1)及び(2)のいずれか高い額 (1) アからウまでの合計額 ア 延べ面積 1,000 m ² 以内の部分は 2,060 円 / m ² イ 延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,540 円 / m ² ウ 延べ面積 2,000 m ² を超える部分は 1,030 円 / m ² ただし建築物等の延べ面積が 3,000 m ² 未満の場合は、アからウまでの合計に、階数に 150,000 円を乗じた額を加算する。	助成対象費用の 10 / 10

第12節 緊急輸送対策関係

第4 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成率と助成限度額
	(2) ア又はイの額 ア 延べ面積 1,000 m ² 未満の建物 3,600 円/ m ² イ 延べ面積 1,000 m ² 以上の建物は 2,570,000 円に 1,030 円/m ² を加算した額	

付 則(令和元年5月7日)

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和2年4月1日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱(以下「新要綱」という。)別表第1の規定は、施行日以後になされた新要綱第8条の規定に基づく助成金交付申請に適用し、施行日前になされた助成金交付申請については、なお従前の例による。

付 則(令和3年5月17日)

- 1 この要綱は、令和3年5月17日から施行し、この要綱による改正後の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に、この要綱による改正前の日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定により行われた助成金交付申請については、なお従前の例による。

付 則(令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成率と助成限度額
耐震補強設計に要する費用	次の1及び2のいずれか低い額以内 1 実際に耐震補強設計に要する費用 2 (1)から(3)の合計額 (1) 延べ面積 1,000㎡以内の部分は 5,000円/㎡ (2) 延べ面積 1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分は 3,500円/㎡ (3) 延べ面積 2,000㎡を超える部分は 2,000円/㎡	助成対象費用の 10/10
耐震改修に要する費用	次の1及び2のいずれか低い額 1 実際に耐震改修に要する費用 2 57,000円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり 570,000,000円以内(マンションにあっては、51,700円/㎡以内かつ1棟当たり 517,000,000円以内)。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、93,300円/㎡以内かつ1棟当たり 933,000,000円以内(マンションにあっては、86,400円/㎡以内かつ1棟当たり 864,000,000円以内)とする。なお、住宅(マンションを除く。)にあっては上記 57,000円を 39,900円、570,000,000円を 399,000,000円と読み替え、ただし書きは適用しない。	助成対象費用の 9/10。ただし、分譲マンション以外の建築物の延べ面積 5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の 17/30
建替え及び除却に要する費用	次の1及び2のいずれか低い額 1 実際に建替え及び除却に要する費用 2 57,000円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり 570,000,000円以内(マンションにあっては、51,700円/㎡以内かつ1棟当たり 517,000,000円以内)。 ただし、建替えを行うにあたっては耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅(マンションを除く。)にあっては上記 57,000円を 39,900円、570,000,000円を 399,000,000円と読み替える。	助成対象費用の 9/10。ただし、分譲マンション以外の建築物の延べ面積 5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の 17/30

※助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

第12節 緊急輸送対策関係

第4 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

別表第2（第7条、第7条の2、第8条、第11条、第12条、第14条関係）

書類名	様式	添付書類
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書	第1号	案内図 配置図 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） 見積書（年度ごとの支払い額がわかるもの） その他市長が必要と認めた書類
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書	第2号様式の2	申請内容の変更を示す図書 その他市長が必要と認めた書類
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書	第3号	（共通） 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 確認通知書（写）又は建築年月日を証する書類 代表者承諾書と共有者全員の同意書 （建物の所有者が複数の場合） 管理組合の規約と耐震改修等の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの管理組合の場合） 法人全部事項証明書（法人の場合） 沿道建築物であることが確認できる書類 その他市長が必要と認めた書類 （1）補強設計の場合 設計者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面（写） 耐震診断結果報告書（概要書） 設計見積書 設計工程表（概要） （2）耐震改修の場合 土地の所有者の承諾書（借地の場合） 工事に関する設計図書 補強設計結果報告書（概要書） 補強計画に係る評定書 工事見積書 工事工程表（概要） （3）建替えの場合 土地の所有者の承諾書（借地の場合） 耐震診断結果報告書（概要版） 工事に関する設計図書

書類名	様式	添付書類
		耐震改修に要する費用を示す書類 工事見積書 工事工程表（概要） 管理組合の規約及び建替えを行う旨が記載された書面（申請者が分譲マンション管理組合の場合） (4) 除却の場合 土地の所有者の承諾書（借地の場合） 耐震診断結果報告書（概要版） 耐震改修に要する費用を示す書類 工事見積書 工事工程表（概要） 管理組合の規約及び除却を行う旨が記載された書面（申請者が分譲マンション管理組合の場合）
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金着手届	第6号	契約書の写し、工程表
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計変更承認申請書	第7号	申請内容の変更を示す函書 変更契約書（写）（変更が生じた場合に限る。） その他市長が必要と認めた書類
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付変更申請書	第8号	申請内容の変更を示す函書 その他市長が必要と認めた書類変更契約書(写)
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書	第11号	（共通） 費用明細書 費用の支払いを証する書類（写） 実施工程表（複数年度にわたり事業を行う場合に限る。） (1) 補強設計 補強設計結果報告書（評定書がある場合は、概要版） 補強計画に係る評定書 (2) 耐震改修、建替え及び除却 写真（着手前、中間時、完了時）

第5 災害時臨時離着陸場候補地

No	施設名	所在地	確保面積 (m ²)	現況	備考
1	東光寺グラウンド	栄町 5-5 先	2,025	河川敷	
2	浅川スポーツ広場	万願寺 5-3 先	4,500	広場	
3	豊田児童グラウンド	豊田 1-3 先	2,025	河川敷	
4	多摩川総合グラウンド	(新井) 万願寺 1-1-2 先	4,500	河川敷	
5	市民の森スポーツ公園	日野本町 7-12		グラウンド (公共等)	
6	日野市立多摩平第一公園	多摩平 4-2		公園	日野市立病院
7	平山台健康・市民支援センター	平山 2-1-1	2,800	グラウンド (公共等)	
8	万願寺中央公園グラウンド	万願寺 4-20		グラウンド (公共等)	

第6 車両用燃料補給所一覧

ガソリンスタンド名	所在地	電話
荒木産業株式会社 ENEOS 日野台ステーション	多摩平 6-41-5	042-582-2037
株式会社 馬場商会 日野 SS (昭和シェル)	日野本町 4-3-8	042-582-0005
ネクサスエナジー株式会社	石田 2-2-5	042-587-0300

第7 タクシー業者一覧

会社名	所在地	電話
日野交通株式会社	新町 1-18-7	042-582-0161
南観光交通株式会社	程久保 8-3-2	012-037-3049
都民交通	多摩平 6-25-8	042-581-7654

第8 日野市災害対策協力会社一覧

番号	会社名	所在地
1	(株)アオキ	旭が丘6-8-30-101
2	(有)青木工業所	東豊田3-8-4-202
3	(株)秋間ボーリング商会	平山4-13-24
4	Asimina	川辺堀之内93-2
5	(有)岩田建設	豊田2-48-1
6	(株)生沼組	万願寺4-12-10
7	(株)大塚設備	百草2027
8	(有)大平電気	落川67
9	(株)長田工務店	多摩平5-5-5
10	(株)オバナ	東豊田4-27-4・6号
11	(株)加藤鉄建	栄町1-21-14
12	(有)加藤商会	大坂上4-1-9
13	(有)金子土建	万願寺3-42-6
14	(株)協栄土木設備	旭が丘2-28-3
15	共同緑地(株)	旭が丘2-31-23
16	(株)建友	東豊田3-8-4
17	(有)小島設備工業所	日野台1-15-24
18	桜建設(株)	三沢2-18-3
19	(株)三翔設備工業	万願寺1-24-3
20	(有)三多摩造園	南平9-34-2
21	(株)四季庭	多摩平3-9-1
22	秀峰建設(株)	神明4-22-1
23	眞生工業(株)	大坂上2-10-11
24	(株)新興	日野本町4-2-28
25	(株)高木電設	日野本町6-5-12
26	(株)瀧澤建設	新町4-26-11
27	(株)田中電気商会	百草793
28	多摩住宅保全(株)	多摩平7-5-1
29	(株)トウトエンジニアリング	大坂上2-7-11
30	(株)敏栄工務店	南平6-1-11
31	西野土建(有)	日野1278-1
32	日産緑化(株)多摩支店	八王子市高倉町5-8
33	(株)日東鑿井工業所	高幡159
34	(有)日野住宅設備	日野本町6-6-72
35	(有)本田建設	南平8-12-69

第12節 緊急輸送対策関係

第8 日野市災害対策協力会社一覧

番号	会社名	所在地
36	真野設備工業(株)	大坂上4-6-6
37	丸石産業(有)	百草1041-3
38	(株)美多摩サービス社	多摩平7-5-3
39	株式会社三幸建設	東豊田1-20-1
40	(株)明光電設	旭が丘3-3-32
41	(株)百草造園	落川96
42	(株)守重建設	南平8-5-17
43	安田建設(株)	南平5-25-10
44	(有)山田設備	東平山2-28-7
45	(有)綾苑	栄町2-19-8
46	(有)渡辺管工	東豊田2-33-12

第13節 災害救助法関係

第1 「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知) 災害の被害認定統一基準(抜粋)

○「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知)
災害の被害認定統一基準(抜粋)

区分		統一基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし「軽傷者」とは、1月末まで治癒できる見込みのものとする。
物的被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊・全焼 (全流出)	<ul style="list-style-type: none"> 住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数および人員を報告する。なお住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	住宅半壊(半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

第2 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月）（抜粋）

○災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月）（抜粋）

【 総 則 】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。

2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。

被害の程度	認定基準
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※被害認定基準による

*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。

3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用

被害認定基準等は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「罹災証明書」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

※平成25年6月21日に改正された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないと定められたところ（法第90条の2）。

※罹災証明書の交付に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、その交付基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給の申請などに必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、本運用指針等を参考として地方公共団体が交付しているところである。

4. 適用範囲

本運用指針は、地震、水害及び風害による下表のような住家被害を想定して作成したものである。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき適切に被害認定を行う。

第13節 災害救助法関係

第2 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月）（抜粋）

災害	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none">地震力が作用することによる住家の損傷地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	<ul style="list-style-type: none">浸水することによる住家の機能損失等の損傷水流等の外力が作用することによる住家の損傷水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	<ul style="list-style-type: none">風圧力が作用することによる住家の損傷暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

第3 災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村(条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
	2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害		上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)		
災害障害見舞金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

*上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

第4 災害救援物資等の支給(日本赤十字社東京都支部)

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ1晩以上 避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

第5 災害援護資金の貸付

第13節 災害救助法関係

第5 災害援護資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度（都福祉保健局・区市町村）	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>（注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国</p> <p>2/3 都</p> <p>1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>
災害援護資金・都制度（都福祉保健局・区市町村）	国制度と同じ	<p>1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>2 実施主体 区市町村（要綱）</p> <p>3 経費負担 都 10/10</p> <p>4 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷</p> <p>2 家財の1/3以上の損害</p> <p>3 住居の半壊</p> <p>4 住居の全壊</p> <p>5 住居の全体が滅失又は流出</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%以内（据置き期間中は無利子）</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>

第6 生活福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金（福祉資金）（都福祉保健局）	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金（緊急小口資金）（都福祉保健局）	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 10万円以内	1 据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

第7 被災者生活再建支援金の支給

1. 根拠法令

被災者生活再建支援法

2. 実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）

3. 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は、次の区域に係る当該自然災害。

- (1) 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村
- (2) 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- (3) 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は (2) の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- (5) (3) 又は (4) の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、(1)、(2)、(3) のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- (6) (1) 若しくは (2) の市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

4. 制度の対象となる被災世帯

3の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

5. 支援金の支給額

	基礎支援金	加算支援金		
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
②解体	50万円	建設・購入	200万円	250万円
③長期避難		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

第8 中小企業への融資

機関名	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資 ※1	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金用途：運転資金、設備資金 2 対象企業：都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、事業税その他租税の未申告・滞納がないこと。東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により被害を受けたもの 3 対象災害：次の(1)または(2)に該当するものうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認められたもの 4 限度額：8,000万円 5 利率：固定2.1% ※責任共有制度の対象外となる場合 固定1.9% 6 期間：10年以内（措置期間1年以内を含む） 7 保証人：原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。 8 担保：原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合には不要。 9 信用保証：東京信用保証協会の信用保証を要する。 10 信用保証料：保証協会の定めるところによる。ただし都が全額補助する。 11 返済方法：分割返済（元金据置期間は1年以内）。年以内）ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
	経営安定融資「区市町村認定書不要型」（略称：経営一般） ※1	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金用途：運転資金、設備資金 2 対象企業：都内に住所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合。 3 限度額：2億8,000万円円 組合4億8,000万円円 4 利率：融資期間に応じて年1.9%～2.6%以内（2025年(令和7年)10月現在） 5 期間：10年以内（据置期間2年以内を含む。） 6 保証人：原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要。 7 担保：原則として、信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合には不要。 8 信用保証：東京信用保証協会の信用保証を要する。 9 信用保証料：保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。 10 返済方法：分割返済（元金据置期間は2年以内）
株日本政策金融公庫	災害貸付 ※2	通常の各融資制度の融資限度額に1災害あたり3,000万円を上乗せ。返済期間は10年以内。
中小企業基盤整備機構	災害復旧貸付 ※3	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付対象者：既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者に対し、融資。 2 貸付割合：貸付対象施設の設置資金に要する額の90%以内。 3 償還期限：据置期間を含む20年以内であって、都が適当と認める期限 4 据置期間：3年以内であって、都が適当と認める期限 5 金利：無利子

出典) ※1：令和7年度 東京都中小企業制度融資要項【令和7年10月1日改定版】（都産業労働局、2025年10月）

※2：株式会社日本政策金融公庫HP「災害貸付」（2025年9月最終確認）

(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/saigaikashitsuke_m.html)

※3：高度化事業ハンドブック（独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部、2023年6月）

第9 農林漁業関係者への融資

①株式会社日本政策金融公庫による融資

区分	資金の種類	融資対象となる事業	融資限度額	償還期間 (うち据置期間)
農 林 水 産 事 業	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	(一般) 600万円 【特認】 年間経営費等の6/12以内	15年以内 (3年以内)
	農林漁業施設資金	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は1施設あたり300万円(特例1施設あたり600万円のいずれか低い額)	15~25年以内 (3~10年以内)

出典) 株式会社日本政策金融公庫HP (2025年9月最終確認)
(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/keieitai.htm>)
農林水産省HP (2025年9月最終確認)
(https://www.maff.go.jp/j/g_biki/yusi/keiei/250326_4.html)

第13節 災害救助法関係

第9 農林漁業関係者への融資

②経営資金等の融通（貸付主体は金融機関。都は国の補助を得て利子補給する。）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金（一般及び激甚）	経営資金	種苗、肥料、漁業用 燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者 ※1 3.0%以内 3割被害者 ※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内 ～6年以内 （激甚災害の場合は4年以内～7年以内）	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
<p>（融資条件）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。</p> <p>（貸付限度）[経営資金] ・個人は200万円以内（政令で定める資金500万円以内）なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人は2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内） [事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内</p> <p>（注）① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 ② 上記表の利率（年利）</p> <p>※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者または50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者または70%以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。</p>						

第 10 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例

○日野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 9 日
条例第 44 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
 - 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
 - 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
 - 第 5 章 雑則(第 16 条・第 17 条)
- 付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(昭和 57 条例 32・平成 31 条例 8・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、「市民」とは、災害により被害を受けた当時、日野市の区域内に住所を有した者をいう。

(平成 31 条例 8・全改)

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭和 57 条例 32・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項に規定する遺族の範囲とし、その順位

は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭和50条例34・平成23条例31・平成31条例8・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭和50条例34・全改、昭和51条例39・昭和53条例35・昭和56条例32・昭和57条例32・平成3条例26・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し市長の避難の指示に従わなかった場合その他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合
(平成 31 条例 8・一部改正)

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。
(平成 31 条例 8・一部改正)

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(昭和 57 条例 32・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭和 57 条例 32・追加)

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 250 万円とし、その他の場合にあつては 125 万円とする。

(昭和 57 条例 32・追加、平成 3 条例 26・一部改正)

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭和 57 条例 32・追加)

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(昭和 57 条例 32・旧第 3 章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭和 57 条例 32・旧第 9 条繰下・一部改正、平成 31 条例 8・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1 災害における1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3 分の1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

(3) 第1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10 年とし、据置期間はそのうち3 年(令第7 条第2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(昭和50 条例34・昭和51 条例39・昭和53 条例35・昭和56 条例32・一部改正、昭和57 条例32・旧第10 条繰下、昭和62 条例15・平成3 条例26・平成31 条例8・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5 パーセントとする。

3 第1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9 条の違約金を包含するものとする。

(平成31 条例8・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13 条、第14 条第1 項及び第16 条並びに令第8 条、第9 条及び第12 条の規定によるものとする。

(昭和57条例32・旧第12条繰下・一部改正、平成31条例8・令和元条例37・一部改正)

第5章 雑則

(令和元条例37・章名追加)

(支給審査委員会の設置)

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和元条例37・追加)

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和57条例32・旧第13条繰下、令和元条例37・旧第16条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則(昭和50年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和50年1月23日から適用する。

付 則(昭和51年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和53年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和57年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(昭和62年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

第13節 災害救助法関係

第10 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例

付 則(平成3年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(平成23年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

付 則(平成31年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

第11 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年11月5日
規則第50号

目次

- 第1章 総則(第1条)
 - 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
 - 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
 - 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)
 - 第5章 雑則(第18条—第28条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、日野市(以下「市」という。)の区域外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日

第13節 災害救助法関係

第11 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第1号様式)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 災害援護資金借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする災害援護資金借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、災害援護資金借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、災害援護資金借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定

通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(第5号様式)(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書をいう。以下同じ。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書をいう。以下同じ。)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する災害援護資金借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金支払猶予承認通知書(第8号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金支払猶予不承認通知書(第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書(第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(第12号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除

第13節 災害救助法関係

第11 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(第14号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(第15号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかにその旨を市長に災害援護資金氏名等変更届(第16号様式)により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会)

第18条 条例第16条の規定により設置する支給審査委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関すること。
- (2) 災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。

(組織)

第19条 委員会は、必要の都度、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師 3人以内
- (2) 弁護士 2人以内
- (3) 日野市健康福祉部長の職にあるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 4人以内

(委員の任期等)

第20条 委員の任期は、委嘱の日から3年間とし、再任は妨げない。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第21条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長ともに事故があるときは、市長が招集する。

2 委員長は、委員会において会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長ともに事故があるときは、市長が会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第24条 委員が委員会に出席した場合の報酬及び費用弁償については、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)に定めるところによる。ただし、日野市の職員には支給しない。

(関係者の出席)

第25条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第26条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(委員会に関し必要な事項)

第27条 第18条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第13節 災害救助法関係

第11 日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則(昭和57年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(平成31年規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年規則第38号)

この規則は、日野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例37号)の施行の日から施行する。

付 則(令和3年規則第19号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正前の日野市介護保険事業所の指定等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和5年規則第17号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第14節 協定・災害協定等一覧

第1 市町村相互応援協定等

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	震災時等の相互応援に関する協定	八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・西東京市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村	1996年3月1日
2	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県秦野市	2008年4月21日
3	日野市・会津若松市 災害時相互応援協定	福島県会津若松市	2008年9月22日
4	災害時相互応援協定	静岡県富士宮市	2009年12月18日
5	災害時相互応援協定	長野県諏訪市	2015年7月8日
6	大規模災害時における相互応援に関する協定	八王子市・立川市・府中市・調布市・国立市・甲府市・諏訪市・山梨市・大月市・韮崎市・茅野市 (甲州街道サミット参加市)	2016年3月31日
7	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・西東京市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村	2021年12月27日

第14節 協定・災害協定等一覧

第2 情報受伝達関係

第2 情報受伝達関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	日野市防災行政無線局（地域防災無線一般局）の設置に関する協定	東京消防庁日野消防署	1994年2月22日
2	災害発生時の防災情報放送業務等に関する協定	日野ケーブルテレビ株式会社（現株式会社ジェイコム日野）	2005年11月14日
3	非常通信の運用に関する協定	東京消防庁日野消防署	2008年3月17日
4	日野市内における水道事故時の情報連絡等に関する確認	東京都水道局八王子給水事務所長	2011年2月1日
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	2011年10月6日
6	災害時における広報紙の配布協力等に関する協定	日野市新聞組合	2013年8月29日
7	防災行政用無線の再送信に関する協定	株式会社ジェイコム日野	2015年6月26日
8	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム日野	2016年9月1日
9	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン	2017年7月26日
10	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	2019年4月1日

第3 医療救護関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時の医療救護活動についての協定	社団法人日野市医師会	1979年4月1日
2	災害時の医療救護活動についての協定	社団法人日野市薬剤師会日野市部	1997年11月10日
3	災害時の歯科医療救護活動についての協定	社団法人東京都八南歯科医師会 社団法人東京都八南歯科医師会日野支部	1997年11月26日
4	災害時における医薬品等の調達協力に関する協定	株式会社バイタルネット東京支店	2013年9月26日
5	災害時における医薬品等の調達協力に関する協定	株式会社スズケン八王子支店	2013年9月26日
6	災害時における医薬品等の調達協力に関する協定	酒井薬品株式会社八王子営業所	2013年9月26日
7	災害時における医薬品等の調達協力に関する協定	東邦薬品株式会社八王子営業所	2013年9月26日
8	災害時における医薬品等の調達協力に関する協定	アルフレッサ株式会社八王子支店	2013年9月26日
9	災害時における医薬品等の調達協力に関する協定	株式会社メディセオ	2013年10月30日
10	災害時における要援護者等の緊急受け入れに関する協定	株式会社シティホテル高幡	2014年2月28日

No.	協定名	協定先	締結年月日
11	災害時における協力体制に関する協定	コニカミノルタ株式会社 日野市立病院	2015年2月27日
12	災害時の応急救護活動における妊婦及び母子の支援活動に関する協定	一般社団法人東京都助産師会 八南助産師会	2015年3月30日
13	日野市と公益社団法人日野市医師会との地域包括的連携協力に関する協定	公益社団法人日野市医師会	2019年2月21日
14	災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定	医療法人社団平成優和会 百草の森ふれあいクリニック	2019年12月26日
15	柔道整復師の協力に関する協定	公益社団法人東京都柔道整復師会南多摩支部	2021年2月17日

第4 避難対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	避難所施設利用に関する協定	東京都立日野高等学校	1997年3月26日
2	避難所施設利用に関する協定	東京都立南平高等学校	1997年4月22日
3	避難所施設利用に関する協定	東京都立日野台高等学校	1997年4月22日
4	避難場所施設利用に関する協定	日野自動車工業株式会社	1998年8月1日
5	避難場所施設利用に関する協定	学校法人明星学苑	1998年11月1日
6	避難場所施設利用に関する協定	学校法人杉野学園	2001年2月27日
7	避難場所及び避難所施設利用に関する協定	宗教法人 金剛寺	2006年4月10日
8	避難場所施設利用に関する協定	コニカミノルタビジネスエキスパート株式会社コニカミノルタ東京サイト（日野）	2007年1月26日
9	避難場所施設利用に関する協定	学校法人沖永学園	2007年10月26日
10	障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定	東京都立七生特別支援学校	2013年3月29日
11	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人寿優和会 特別養護老人ホーム 浅川苑	2014年3月31日
12	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人マザアス 特別養護老人ホームマザアス日野	2014年3月31日
13	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人隆山會 特別養護老人ホーム豊かな里	2014年3月31日
14	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人寿優和会 特別養護老人ホームあすなる	2014年3月31日
15	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人大家族 特別養護老人ホームシンフォニア	2014年3月31日

第14節 協定・災害協定等一覧

第4 避難対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
16	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団英世会 介護老人保健施設 カトレア	2014年3月31日
17	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団英世会 介護老人保健施設 サルビア	2014年3月31日
18	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団英世会 介護老人保健施設 ロベリア	2014年3月31日
19	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団心施会 介護老人保健施設 高幡みさわの杜	2014年3月31日
20	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団佐々木クリニック 介護老人 保健施設クローバー	2014年3月31日
21	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	株式会社シルバービレッジ シルバービ レッジ日野	2014年3月31日
22	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	株式会社木下の介護 ライフコミュニン 日野	2014年3月31日
23	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	株式会社ニチケアパレス ニチイホー ム高幡不動	2014年3月31日
24	災害時等における協力に関する協定	東京電力株式会社 労務人事部総合研修センター	2015年2月18日
25	災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定	南観光交通株式会社	2015年3月31日
26	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人東京光の家	2015年12月1日
27	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人東京都社会福祉事業団 日 野療護園	2015年12月1日
28	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人東京緑新会 多摩療護園	2015年12月1日
29	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人東京都社会福祉事業団 東 京都七生福祉園	2015年12月1日
30	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人夢ふうせん	2016年7月1日
31	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人緑樹会 介護老人福祉施設 ラペ日野	2016年7月1日
32	水鳥救護研修センターの一部施設の利用について	環境省自然環境局野生生物課	2018年11月19日
33	災害時等における施設の一部利用に関する協定	学校法人実践女子学園	2018年12月12日
34	災害時等における避難者輸送等に関する協定	一般社団法人バスユナイテッド セーフ ティ	2019年4月17日

No.	協定名	協定先	締結年月日
35	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人あかつき 特別養護老人ホーム花子	2019年9月17日
36	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団充会 多摩平の森の病院	2019年9月17日
37	災害時等における避難者の移送・介助に関する協定	社会福祉法人日野市社会福祉協議会	2020年6月1日
38	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人おおぞら	2020年8月1日
39	車両一時避難場所利用に関する協定	イオンモール株式会社	2021年1月21日
40	避難所施設利用に関する協定	東京都公立大学法人	2021年1月21日
41	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	東京都立八王子東特別支援学校	2021年3月11日
42	水害時における特別緊急避難ステーションとしての施設利用に関する協定	多摩都市モノレール株式会社	2021年5月1日
43	災害時における避難者等の緊急受け入れに関する協定書	ホテルブーゲンビリア日野	2021年11月18日
44	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人すすかけの会	2022年8月22日
45	災害時における施設利用に関する協定	株式会社瀧澤建設	2023年5月9日
46	災害時における避難者の移送等に関する協定書	フィールメディカルサービス株式会社	2024年4月25日
46	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	株式会社ラピオン	2025年5月12日
47	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	合同会社せせらぎ	2025年9月1日

第5 駅周辺混雑緩和対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	バスロケーションシステム案内表示機の使用に関する協定	西東京バス株式会社	2014年2月28日

第6 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	応急給水資機材の維持管理及び運用に関する協定	東京都水道局	1983年3月24日

第14節 協定・災害協定等一覧

第6 食料、飲料水及び生活必需物資対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
2	災害時における物資調達の優先供給に関する協定	株式会社京王ストア高幡1店	1993年12月1日
3	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	コニカ株式会社東京事業場	1998年1月10日
4	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	日野自動車工業株式会社	1998年3月2日
5	災害時におけるプロパンガス等調達の優先供給に関する協定	社団法人東京都エルピーガス協会南多摩市部日野部会	2001年2月27日
6	災害時における物資調達の優先供給に関する協定	ひの市民リサイクルショップ 回転市場	2001年2月27日
7	災害時における物資調達の優先供給に関する協定	社団法人日野市シルバー人材センター	2001年2月27日
8	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	学校法人杉野学園	2001年2月27日
9	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	富士電機システムズ株式会社 オートメーション事業本部東京工場	2009年12月16日
10	災害時における物資の供給協力に関する協定	東京南農業協同組合	2010年5月19日
11	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社食品の店おおた	2013年8月23日
12	災害時における物資の供給協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	2014年1月21日
13	災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	株式会社馬場商会	2014年2月28日
14	災害時における食料品（クッキー等）の供給協力に関する協定	株式会社洋菓子舗ウエスト日野工場	2014年3月6日
15	災害時における要配慮者用食品の供給協力に関する協定	ヘルシーフード株式会社	2014年3月7日
16	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	2016年8月31日
17	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	帝人ファーマ株式会社	2018年5月21日
18	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	日野産業	2020年4月1日
19	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定	日野市米穀小売商組合	2020年11月5日

No.	協定名	協定先	締結年月日
20	日野市・東京南農業協同組合との災害時における協力に関する協定	東京南農業協同組合	2021年4月2日
21	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都	2023年6月26日

第7 災害復旧対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時における水道施設の応急対策に関する協力協定	日野市管工事組合	1990年6月1日
2	災害時における発生後の協力に関する協定（H27.1.28 名称変更）	日野市災害対策協力会	2004年6月25日
3	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	2015年6月11日
4	災害時における緊急設備及び下水道管路施設の復旧支援に関する協定	株式会社日野衛生公社	2015年12月1日
5	災害発生後の協力に関する協定	東京土地家屋調査士会立川市部	2016年3月1日
6	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社	2020年8月25日

第8 緊急輸送対策関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時における緊急輸送業務に関する協定	社団法人東京都トラック協会多摩市部	2001年2月27日
2	災害時における緊急支援物資等の輸送に関する協定	日野市資源リサイクル事業協同組合	2014年3月25日
3	災害時における物資等の輸送に関する協定	株式会社 日野環境保全	2015年3月11日
4	災害時における緊急物資輸送及び物資配送等拠点の運営に関する協定	ヤマト運輸株式会社	2021年9月27日
5	災害時における緊急物資輸送及び物資配送等拠点の運営に関する協定	佐川急便株式会社	2023年5月21日

第14節 協定・災害協定等一覧

第9 ボランティア関係

6	災害時における緊急物資輸送及び物資 配送等拠点の運営に関する協定	福山通運株式会社	2023年3月31日
---	-------------------------------------	----------	------------

第9 ボランティア関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人日野市社会福祉協議会	2008年3月21日
2	災害時における外国人支援ボランティア活動に関する協定	日野市国際交流協会	2015年3月26日

第10 災害廃棄物関係

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	災害時における緊急設備支援に関する協定	株式会社日野衛生公社	2001年2月27日

第11 その他の協定等

No.	協定名	協定先	締結年月日
1	消防水利の設置及び管理に関する協定	東京消防庁日野消防署	1991年3月26日
2	用水路の流水の使用及び用水路水門の開閉に関する協定	日野市用水組合連合会	2005年9月16日
3	大規模災害発生時における施設等使用に関する協定	警視庁日野警察署	2006年12月14日
4	災害時における避難者に対する理容サービス業務の提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合南多摩市部支部	2008年5月1日
5	災害時における動物救護に関する協定	公益社団法人東京都獣医師会 公益社団法人東京都獣医師会南多摩支部	2009年9月1日
6	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	東京多摩葬祭業協同組合	2013年6月17日
7	指定避難所等案内表示に関する協定	東電タウンプランニング株式会社多摩総支社	2015年7月28日
8	避難誘導標識の設置及び維持管理に関する協定	特定非営利活動法人都市環境標識協会	2016年3月16日
9	災害時における施設使用等に関する協定	東京都	2017年8月29日
10	災害時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	2018年3月1日
11	災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会八王子支部	2019年4月17日

12	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	美鈴紙業株式会社	2020年9月29日
13	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	興亜紙業株式会社	2020年10月16日
14	災害時における給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京株式会社	2021年2月1日
15	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	2021年3月26日
16	無人航空機による情報収集及び避難所等における警備業務に関する協定	総合警備保障株式会社	2021年10月25日
17	災害時における衛生物資等の供給協力に関する協定書	株式会社アインファーマシーズ	2022年6月17日
18	災害時における人員及び車両の提供等 地域支援に関する協定	株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局	2023年5月29日
19	災害時における給電車両貸与に関する協定	S&D 多摩ホールディングス株式会社 トヨタ S&D 西東京株式会社	2023年5月29日
20	災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定	公益社団法人東京都栄養士会	2024年1月22日
21	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	東京消防庁日野消防署	2025年1月10日

日野市地域防災計画修正の経過

作成または修正の年度	備考
昭和43年1月	日野市地域防災計画策定
昭和46年3月	一部修正
昭和48年3月	一部修正
昭和49年9月	一部修正（加除式）
平成2年度	一部修正（加除式）
平成6年度	一部修正（加除式）
平成8年度	一部修正
平成10年度	一部修正
平成17年度	一部修正
平成25年度 （平成26年3月）	平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、本冊及び別冊資料編として全部修正。 本冊に震災編、風水害編、大規模事故編、火山災害編、原子力災害編、東海地震対策編（警戒宣言に伴う対応措置）を収載。 資料編を別冊とする。
令和3年度	地震災害対策編、風水害・特殊災害編、別冊資料編として全部修正。
令和5年度	一部修正
令和7年度	一部修正

日野市地域防災計画

（令和7年度修正）

【資料編】

令和8年3月発行

編集発行 日野市防災会議
（事務局）日野市総務部防災安全課
〒191-0016 日野市神明 1-11-16
電話 代表 042-585-1111